刑政第40巻第8号
矯正図書館

刑政

第四十卷　八月號　第八號

行刑の人情主義	卷頭言	2
集合教誨論	富井隆信	11
適性考査の實證	瀧川秀雄	52
往生の意義	窪川旭丈	34
あんらくねす	はるひこ生	56
眞木喬氏の訃	香川又二郎 有馬四郎助	73
刑務教誨及刑務教育に就て	辻敬助	4
死刑廢止に就ての話		16
怪談とその劇と會	粟野鳴人	40
白耳義がん刑務所に就て	泉二新熊	27
JAPANESE PRISON AS I SEE IT	J. W. Metcalf	
ムツソリーニの伊太利	エドワード・オルツシ	45
懸賞當選文・西瓜の味・遺蹟巡禮・鼠評眼讀者の頁・家庭の頁・叙任辭令・行刑令規		
附錄　拘禁生活ノ衛生學的觀察	芥川信	

財團法人 刑務協會發行

矯正図書館

暑中御伺

昭和二年八月

刑務協會

職員一同

獨逸ベルリンのカイゼル・ウイルヘルム勞働研究所に於ける適性檢査

(1)は腕の運動による精力の消費及ひ之に伴ふ疲勞の檢査です。極査裝置の一部たる杆を上方に擧げると共に吐出する呼吸を測り、同時に實行せられたる勞働の分量を記入する仕組です。鼻腔は塞いで行るのです。

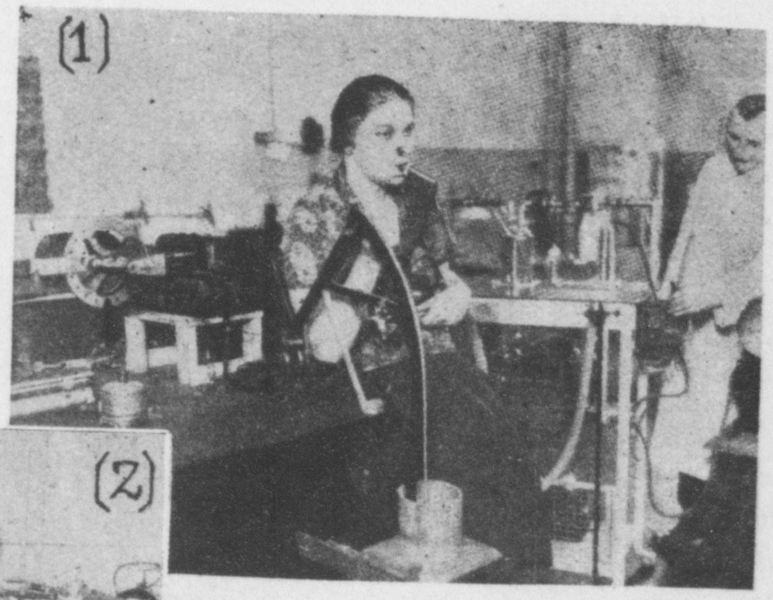

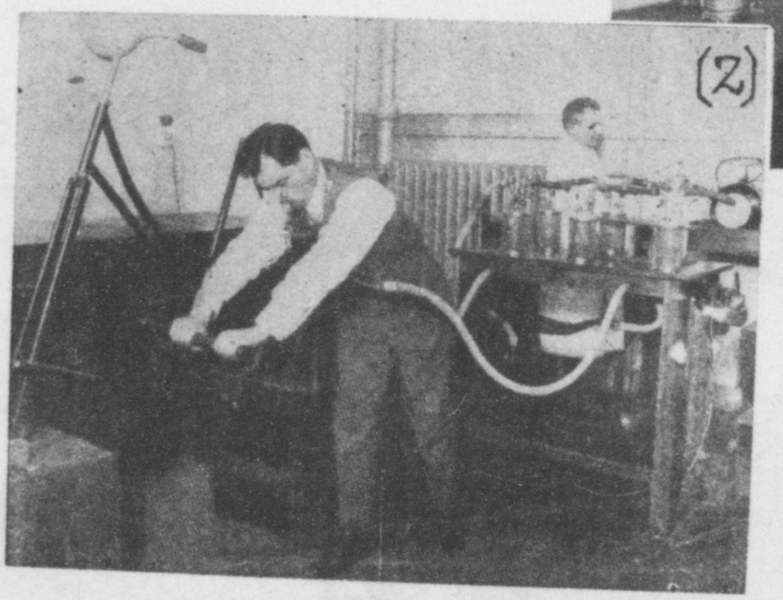

(2) 曲柄運動による呼吸の檢査です。曲柄の腕木の高さは床より一メートル、腕木の半徑は二十八センティメートル、曲柄の廻轉數は一分間約三十五回を最も適當なりと定められてゐます。運動中受驗者は鼻腔を塞いで、呼吸分析裝置と結ひつけられた吹口に氣息を吐くのです。(裏面につゞく)

刑政第40巻第8号

矯正図書館

刑政

第四拾卷
第八號

森寛齋筆　三幅對之內・夏

(3) 立つて勞働する者に對する適性檢査。

(4) 精巧なる手工に必要なる觸覺の檢査。

(5) 鑛山勞働者の適性檢査。詳細は本文九〇頁參照

刑政第40巻第8号　矯正図書館

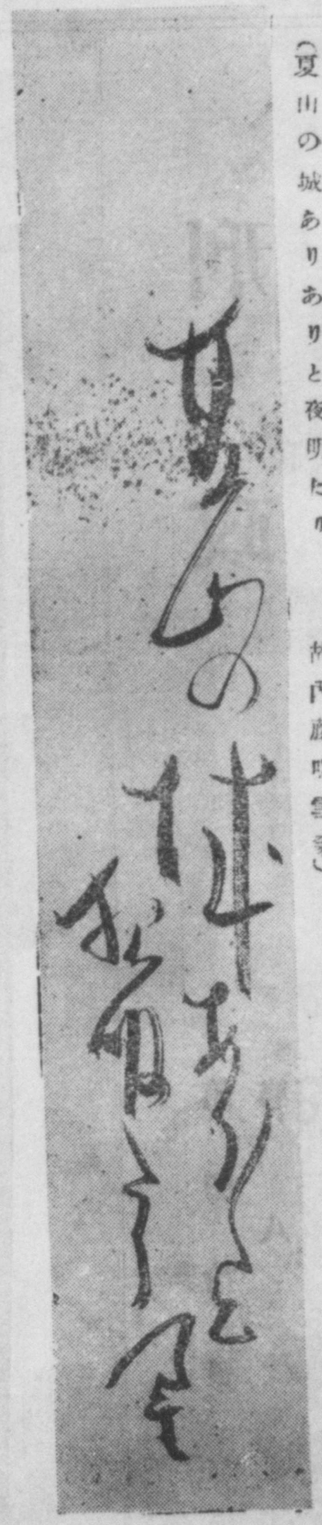

（夏山の城ありありと夜明たり　故内藤鳴雪翁）

行刑の人情主義

最近の行刑主法の中に人情主義 Humanitatsprinzip といふことが高調される樣になりました。

人情主義といふのは則ち人たるに値する點の保證であります。

獨逸憲法第百五十一條は「經濟生活の規準は人たるに値する存在の保證を限度として正義の原則を總てのものに適應しなければならぬ」と規定したことでありましたが、その人たるに値する存在の保證といふ觀念はやがて近時の行刑立法に影響を及ぼして來たのであります。

人たるに値する存在とは苟くも人たる以上それが普通人たると受刑者たるとを問はず人として享受して居るところの資格例へば着物を着用し食物を食べるが如きことを謂ふのであります。われ〳〵は人として存在する以上桎梏をかせらるることが不自然であり、鞭打たるることが不自然であることを感じますが、それ等は何れもわれ〳〵が人たるの價値の上より判斷してのことであります。

從來の行刑に於て、受刑者に對して果して此の人たるの價値が考慮せられて居つたでありましようか。

わたくしは、聯鎖や重屏禁や乃至は減食罰が有效視せられて居る今日の行刑に於て、その行刑が受刑者の人たるの價値を保證して行はれつゝあることを是認する譯に行きません。

凡そ人を改善せんとするに當て根本觀念を失つた手續のみによるときは其處に便宜といふことが重要視せられて結果は不合理に終る場合が多いようであります。刑務所に於て行狀善良であつた者が時として再犯に陷るのはこうした人としての價値を奪はんとする行刑の手續が殘されて居る結果ではあるまいか。

わたくしは、此の意味に於て今日の行刑がもつと根本に溯つて考へらるべきであることを信じます。そうして、今直ちに現行の制度を改廢することを要求する代りに少くとも刑務官諸君がその仕事の上に於て行刑の基調は受刑者に對する人情主義から始まるのだといふことを是認せらるるならば恐らく行刑の成績はもつと〳〵擧がるものではないかと思ひます。

（あき羅）

（東京　關井江亭先生畫）

刑政第40巻第8号
矯正図書館

刑務教誨及刑務教育に就て（一）

辻　敬助

はしがき

教誨教育を以て直に自由刑の實質（Wesen）を形作るものなりと爲すことは出來ないが而かも行刑の缺くべからざる構成要素（notwendige Bestandteil）たることに付ては何等疑の餘地がないのである。殊に近時の刑罰思想は行刑の倫理的目的即教養的目的を重視するに至り行刑は今や其の法律生活上に於ける價値及使命（制裁）の外に尙社會生活に對する倫理的價値（改善）を必要とするに至つたのであるから現今文明諸國の行刑に於ては教誨及教育の地位は一層其の重要さを增しつつあるのである。然るに本紙誌上などに是等の事項に關する研究や意見か極めて少ないのは斯道の爲め甚だ遺憾である。尤も教誨師各位の機關紙たる教誨研究には幾多有益なる資料が散見せらるゝのであるが各れも專門的立場よりの研究にして他の刑務官の研究や意見は全然見出すことが出來ないのである、依て玆に愚見や感想をとり雜せ教誨教育の素人觀を述べて專門家各位の參考に供することにする。

第一　教誨に就て

（一）教誨の意義

教誨とは收容者の精神に關する保護即內面的精神的生活殊に宗教倫理的生活の形成及其の實現に關する配慮で

あると思ふ。而して此の意味に於ける教誨は尙更に左の二に分けることが出來る。

a　一般的教誨、一般的教誨は各派に偏せず而かも宗教を基調として收容者の信仰心を涵養し精神を淨化し其の人格を改善充實せしめ以て社會生活に適應せしむるを目的とするもの

b　宗派的教誨、宗派的教誨は一宗一派の教義に依り其の信仰を有する者のみに付之を施し其の信仰心を助長せしむるを目的とするものの二にして獨乙に於ては前者を一般的教誨若は一般的精神の保護後者を宗派的教誨若は教會的教誨といふて居るのである。この宗派的教誨に付ては我國法制上何等明文上の根據なきを以て解釋上往々疑義の存する處である。私は我監獄法の所謂教誨中に宗派的教誨即宗派的信仰の保護をも當然包含するものと解釋することは聊か疑問とすべきも而かも立法者が之を排斥するの趣旨に出でたるものに非ずと信するのである。蓋し信仰の自由は帝國憲法に於ける重要なる大原則であつて苟も安寧秩序を害せざる以上は法律と雖とも此の根本原則を排除することを得ざるは勿論であるからである。又實際上の取扱に於ても收容者の具体的信仰の要求を阻害するか如きことなく收容者よりの要求に基き若は其の宗教上の關係者よりの願出あるときは機宜の方法を採り信仰心の滿足を得せしめつゝあるのであつて形式上に於ては解釋の疑義を殘し聊か不備不完の謗あるべきも實質的には宗教の自由は確實に保持せられて居るのである。

併しながら諸外國の立法例を見るに例は獨乙普國司法省主管刑務所管理及執行規程に於ては（一九二三年八月）『收容者自己の屬する宗派の僧侶より宗教上の勸話を聽かむことを請ふときは之を拒むことを得ず』と規定し又紐育州監獄法は特に信仰自由の條項を置き『收容者は何等の差別又は選擇を受くることなく信仰告白（profession）及禮拜を自由に行ひ且つ享受するの權利ある』旨を規定するが如く積極的に收容者の信教自由を保障すべき旨を規定するものが頗る多いのである。從て將來我國の立法に於ては此の點に關し相當の規定を設け是等に對する態

矯正図書館

度を明かにするの必要があると考へる。

(二) 國家と宗教との干係——

私は教誨の意義を明かにする爲め尙玆に國家と宗教との一般的關係に付き少しく觀察することにする。

抑も國家の權力は吾々の精神生活に對し直接に作用するには餘りに强大である。國家が程度を超えて或る一宗一派を奬勵し他宗派に抑壓を加ふるが如きことあらむか其の目的の如何を問はす概ね有害なる結果を齎らすことは宗教史上顯著なる事實である。併しながら私は之を以て直に國家が精神生活の發達に對し全然無關心たるべしとするのではない若し國家の目的が人生に於て道德的力を實現するに在り且つ其の使命が市民を保護するのみならず又人生の所有方面の關係を開發しそれ等に廣き發展力を與ふるに在るならは國家の使命は素より精神生活にまで延ひなければならないのである。即國家は精神生活の各部面及各異れる方向に於て其の發達に對して自由なる活動範圍を與ふることに留意するの必要があるのである。而かも同時に國家は宗教に對しては科學又は美術に對すると同樣に直接なる作用若は極端なる强制方法を採ることは斷然之を避けなければならぬのである。但し若し科學美術及宗教に於ける誤りたる施設等にして其の範圍を逸脫し國家の基礎を危殆ならしめ若は社會をして破壞的傾向に導きたるときは國家は自己防衛の爲め直に適當の措置を執るへきは勿論である。

國家と宗教との關係を以上の如く解釋し國家か宗教に對して其の自由の發達を保障するの義務を有するものなりとせは其の當然の結果として受刑者に對しても亦國家は其の宗教的欲求の滿足（殊に其の具体的信仰を有する者に付き）を可能ならしむへき義務かあり一面又寺院及教會に對し其の所屬の受刑者を宗教的に保護配慮するの權利を拒むことを得ない譯である。

併しなから吾々は受刑者の宗教的鍛練か行刑の最後の目的に非すして寧ろこは單に社會的復活の爲めの手段に

過きさることを常に念頭に置かなければならぬのである而かもこの單純なる社會的復活といふ外面的の目的を達する爲にも彼等に對する內面的影響を無視する譯には行かぬのである。教誨師の任務は道德的宗教的力を行刑に供給し之に依りて行刑の效果をして一層深からしむるに在るのである。

(三) 受刑者の教養能力に關する問題——

私は教誨教育の收容者に對する內面的影響の價値を固く信するものであるか刑事學者間には受刑者の教養能力に關して疑義を懷くもの少くないのである刑事學の泰斗ウルフエン (Wulffen) 氏は『犯罪に對する眞の悔悟は極めて稀である眞の悔悟は多くは他愛感情に含まるゝものである而かも此の他愛感情は犯罪人に付て之を見出すこと極めて稀である蓋し眞の悔悟は惡行を爲さゝることを欲するの域を謂ひ單に自己の利益の爲め即罰されさらむか爲めのみならす進んで被害者の私益及害されたる法律秩序の爲めに善行を維持する程度に至らなければならぬからである』といひ、又行刑學者クリーグスマン教授は『受刑者の精神狀態乃至其の思想性向は行刑の効果に依りて根本的に改善變更せらるゝといふことは極めて稀である云々』といふて居るのであるか併しなから吾々は彼等の反社會性犯罪性よりして直に彼等の精神生活を單調な無感覺なそして分化せさるものと考へる危險を避けなければならない。吾々は仔細に彼等を觀察するときは其の生活か多くは宗教觀念及宗教感情の充實か可能なることを見出すのである尤も彼等の前生活は宗教の影響に對し殆んと無關係の立場に在りたるものなるを以て其の宗教的感受性及興味は素より極めて稀薄なることも亦否むことを得さる事實である併しなから他面に於て拘禁生活の不自由なる狀態は宗教的影響を與ふるに極めて適當の機會であることも亦認めなければならぬのである。人間の內面的生活に關する效果を計數的に評價することは殆んど不可能のことであるが多くの刑務官は行刑の教養的作用として組織的な教誨は極めて價値あるものなること及教誨の作用は屢々他の行刑作用が全然效果なき場

合に於ても往々にして果實を齎らすことあるの事實を是認するのである。仍て教誨師は飽迄も彼等を悔悟に依り內面的に改善に導くことを目的として邁進すべきである。單に外觀的に遵法的な生活に復活せしめたるを以て滿足すべきでない故に教誨師は受刑者に對しては法律的外面目の着眼點に依らむよりは寧ろ倫理的宗教的の着眼點に依らなければならぬのである。尤も行刑の國家的目的達成を確むる場合に於ては（例へば假釋放の審議等に於て）全然着眼點を變へなければならぬことは勿論のことである。寺院及教會の教義を顧みざる者も尙遵法的生活を遂ぐることを得ることを實驗が教へて居るからである。

（四）一般的教誨に關する諸條件——

以上を以て大体教誨の意義及價値に關する私見を述べた、之れより教誨實施に關し吾々の採るべき態度用意等に付て私見を述ぶることゝする。併し私は宗教家に非ざるが故に玆には主として一般的教誨の立場から二三の注意すべき條件を擧ぐることにする。

a. 收容者の歸依の必要——教誨師に對する信頼の問題——

教誨に付て最も必要なる條件は受くる者が與ふる者に全き歸依と信任とを持つこと及與ふる者が受くる者の缺げたる精神的資產を與へ得る優越者たることである。此の如き優越性は單に官吏たるの地位に依り取得し得るものではない尙之に一つの精神的な就中道德的な優越性殊に熱烈なる信仰心と慈愛の念とか附加へられなければならぬのである。

b. 收容者の精神生活に關する知識の必要——個性調査——

次に必要なることは教誨師が收容者の內部的精神生活に關する完全なる知識を有すると云ふことである。此の目的の爲めに刑務教誨に於ては收容者の全外部的生活が充分に研究されなければならぬ。即彼の內部的生活

に對する結論を引き出す爲に收容者の最も近き周圍即兩親兄弟妻子上長部下等に對する態度尙進むでは彼の市民としての生活即其の社會生活が正確に調査されねばならぬ又同時に其の道德觀念、知識能力及其れに基ける精神の發達程度を調査することが必要である。尙其の發達のとりたる邪惡への轉向及轉向の時期場所及理由等を知ることが必要である。是等調査の方法としては公務所又は團體に對し身上照會を爲し又は各種科學的心理考査の方法を必要とするは勿論なるも最も重要なるは收容者自身より讀みとることである。中には直接收容者に對し特に質問を發しなければならぬものもあるが彼等が教誨師に對し深き信任を拂ふときは談話の際に自然に發見し得る場合が少なくないのである。

c. 自己の罪を承認せしむることを前提とすること

收容者は通常審問の際には罪を免かれむとして多くは詐言を吐くのである。かくて彼等は遂に詐りが第二の天性となるのである。甚しきに至りては度々の虛言を自ら信ずるに至る者がある。行刑官吏が彼等に接するときも又同樣である。彼等は恐らく自己の罪を拒み辯解し責任を他人に歸するを普通とするのであるが是等の者に對しては彼等か罪を拒む限りは彼等は詐欺者として取扱はるへきことを暗示されねはならぬそして此の如き態度は是非共總て打碎かれなければならぬ。即ち畢竟するに彼のみか罪あるものなりと認識せしめなければならぬのである。例へば他人に誘惑されたのであると辯解する者あらば誘惑さるゝことを欲する者のみ誘惑さるゝといふことを指摘すべきである。自己認識に目醒むる時其所に始めて內部生活の改造は成さるゝのである故に絕對に自己の罪を承認せしむることは教誨の第一要諦であると謂はねばならぬ受刑者にして自己の罪を覺らすして人を怨み法を難し不平を抱きつゝある間は眞の悔悟を認むることが出來ない。假令それが偶發的犯罪なるにせよ此の禍根を絕つに非らざれば釋放後再犯の虞なきを保し難いのである行刑の實際殊に教誨の職に當る

刑政第40巻第8号
矯正図書館

ものは克く此の點に注意しなければならぬ。

d. 友情的態度を持すること――他の官吏の立會を避くること――

教誨の作用を效果あらしめむとせば强制に依らず自由に依らねばならぬ又行刑の殆んど總ての部門に結合せる强制力は教誨を常に妨くる立場に在るのである故に彼等の情苦や疑問に對しては權力關係を以て臨む代りに眞の友情を以て接するの用意がなければならぬ。斯くて彼は始めて彼等の信頼を得ることが出來るのである。若し夫れ一度彼等が慰籍奬勵乃至は相談助力を教誨師に見出さんとするに至らは彼等は最早彼の掌中に歸したと云ふてよいのである。尙是等の友情的交際は立會人なく完全に打融けた場合に於てのみ行はれ得るのである立會人は彼等を束縛し自由なそして懇ろな氣分となることを妨げるからである。獨居拘禁制度は此の意味に於て教誨の仕事に對して特に好都合なのである。獨居制度を排斥する者も此の意味に於ける獨居の價値を認めなければならぬのである。

e. 各機關との連絡――

教誨師の職務を行ふに當りては常に刑務所の各機關との協同動作をとるの必要があるのである。全行刑が過分に教養的觀念を有する時即刑務所の長其他の官吏が單に行政事務を以て滿足せず進で其教養的效果を要求する場合に於ては此兩者の協同動作が益々有意義のものとなるのである。

以上は單に刑務教誨に關する二三の管見を述へたるに過ぎずして尙具体的問題としては教誨師任用の問題教誨施行の方法其の他教材の撰擇等幾多研究を要すへき重要問題が殘されてあるか是等の點に付ては他日稿を改めて論することにする。（つゞく）

集合教誨論

富井隆信

教誨は全人教育――啓蒙教誨――啓沃教誨――奬勵教誨
宗教教誨――法譬因緣の三說――說者の特長と氣持――
各種教誨の大地――轉宗改信を强要するのでない――

行刑に於ける教務は、それが行刑の一分科たるとともに、其の他の各分科に關係を有し、その根底となり、その始終をなすものであつて、可なり複雜廣汎な領域を占有してゐる。その教務には教誨、書籍、學科教育の如き收容者の精神を開拓しやうとする業務や、視察、審査、調査、統計、報告等の如き彼等を客觀的に取扱ふ事務や、保護者選定、家庭融和、釋放時要件の準備等の保護に關することや。釋放後の人事相談に應ずることまで雜多の事項があるから、それらを一々說明することは後日に讓り、さしあたり本篇は教誨、それも個人教誨のことは省きて、唯集合教誨について說明を試みやうと思ふのである。

總集教誨といへば教誨師が僧侶だから、宗教の哲理ばかりを說くか、大學で仕入れたノートの受賣でもするかさもなければ自宗の說教ばかりしてゐるかのやうに思はれてゐるかも知れぬが、そも〳〵教誨は全人教育である。全人教育――そんな名目が妥當だか妥當でないか知らぬが、左やうに名ける意味はできるだけ完全なる人格を具ふるやう教育するの義である。それだから一般の教育が智育情育意育聖育を具備することを企圖すると同じ

矯正図書館

ゆきかたでなければならぬ。だからわたくしは教誨を次の四種に分つことができると思ひます。

1　啓蒙教誨（智育）これは收容者の理性を對象としてその蒙を啓く、すなはち何等かの理解を與ふる教誨であります。或は學術や倫理の理論を解說することもありませう。或は社會の事相、政治、經濟、內外の事情等に就きて報告說明して常識を養はしむるやうにすることもありませう。地理歷史や美術文藝の談論にわたることもありませう。いづれにしても聽く者が「さういふわけだつたか」と新たに領解する何物かゝ與へられなくてはなりませぬ。

2　啓沃教誨（情育）これは聽者の感性を對象として、その純眞なものを誘發作興せしむる教誨であります。聽くうちに涙を誘はれ、笑を催されて、或は反省して自責悔慚し、或は感激して奮躍蹶起し、節義忠孝同情友愛等の感情を高潮せしむるもので、彼等の前に彼等自らが育ちながら氣づかない美はしき眞情の世界を開顯させるのであります。

3　奬勵教誨（意育）これは聽者の意志を對象としてそれを確固堅牢ならしむるやうに奬勵するのである、その方法としては多く克己忍耐自彊精進等の事實譚などを說き聞かすのであります。

4　宗教教誨（聖育）これはあながち宗教學や教理を講述するのではない、自己を內觀返照せしめ、高遠甚妙の力を感仰して、それに歸依せしむる信仰の誘導示誨であります。

教誨にはこの四種のものがあるが何れを偏癈しても全人教育の效果を擧ぐることはできぬと思ふ。故に教誨の教材は、宗教、學術、道德、社會にわたり。これを說くに法、譬、因緣の三說を以てするのである。

法說といふは理論的說明。

譬說といふは譬喩を以て理論をさとりやすく助顯する方法。

因緣說といふは古今東西の實例を擧げて、理論を具体的に提示するのである。

何事を說くにも法、譬、因緣の三が揃つた方が完全な說き方であるが、しかし說者には得手不得手がありて、或る人はほとんど因緣說を用ゐないで、いつも眞つ四角な法說ばかり、或る人は因緣說が巧みで、毎度其一本鎗。その中でも、或るものは感情的の因緣說が十八番で、聽者の涙を自由に絞る人がある。或るものは激勵的の因緣說に長じて、巧に聽者の血しほを浪立たせる人がある。

またその說きぶり、聲の調子や用語や態度が、座談的で平明淡々たるがあり。解說的で講義でもしてゐるやうに見えるのがあり。白熱的でもえつくやうなのもある。これも人に由てその体樣が座談的とか解說的とかに幾分固定してゐる傾きもあるが、大体はこれらの体樣が一席の教誨中に交錯するものである。要するに說者の心もちが聽者に理解せしめやうと望むときと、反求せしめやうと示唆するときがあるからでありませう。

說者には種々の特長や、氣もちがあるが、聽者にも程度、趣味、教誨に對する要望の不同がある。懷疑的な者もあり、新しき用語や科學的說明を喜ぶものがあり、因緣說を聞いて泣きたがるもあり、激勵されたがるもある。されど聽者の大部分は教育、思想の低級者であるから、說者は常に平易なる言葉を用ゐて常識的に說かなければならない。又感情的にも意思的にも强く印象するものは事實譚であるから、品位の退墮せざる限り因緣談を用ふることが必要である。さらばと云つて一席の時間がほとんど因緣談に奪ひ去られてもならない。涙や血の迸出跳躍がないからとて法說を控ふることは全人教育を盡くす所以でないからである。法說を重要ならしむるためには、一席限りの斷片よりも、連續講演にした方がよいと思ふ。

さてこゝで、も一度宗教教誨に戻つて述べなければならない。教誨は全人教育である、誨へて人たらしむるこ

矯正図書館

とを期するのである。それ故に教ふる道は人道である。が人道は宗教の信仰を離れては存在せぬと思ふ。こゝが學校の教育とちがうところで、我々は跳ぶもはねるも大地を離れられぬ如く、信仰を離れて人道は進み得られぬと思ふ。たとへば教務が行刑感化の礎底をなす如く、宗教教誨は各種の教誨の大地である。この大地に立たせなければ人道は歩めぬのである。叡智といひ情緒といひ意思といふも信仰の素地を有たなければ、收容中常に教誨を聞いてゐる間は感じてゐても、其は猶水に畫くが如く、釋放後の持續力活用力は、流れ去りて痕なきやうにもなるであらう。收容者が更生することは信仰に眼覺めることを基本とするのである。もちろん信仰は人道を包容するそれであつて、出家發心的の超人道の信仰を意味するのではない。然るに總集教誨で一派の宗教者が信仰をすゝめるならば信仰の壓迫になりはせぬかと疑ふものもあらう。が實際に於いてそういふことは無い。なぜなれば收容者のほとんど全部は無信仰者だからである。信仰の壓迫といふことは、甲の信仰をもてる者に、乙を信仰せよと強ふるか、又は甲の信仰を制止するかの場合であつて、無信仰者に信仰の必要をすゝむることは、全人教育としての當然で聊も壓迫といふべきことではない。

しかし收容者の中には、たとひ少數とはいへ、何宗かを信じてゐるものもあるたらう。その人達に對して、其宗以外の信者たる教誨師が自宗の信仰を說き聞かすのは、信教の自由を妨ぐることになるではないかといふ者もあらうが。それも轉宗改信を强要するのでないから、信教の自由を妨ぐるとは云はれぬ。但し其等の人が自宗の說教を聞かれぬことを心淋しく思ふことは或は有らう、然る場合には備付の書籍もある。讀書のできる人ならばさまで不自由といふ程ではなからう。

收容者は信仰は無くとも、凡そ其家には宗旨が定つてあるだらう。然ればせめて比較的多數なる宗派だけでも教師を招きて、其宗に屬する人達だけに說教を聽聞させれば尙完全ではないかと思ふ者もあらう。が、今日に於

て家の宗門が個人の信仰に何の關係をもつだらう?。そんなことは無意味である。それで家の宗旨といふことは考慮する要は少しもない。それよりも万一何教かの已信者が收容者中に相當の數を占むると假定して、宗別に說教を聽聞させるとするならば、それは一寸思ひつきであるやうに見えやう。さりながら實際に至ては大分面倒が起ると思はれる。收容者の心理は頗る微細なところがありて、朋黨的對抗的になり易い氣分がある。況んや宗教的感情には、何か偏執になりやすい傾きがある。そこで何宗組、何教團といつたやうなグループを造るやうになりて、遂には朋黨比周、黨同伐異的な事故が收容者中に紛起することが無いとは決して言はれないと思ふ。その結果は、諸宗の說教が併行せらるゝことは、信仰を勸むる目的は達せられずに、反て紛擾爭亂の動機に惡用せらるゝことになりはすまいかと危惧せらるゝのである。

——二、六、四——

特別恩赦の人數

司法省ではさきに御大喪によつて發布された大赦減刑令中その條件を備へて居なかつた者に對し同樣特別の恩赦に浴せしむべく調査の上一々司法大臣より上奏御裁可を仰ぐ處あつたが、五月末までに全部御裁可があつたので御大喪に關する恩赦事務もこゝに一段落を告げた。右特別恩赦に浴した人員は總數四百七十六人で、騷擾罪が三百七十八人、公務執行防害罪三十三人、瀆職罪五人その他選擧違反者で、同時に他の罪を犯した爲め大赦に浴し得なかつた者五十七人、不敬罪と他の罪とを犯した者三人である、右騷擾罪の中には大正八年の米騷動に關係した者が多きを占めてゐる、なほ特別減刑に浴した者は總數八十七人、殺人竊盜强盜傷害詐欺恐喝放火等がその主たるもので死刑を減刑されて無期懲役となつた者一人、無期懲役を減刑されて懲役二十年になつた者十人ある。

刑政第40巻第8号
矯正図書館

死刑廢止に就ての話

デンマーク
和蘭
ノルエー
スエーデン

デンマーク

コペンハーゲン大學
刑法教授
カール・トウブ博士

回首すれば一八六六年二月十日施行せられたるデンマーク刑法には謀殺犯 (murder) 及或重大なる國事犯に付いて死刑を規定し故殺 (homicide) 放火その他の重大犯罪に對して懲役に代へるに死刑を以てし得るとの規定があるのである。然し一八九二年以來即最近三十二年間死刑の宣告のあたへられたことは嘗つてなかつたのである。故に更らに死刑執行の再興せられると云ふことは萬是れなしと推論するも差支ないと思ふのである。

一八九二年以前と雖も死刑の執行は極く稀であつて、この刑法が施行された一八六六年から一八九二年の間に僅かに四件の死刑が執行されたゞけである。加之實際近き將來に於て死刑は法律に依つて廢止されることも確實のやうに思はれる。一九一四年司法大臣は余をして新刑法の起草の任にあたらしめた。この草案は一九一七年議會に提出されたのであるが、死刑に關する規定は全然含まれて居なかつたのである。余の推薦に依つて最終の起草を委任された委員會が、一九二三年に新に起草した草案も亦同樣であつた。

此の委員會では死刑廢止の提案を滿場一致を以つて、可決したのであるが、委員會のこの見解は政府が最近議會に提出した新刑法の法案に採用されてゐるのである。この死刑廢止法案が、異議なく通過するであらうと云ふことは主として次の樣な事實によつて推察するに難くないのである。即ち他國に於けると同樣にデンマークに於

ても死刑の廢止(實際上或は法律上)は、嘗つて死刑を科せられたる犯罪の數を更らに增加せしむることなかつたからである。

次の統計表をよく理解する爲めに豫め若干の批評を試みたい。一八六六年の法律には數種の重大犯罪に對して死刑を規定してゐるけれども、刑法第百九十條の規定する謀殺犯、此の場合には死刑の宣告を强制される以外の犯罪に對しては死刑を宣告されたことがなかつたのである。況んやその執行に至つては嘗つて之を見なかつたのである。過殺 (manslaughter) 强姦、放火其他についても勿論執行を見なかつたのである。故に統計的調査は、之れを第一九〇條の犯罪のみに限定して、十分だつたと思はれるが、一八九六年迄の政府の刑事統計は、次の如き種類の犯罪を一項目の下に包括して居るのである。

第一八六條　故意あるも豫謀なき殺人 (Wilful but not deliberate Manslaughter)

第一八七條　被害者の爲す所に激せる結果行はれたる殺人 (The same crime committed under excitement provoked by the Victim)

第一八八條　身體に暴行を加へ由て意外の死を致したるもの (Wilful bodily Vioration which produces death though this was not intended)

第一八九條　一八七條の規定に類したる狀態の下に行はれたる暴行 (The same crime under condition similar to those mentioned in 187)

第一九〇條　謀殺 (Murder)

第一九一條　兩親又は配偶者の故殺 (Manslaughter of parents or spouse living with the homicide)

(大逆及國事犯に屬する重大なる犯罪に對して死刑を規定せる刑法の規定は、この法典施行後、未だかつて適用されたことはない。)

次の各十ケ年に於ける犯罪總數から見れば、刑法第一八六條から第一九一條迄の犯罪に對して適用されたことは明であらう。

	犯罪數	犯人數 百万人ニ付)
一八八一——一八九〇	八四件	四、二〇人
一八九一——一九〇〇	六二〃	二、八二〃
一九〇一——一九一〇	八八〃	三、三二〃
一九一一——一九二〇	九二〃	三、一七〃
一九二一	一二〃	

然しながら統計が一層よく分類され且つ、刑法第一九〇條(謀殺)による死刑宣告數を除外するやうになつた一八九六年以後の數字について考察すれば吾々はこの犯罪に對して次の樣な數字を發見するのである。

一八九七——一九〇〇（四年間）……五
一九〇一——一九〇五　〃　……九
一九〇六——一九一〇　〃　……六
一九一一——一九一五　〃　……六
一九一六——一九二〇　〃　……四
一九二一　……一

此表は一八九七年から一九二一年の間に人口は約二、三一八、〇〇〇人から三、二六八、〇〇〇人に增加して居るのに比較して、一八九七年（死刑が實際上廢止された五年後）から一九二一年間に於ける刑法第一九〇條（一八六六年以來死刑を規定せる唯一の場合）に該當する宣告の數は非常に減少して居ることを示して居る。故に死刑を廢止しても死刑罪に對して面白からぬ影響を與へることはないといふことが、證據立てられたものと思ふ。

死刑廢止法案がデンマークに於て何等反對を受けず或はたぶん受けぬであらうと云ふことは、一八九二年以來のその效果によるばかりでなく、死刑は他の刑罰と全然異つて、不法に科せられたことが事後に發見されても、之に對して補償ができないと云ふ一般の見解にもよるのである。更に改善されたる行刑制度が、實際上顧慮せずともいゝ程迄に逃走の機會を減少せしめて以來、社會は充分に個々の犯罪人の危險から防衛せられてゐるといふ一般の見解にもよるのである。

只戰時軍人に依つて犯さるゝ或犯罪に關しては死刑を放棄することについては疑を挾む余地があらう。然しながら諸君はこれはデンマークの樣な國家に對しては理論上の興味あるにすぎないと信じ且つさう望むであらう。

和蘭

グロニンゲン大學刑法教授
ジエー、シムソン、バン、デラー教授

オランダに於ては、一八七〇年死刑が法律を以て廢止されたけれども、その數年前と雖も實際上死刑の執行が極めてまれであつたことは次の表に明である。

以下には一八七〇年から一九二二年の間に於ける謀殺犯（murder）及び謀殺未遂（嬰兒殺を除く）に對する死刑宣告の實數が示してある。それらの宣告數の人口に對する一ケ年の割合は最近數ケ年分しかない。が、國勢調査による左側欄の數字は、その以前の年代に於ける此の割合を總算する基礎になるであろう。

和蘭の殺人（或は殺人未遂）判決

國勢調査 年代	人口	罪名判決 期間	實數	死刑宣告 執行	猶豫
一八四九	三、〇五六、八七九	一八四九	一	〇	一
一八五九	三、三〇九、一二八	一八五〇—五五	二	〇	二
		一八五五—六〇	一七	〇	一四
一八六九	三、五七九、五二九	一八五六—六〇	一〇	二	一
		一八六一—六五	二三	〇	二
		一八六六—七〇	一五	〇	八
一八七〇年九月一七日施行法令ニ依ツテ死刑廢止サル					
一八七九	四、〇二二、六九三	一八七一—七五	一四		
		一八七六—八〇	一七		
一八八九	四、五二一、四一五	一八八一—八五	一九	百万人ニ對スル一ケ年ノ平均數	
		一八八六—九〇	三〇		
		一八九一—九五	四一		
一八九九	五、一〇四、一三七	一八九六—一九〇〇	二七	一、〇七四	
		一九〇一—〇五	二九	一、〇七七	
一九〇九	五、八五八、一七五	一九〇九—一〇	四一	一、四二〇	
		一九一一—一五	五〇	一、六一九	
一九二〇	六、八六五、三一四	一九一六—二〇	三四	一、〇一三	
		一九二一	八	一、一五六	
		一九二二	五	〇、七二一	

和蘭の法廷は、犯人が謀殺罪と決定した場合、刑罰の期間を、法の許す範圍に於て選定する絶對の權限を有して居る。謀殺罪に對する最小限は、他の犯罪に對すると同樣に、一日で、最大限は終身か二十年の禁錮である。加害者の激憤を挑發した事實が立證された場合、刑期は勿論非常に短縮される。終身刑は最も重大なる場合である。故に終身刑の數及び終身刑の宣告をうけた者の其後の經歷を考察することは特別な興味をおぼえる。

此等の數字は、終身刑を其後に於て減刑すると、社會に對して新たなる危險を與へるといふ觀念を打ち破つてゐる。

その數が非常に少ない爲めに社會に取つては何等重荷とならない。終身刑に服するの男女は、各々特に此目的のために設けられたる既決監の一部にわかたれそして他の受刑者より分隔されてゐる。最初の五年間は獨房に於て服役せしめられて居る。

死刑廢止後、終身刑の數が漸減の傾向を示して居るのは特筆に價する。有罪の判決について唯一の刑しかない所では何所でも、犯人の責任とか、加害者の受けた憤激の程度等を精確に調査すると云ふことに對して判事はたいした興味を感じないであらう。

和蘭の現行法に於ては、判事は刑期の裁量をまかされ、治安に對し重大なる責任をおはされて居る、而して一八

矯正図書館

七一年から七五年間に於ける終身判決數の急激なる減少は判事が彼等のこの義務を遂行する爲めに周到なる注意を拂つて來たと云ふことを示してゐるものと思ふ。

終身懲役

期間	終身懲役ノ數
一八七一—七五	一〇
一八七六—八〇	五
一八八一—八六	三
（新刑法施行）	
一八八七—九五（五年間）	八
一八九六—一九〇〇	三
一九〇一—一九〇五	一
一九〇六—一九一〇	一
一九一一—一九一五	三
一九一六—一九二〇	五
一九二一年	一
一九二三年	〇

一八八七年には十二人の終身刑服役者があつたが其の中、八人は一八九四年、一八九七年、一八九八年、一九〇一年、一九〇二年、一九〇六年、一九〇九年、一九一三年に各々一人づゝ放免された。併しその後彼等の行動については何等聞く所がない、故に吾人は、彼等が其後再び犯罪によつて起訴されることがなかつたと云ふことを確言することが出來る。一八九一年から一八九五年の間に宣告された六人の中、二人は獄死し、一人は瘋癲病院へ移され、三人は一九一二年、一九二二年、一九二三年に各々放免されそして皆善良なる行ひをして居る。一八九五年以後宣告された者の中、一人は一九二〇年に放免されたが其後起訴されず、三人は死し、八人は今尚獄中に殘つて居る。

一八八七年には一人の婦人が終身懲役に服して居た。その後また二人の婦人がその刑に服して居たが、これらの婦人の内一人は獄中生活二十年の後瘋癲病院に移され他の二人は獄死した。一人は二十ヶ年、今一人は三十ヶ年の拘禁の後に。

死刑を再び採用しようと云ふ問題が起つたのは、一八八六年デンマーク刑法が議會に提出されて居た時であつたが、政府はその再興を提案せず、議會亦その修正案を否決した。それ以來、死刑再興に對する輿論が、議會の内外に於て起つて來たけれども、如斯運動の起つた原因は、死刑を廢止すると云ふことが犯罪數を增加せしむると云ふことよりも寧ろ、人を殺した者が死刑に處せらるべきは天則なりと主張するカルビン派と稱する政治團

体の教義に基くのである。然しながら今日迄それを主張して來た人々の中にも、最近この極端論をやはらげて來た者も見受けられる。

ノルエー行刑局長

モンス、エフ、ホッキスン

Chef de l'administration Générale des Prisons, Norway,

昔はノルエーに於ても死刑は、他國と同樣に、廣く適用されて居たが、時代の進むに從つてその適用は、漸次制限され、二十年前に全然廢止されてしまつた。たゞ戰時或軍事上の事件に就いては死刑を適用し得るけれども現實の問題とは關係はない。

一八四二年八月二十日施行の刑法に依れば、例へば大逆及びその他の國事犯とか、或は謀殺とか過殺（manslaughter）等の如き、なほ更に、强姦、剽盜、放火等にして被害者の死の結果を生ぜしめたる場合には、唯一の刑罰として死刑が規定されてあつたが、この刑法に種々の修正を加へたる一八七四年六月三日の法律によつて懲役が以前は死刑を以て罰せられた總ての犯罪に付て選擇的の刑罰として設けられた。其後、一八八九年六月二十九日の法律は、或特別な場合以外には過殺（manslaughter）に對して死刑を廢止し、遂に一九〇二年五月二十二日の現行刑法は、死刑を全廢してしまつた。この法律は一九〇五年二月一日より施行されたのである。

死刑廢止に先立つ數年間と雖も死刑は全然謀殺犯のみに限られた刑罰であつた。そして極めて例外の場合以外には殆んど、適用されたことはなく、常に恩赦によつて懲役に變更された。

次の表は各年度の比較を示す。

	謀殺	死刑宣告	宥恕	執行	計
一八五九—六八	二八	一六		六	二二
一八六九—七八	二六	一〇		三	一三
一八七九—八八	二四	三		〇	三
一八八九—九八	二八	一		〇	一
一八九九—〇四	一	一		〇	一
計	二七	三一		九	四〇

謀殺の數は各期間に於て、如斯殆んど同數であるけれども、死刑の宣告數は除々に減少して居る。一八五九年から六八年の間に於ける謀殺犯二十八人中、死刑を宣告された者は二十二人であつたが、一八八九年から一八

矯正図書館

九八年間に於ては二十八人中死刑を宣告された者は僅かに一人である。

最後の死刑執行は一八七五年に宣告されたものであつた。一八五九年から、一八七五年の間には、一年平均二、七人、一八七六年から一九〇四年間には二、四人の者が謀殺罪で死刑を宣告された。如斯死刑が稀に宣告されるばかりであり且つ執行されることの決してなかつた時代を通じて殺人犯の數は少しも增加はしなかつたのである。

謀殺罪の宣告を受けた者の數を、人口の平均數に比較すれば、死刑囚の平均數を知ることが出來る。

一八五九―六八……一、六九（百万人に對し）
一八六九―七八……一、四五 〃
一八七九―八八……一、二四 〃
一八八九―九八……一、三六 〃
一八九九―一九〇四……〇、八〇 〃

大体に於て謀殺犯人の總數は、人口に比較すれば遙に減少して居る。一八九九年から一九〇四年間に於けるその宣告數は、一八五九年から六八年迄の半數にも及んで居ない。

一九〇五年以來ノルエーの刑事統計は、謀殺と過殺とを區別しなくなつた。一九〇五年から、一九二四年間に於ける、謀殺犯（或は謀殺未遂）の服役者に就いて、我國の刑務所から集めた情報に由れば、その總數は二十六人にして一ケ年平均一、三人である。若しこの數字を我が王國の平均人口に比較すれば、百萬人に付約〇、五二人の割合であつて、その數は非常に減少して居る。

ノルエーにも他の國と同樣、死刑を廢止すべきや否やについて議論は區々である。一九〇二年の刑法法案を起草した委員會に於て、五人の過半數（自分も含まれて居る）は死刑廢止に贊成し、二人の少數は、或場合死刑を留保すべきことを論じた。後者はノルエーの一般的正義觀念は、死刑廢止に反對なること及び、場合に依つては國家は自己防衛の爲め當然それを使用すべきであることを力說し、最近の事情は死刑を全然廢止することに對して警戒すべきことを主張した。議會に於ける、この法案の審議中、或犯罪に對しては死刑を保留すべしとする一の議案が提出されたけれども、大多數に由つて否決された。我國には特別な場合に死刑を規定することは、常然正當なことであると考へて居る人達が、今も尙存在して居ることは疑ひもない事實であるけれども、死刑再興に對する實際運動は起つて居ない。今日迄の經過からすれば、將來世情が進展して、當然國家が保護しなければならぬ利益を現在の度制では十分に保護し得なくなつた場合でなければ、死刑が再興せらるゝが如き見込は全然ありはしない。

現行法の謀殺罪は、終身或は十五年以內の懲役に處せられる。一定期間の宣告を受けた囚人は、その刑期の$\frac{2}{3}$を了へた後、即服役十ケ年を經ぬ內に、特別な事情が釋放を不都合ならしめざる限り、又は再刑者が釋放に値ひせざるにあらざるに限り條件附で釋放を許される。若し假釋放中の囚人が或犯罪を犯した場合は禁錮の刑に處せられ若し三年以內に假釋放の條件に違反した場合には、殘りの刑期を服役せしむる爲に再び投獄される。終身刑を宣告された囚人は、服役二十年後、條件附で釋放せられ、その後十ケ年經てば釋放は決定的のものになる。しかし乍ら謀殺犯の宣告を受けた者が、刑期滿る前大赦に由つて放免されることは、屢々起ることである。放免された謀殺犯人がその後犯罪を犯す場合には、その者の惡性は重大なものであるのが、普通である

投獄されて居る謀殺犯人は極めて小數……現在五人……なるを以て、彼等が社會に及ぼす影響は、さ程重大なものではない。

スエーデン　行刑局長

モンス、ビクトル、アルムクエスト

Chef de L' Administration Penitentiaire, Sweden

スエーデンに於ても他の國に於けるが如く、復讐といふことが、長い間刑罰の原則として認められてゐた。國家は家族から復讐を行ふ義務を取り上げた。そして殺人を犯した罪人は當然死刑を以て處罰された。復讐の目的は、刑車にかけて碎き殺すとか、或は、片腕を切斷する樣な慘酷な刑罰で死刑を執行する時に完全に達せられたに相違ない。他の犯罪人を恐怖せしむるために國家はその執行を出來るだけ大びらにした。一七三四年の法律に由つて、謀殺、過殺（manslaughter）嬰兒殺し、墮胎、放火、强盜、强姦等を含む約二十種の犯罪が、死刑罪として規定された。

本來、それらの犯罪に對しては絕對的に死刑が規定されてあつたが、其後特赦によつて或程度迄緩和され、大審院の認可がなければ死刑を執行することは出來なくな

矯正図書館

つた。一八六一年に嬰見殺しと墮胎とは死刑罪の表中から取り除かれ、一八三〇年以來、それらの犯罪で死刑にされたものはなかつた。

一八六五年施行の新刑法は、死刑を保留してあつたけれども、別にその數を增加せず、只數種類の大逆（"Lèse-Majesté"）謀殺、過殺（manslaughter）强盜殺人、放火及强姦致死等のみに限られた。然しながら判事は、それらの死刑に代ふるに終身刑を以てし得る選擇權を附與されて居る。一九二一年の法律は、實際上全然、死刑を廢止したけれども、只戰時、或は動員期間中の犯罪のみに對して保留してある。

往時死刑を執行するにあたつては、斬殺、絞殺、或は銃殺を用ひて居たけれども、一八六五年以來、普通の犯罪に對しては斬殺、軍事犯に對しては銃殺の方法を用ひて居る。一八七七年以來、公衆の中で死刑を執行することは廢止され、獄庭に於て行はれた。

次の表は一八四六年以來、スエーデンに於て死刑に處せられたる犯人數の一ヶ年人口百萬人に對する比率と犯罪の種類とを示すものである。

年代	謀殺	謀殺未遂（Attempted murder）を含む	過殺	嬰兒殺及墮胎
一八四六―一八五〇	三、八二		三、五七	六、九
一八五一―一八五五	四、三八	〇、三四	二、〇八	六、五八
一八七一―一八七六	二、五一	〇、五六	一〇、二一	九、九
一八八一―一八八六	一、五	〇、七八	六、一七	一〇、〇
一八九一―一八九五	〇、四四	〇、三〇	三、六五	六、一八
一八九六―一九一〇	〇、四四	〇、三一	二、〇五	六、〇
一九一一―一九一五	〇、四六	〇、三六	一、四五	四、〇一
一九一六―一九二〇	〇、三六	〇、三四	一、〇	二、八五
一九二一	〇、八四	〇、一七	〇、六七	一、五
一九二二	〇、三四	〇、三三	〇、三	二、五
一九二五	〇、三五			

この期間に於て謀殺及過殺（manslaughter）の數が繼續して非常に減少して居ることは注目に價する。

一八四六年から、一八五五年迄の間をとり且つ謀殺未遂（Attempted Murder）をも含めて、百萬人に對する一ヶ年の平均は、一六、六の割合であるが、死刑廢止後の一九二二年及び二三年に於ける割合は、一、三六に減じて居る。嬰兒殺しの減少率は比較的少ない。一八四六年から一八五五年間に於ける、百萬人に對する一ヶ年の平均數は、六、三四件にして、一九二二年、二三年は各二件の割合である。この期間に於て嬰兒殺しに對する刑罰は死刑、或は終身刑から緩和されて、最大限六年の懲役最少限六ヶ月の禁錮になつた。

一九二〇年の死刑廢止法案を起草した委員等の研究はこの刑罰が十八世紀に行はれた回數を發表した。即一七四九年から一七五七年間に、百萬人に付一年平均五人の女が處刑されて居る。又十九世紀の最初の三年間に於ても、百萬人に付、毎年平均六人の多數が死刑を執行されて居る。

一八四〇年から、六〇年の間に謀殺罪として死刑を執行された者が百萬人に付、毎年平均二人で、六十年後には〇、七人に減じた、そして一八六四年新刑法が施行されてから、死刑の宣告は段々減少して、裁判官は亦概して、終身刑を選ぶようになつて來て居る。一八六五年から八九年の間には、その犯罪數の僅か$\frac{1}{4}$が死刑を宣告され、一八九〇年から一九一三年間には、犯罪數の$\frac{1}{5}$が死刑に處せられた。死刑執行數は漸次減少して、一九一〇年の斬罪を最後に全く跡を絶つてしまつた。次の表は一八六五年以來の死刑執行數を示す

年代	百万人ニ付	年代	百万人ニ付
一八六六……	〇、四八	一八八七……	〇、二二
一八七二……	〇、二二	一八九〇……	〇、二二
一八七六……	〇、四五	一八九五……	〇、二
一八七九……	〇、二二	一九〇〇……	〇、五八
一八八二……	〇、四五	一九一〇……	〇、一八

之を要するに死刑廢止前五十五年前に於ける斬罪の平均數（百萬人ニ付）は、〇、〇六の如し。

上に引用したる表に由れば、如何に多數の死刑宣告も又十九世紀初期に執行された比較的多數の死刑も何れもかゝる犯行を禁ずるに足りないものであつたことが明である。のみならず、死刑を減じ又は死刑を全廢すると云ふことは、この種、犯罪數の增加を來すどころか、事實上に於ては著しく之を減少せしめて居る。

文明社會に於て自己防衛以外に他人の生命を奪ふような野蠻な人間を寛容してをくのは頗る怪訝に堪えざる所なりとして、死刑の擁護者は一般社會に對する死刑の豫防的效果を主張するけれども、死刑必要論には何等證據がない。若し統計上の數字が、何等かを證明するならばそれは寧ろ、その無益なことである。

はやくも一八四四年に、法律委員長、ジェー・イ・リチヤート（T.E Richert）はこの問題について次の樣に云つた。

「私は如斯確信を持つて居る。即ち、國家がその眞の目的を自覺して、眞の人道の方向に進歩して行くに從つて又文字通りのクリスチヤンになるに從つて犯罪者の改善を目的とせず、却て人間の血を要求するが如きすべての刑罰は地上に於ける最も穢しきものとなるであらう。かゝる確信を有つてゐるので私は、私の死後五十年とたゝぬ内に、死刑が廢止されることを確信して死ぬるこ

矯正図書館

とができる。」と。

スエーデンについて考ふれば、この豫言は適中して居る。リチヤートは一八六四年に死し、その七十六年後に最後の死刑が執行された。然しながらこの豫言は極く部分的に適中したゞけである、何故かなれば、往時は、キリスト教的正義によつて制定されたものと信じられて居たその刑罰を、今日尙固執して居る國が、多數あるからである。終身刑に處せられた者は、常に、その長期の獄屋生活に於て、職人としての十分なる技術を得、監獄に於て彼を養ひ彼を保護するに要する費用以上の大なる生產をするのである。故に彼は國家の損失なりと云ふよりは寧ろ利益である。

いづれその中には恩赦を受けるのだ、と云ふ囚人の希望は、この希望を打敗る如何なる事をも、殆んど例外なく避けしめると云ふことは、經驗の示す所である。然しながらスエーデンの法律に從へば、終身刑に處せられた者が若し獄中に於て更に犯罪を犯すときは、暗黑な獨房に密閉される期間によつて、もつと、ひどく罰せられる これは一回に付き二十一日間で、重大犯の場合には三ヶ月の期間をおいて三回繰返される。

一八六五年以來、終身刑に處せられた者は、二十年、或は二十五年間の服役後、なほ生き殘つて居るならば殆んど皆・釋放されて居る。少數の極惡な犯罪の場合には受刑者の行狀不良なるときは漸く三十年後に釋放され、又之に反して、僅々十ケ年の服役後釋放された者もある。

此等釋放された者の中再び謀殺及過殺 (manslaughter) を犯したるものは一人もなかつた。釋放後は彼等は在所中におぼへた職業に從事して、いつ如何なる時でも、常に善良なる市民として生活にいそしんだ。彼等は常に在所中に貯蓄をして自由人となれば靴屋とか、大工等の樣な職業を初めることが出來た。或者は少さな田舍家と農場を買ひ、或者は製本屋を初め、そしてそれは今繁昌して居る。又他の者は出版業の支配人になつて居る。

一九二一年、スエーデンの死刑廢止法案は第一讀會に於て、四十六票對三十二票、第二讀會に於て、一一六票對四十八票の差で採擇された。以て大多數の人達が如何に非人道に反對する感情を深く植へつけられて居るかゞわかるのである。一九一〇年、最後の斬罪執行以來、死刑復活に對しては何等實際的の要求は起つてゐない。スエーデンに於て實際上死刑を復活することの出來ないことは、往時の刑車にかけて碎き殺すとか、腕を切斷するとか、或は又他の苛酷なる刑罰を復活することの出來ないこと、同樣である。（完）

資料

白耳義國がん刑務所に付て

泉二新熊

白耳義國のがん(Gand, Gent.)は現代監獄改良事業の發祥地とも見ることの出來る揚所として我々の記憶すべき地名である。今を距る百五十餘年前監獄改良論者の鼻祖ジョン・ハワード氏が、苦礁辛酸を嘗めて大陸を遍歷し到る所に生地獄其まゝの施設を見て失望と落膽とを重ねては又勇氣を皷舞し偶々辿り着いた所が此のがんの刑務所であつた。而して此の刑務所が氏の理想に叶つた感化獄であることを發見した。殊に同所で "Make them diligent, they will be honest." をモットーとして作業を訓練する方針は痛く氏を感激せしめた。氏は其の第一回の大陸旅行を終つて英國に歸へつてから報告書を作つて大にがん刑務所を推賞した。之が現代監獄改良運動の活躍を惹起したる曉鐘であつた。此の刑務所が現在如何なる狀態に在るかを知ることも無益であるまいと考へたので、同國政府の發行に係るがん刑務所の栞 (Notice sur la Prison Centrale à Gand.) から要領を抄譯せしめたのが本稿である。

一・沿革

この刑務所の創設は、十八世紀末に溯る。一七七二年女帝マリア・テレザが'Etats de Flaudre(フランドル聯邦)の先例に依つて、地方懲治監(maison de correction provinciale)の建設を命じたのが、それである。當時の四分域（次いでその中の一分域は二つの部分に再分せられた）が現在の中央刑務所の第一分域から第五分域に至る部分である。

建築は、一七七五年に完成した。其の設計は、當時有名なりし、「惡習者及び懶惰者を、彼等自身の爲めに矯正

矯正図書館

し、國家有用の人間たらしむる方法に就いての覺書」Mémoire sur les moyens de corriger les malfaitateurs et les fainéants à leur propre avantage et de les rendre utiles à l'Etat と云ふ一書を著した。le grnd Bailli と呼ばるゝフランドルの統治者 (Gouverner des Flandre) Vilain XIV によつて考案せられたものであつた。

新施設は、複雜な仕組になつてゐた。四つの分域の中第一分域は犯罪人に、第二分域は壯健なる乞食及び輕き過失又は風俗紊亂による受刑人に、第三分域は少女及び婦人に充用し、第四分域は、失業せる勞働者及び孤兒のための庇護所であつて、孤兒は其處で職業を教はり、失業者はそこで、一時的救濟を受けるのであつた。

乞食收容所又は慈善的庇護所を兼備する刑務所として、がんに於けるこの施設は、懲罰のみならず道德化及矯正を行と云ふ創設者により與へられた目的に於て、當時存在した同樣な施設と斷然類を異にしてゐた。

この點から見て、Vilain XIV の創意は、刑事制度の最初の實際的實現であつたと思はれる。

晝間は皆一般に作業すること、沈默を守る事、夜間は獨居する事、受刑人の各種類を組織的に類別する事、等が規則により定められてゐた。

之は、從つて、一八一八年アメリカのアウバアン (Auburn) に於て實施せられ、その爲め一般にはアウバアンの名によつて知られてゐる所の、かゝる組織の最初の試みであつた。

第六、第七、第八分域の建設は、和蘭政府の仕事であつた。一八二四年命令が出て、一八二九年出來上つた。

白耳義政府が、監房制度を、始めて試みたのも、がん中央刑務所であつた。一八三五年、フイラデルフイ懲治監の型に倣つて、三十二の監房を作つた。

一八六一年、第八分域は、監房分域に模樣替へされた。

二、收容力—充用—面積

現在のがん中央刑務所は、昔の通りの複雜な仕組を保つてゐる。第八分域を之に充用してゐる獨居制度と並行して、他の七つの分域に於ては、晝間は一緒に作業し夜は獨居するといふ根本原則により組織せられた雜居制度が行はれてゐる。

がん中央刑務所は、男子のみを收容する。

次に八つの分域の各々の收容能力及び充用を示す。

第一分域。—夜間監房二百四及び寢室三十九。一ケ月乃至六ケ月の輕罪受刑人。この分域は一九二三年三月末以來、使用せられてゐない。

第二分域。—夜間監房一八九。獨居制度を之以上適用するのは有害だと認められた輕罪受刑人。

第三分域。—夜間監房一九八。獨居制度を之れ以上適用するのは有害だと認められた、又は、十年以上監房內に收容せられた後雜居制度を希望した重罪受刑人。

第四分域。—夜間監房八〇。屋內雜役に從事する輕罪受刑人。

第五分域。—病室區域であつて、病人の爲の寢臺が八十五有る。其他一四の寢臺を持つ精神病附屬所を含む。

第六及び第八分域。—この二つの分域は、特別趣意の目的物たる工業刑務舍 Prison-école industrielle を形作る。第八分域の收容能力は、晝間監房一四七、夜間監房全數で、刑務舍の被收容者はすべてこゝに夜を過す。

第七分域。—夜間監房一九四、使用せず。

で刑務所全体の收容能力は一〇九七、之に寢室三九を加へて、一一三六の監房、寢室、病人用寢臺がある。之には精神病附屬所の四寢臺は含まれてゐない。第八分域に於ては四室余りの監房が分域長の事務室、倉庫、鍛治場に用ひられてゐる。

中央刑務所は、監房寢室以外に、三六〇の色々な部分を有してゐる。

總面積、四五、四九〇平方メートル
橫幅の最も廣い部分、二三五メートル
奧行の最も深い部分、二二〇メートル
建坪、一六〇〇〇平方メートル
屋根の棟迄の平均高さ、一四五〇メートル
床のある部分の面積が八〇〇〇〇平方メートル。これには、二階から上の部分も含まれてゐる。スレート葺屋根の面積二五〇〇〇平方メートル。塗料を塗つた部分の表面積が一二〇〇〇平方メートル。ペンキを塗つた部分が六〇〇〇平方メートル。
下水溝の敷設が二二〇〇メートル。

三、收容人員

戰爭前の平均收容人員
一九一三年に於て、六〇七人
戰後の平均收容人員
一九一九年に於ては四八七人
一九二〇年……七九七人
一九二一年……七六六人
一九二二年……五二九人
一九二三年……三五三人

一九二四年……三四一人

四、職員の種類及員數

所長 Directeur	一人
副所長 Directeurs-adjoints	二人
その中一人は工業刑務舍專任	
カソリック教教誨師 aumôniers catholiques	二人
新教教誨師 aumônier protestant	一人
英國教會派教誨師 aumônier anglican	一人
猶太教教誨師 aumônier rabbin	一人
精神病醫師 médecin-alieniste	一人
人類學醫師 médecin-anthropologue	一人
醫師 médecins	三人
その中一人は、專ら、副次的刑務所役務に執掌す。	
藥劑師 pharmacien	一人
教導員 instituteurs	三人
その中二人は工業刑務舍專任	
會計員 comptables	二人
事務長 chefs de bureau	三人
その中一人は人類學部附	
書記 commis	十人
監守長 chefs-surveillants	二人
作業監守 surveillants des travaux	七人
監守 surveillants	百九人

五、取締規定

囚人は七時に作業場に連れて行かれる。
十一時半から十二時迄散歩。
十二時に晝食を取り十二時半から又散歩し一時半に作業場に歸る。
六時に作業を止める。

六、有形的施設

一九二一年第五分域に、外科手術室が作られた。之は此刑務所内の囚人のみに解放せられてゐるのでない。中央管理當局は、時々他の刑務所からも、病人を此處に通んでくる。

一九二四年今迄の灌水浴場は、普通の浴場により置き換へられた。

一九二五年四月以後は電燈も惠まれることになつた。

七、作業

前述したかの「覺書」に於て「Qui roluerit operari, non manducet」（努力を欲せざる者は喰ふことなし）といふ格言を箴言として取扱つたVillaim XIVは、作業を以て、惡習者の道德的矯正の第一條件とした。

英國の慈善家ジオン・ハワアド John Howard が、一七七八年がん刑務所を訪れた時、彼は、其處に「甚だ規則だつた一つの工場」を見出した。

やつてゐた作業の中で、印度やカムペェシュ Campêche やブラシル Brésil 等の木材を擦過して染料を作るのが、人目を引いてゐた。それで「ラスフユイス」（Rasphuys: 和蘭語で擦過することを RasPen と言ふ所からといふ名が出て、永くがん刑務所に保存せられてゐた。

併し、一七八三年には、ハワアドは「工場は亡び、職人も道具も賣拂はれてゐる」のを實見した。それは、幾人かの工業家の利害上の主張を容れて、ジョセフ二世皇帝が廢止の命令を出した爲であつた。

佛蘭西政府の治下にあつては、作業は企業的制度の下に組織せられ、驚くべき發展をなした。併し、刑事的意義は工業的利益の爲に犧牲に供せられて、全然沒却せらるゝに至つた。

和蘭政府、官營請負作業を再興し、刑務所内に、廣大な機織工場を組織した。その最初の利用者は、がん工業大革新の先驅者 Liévin Bauwens であつた。六百人以上の囚人が三百四十七の機械と共に、軍隊に必要な織物、各種麻布品、幕、シヤツ、ズボン、ゲートル等の製造に從事してゐた。

八、現在の作業組織

囚人は、やつてゐる作業に雇用せられる。それが、刑務所の管理する仕事か公共管理か私人の仕事かは問はない。兎に角雇はれる事になる。

彼等は分域によつて、所屬がきまり、嚴しく沈默の掟の下に、共同作業所に集る。

各分域は、二階に、三部分に分たれた一つの大きな作業場を持つてゐる。他の作業場は、一階にあつて、指物、鍛冶、其他刑務所家屋の維持及び調度品の維持のためにする作業に、用ひられる。

屋内雜役又は家屋營繕に從事しない者はすべて、作業場に集る。

彼等は、そこで、一作業場に就き一人乃至三人の職員の監視の下に、仕事によつて一所にかたまる。（つまり、只一人の監守が、八十人乃至百人の囚人を、その作業時間中、何等の問題なしに、監視せねばならん、といふ事になる。）

作業者は、お互に顏を見られない樣に、並べられる。仕事の都合で話をせねばならん時は、常に、作業場の監守を通じて、又は時によつて作業監守を通じて、之を爲

矯正図書館

す。

若し雇用せられてゐる作業の必要上卓子が入用な場合には、各囚人は小さな卓子を前にして座る。靴製造及び裁縫をなす者は、特別な卓子を與へられる。

輕罪受刑人の分域に於ては、囚人は、紙袋製造、機織、裁縫、靴製造、家具製作等に雇用せらる。

苦役囚 forcat 及び懲役人 reclusionnaires の分役には、大きな機織工場がある。其處には又、幾人かの靴製造人又び裁縫人もゐる。

あらゆる種類の作業は、共同作業場で行はれ得る。この共同作業場の組織は、監房内で作業するよりも道具を澤山要しない。例へば、靴製造人と裁縫人の場合、一方の者は他方の者の道具を利用することが出來る。又各々、監守を通じて、隣の者から指示を受けることも出來る。

作業時間中に、作業場から外へ獨りで出る時には、囚人は、所謂「出場證」といふ一枚のカードを持つて行く。彼は、それを、他處からよく見える樣に、胸に懸けておかねばならん。囚人が行く場所の監守は、之によつて、この囚人が其處へやつてきた事の正當さを、檢査することが出來る。二人の囚人が一緒に出場し、又は作業場内で出會さない樣に、この「出場證」カードは、一枚しか備付てない。

九、成人の作業場内で行はれる作業

(A) 刑務所管轄又は公共管轄の事業

機織。—之には、刑務所用として必用な幕類の製造及び之に關係する仕事も含まれてゐる。生産といふ點から見て、昔と變りなく今日でも尙、この機織業が、この刑務所の最も重要な工業となつてゐる。收容人員の少ないのにも拘らす。現在機織業は、織工、縞割工、絲卷工等の職人三十余人を有してゐる。そして四十二の機械が、必要に應じて、運轉出來るであらう。

刷毛製造。—刑務所に必要なあらゆる種類の刷毛の製造。この作業には、數人の職員で十分である。

裁縫。之は色々な刑務所の囚人に必要な着類寢具類の製造及び監守制服の製造等をなす。—裁縫作業所には二十人余の職人がゐる。

鍛治。—各刑務所に賣渡す鍋釜類の製造、及び家屋營繕をなす。

靴製造。—十人余の職人が、監守用の靴製造に從事する。

指物類。—十人余の職人が、帝國内の刑務所に必要な調度品の製造及び公共管理事業としての調度製造業に雇用せられてゐる。

調度品や鍋釜類の製造の如き作業は、一部分は或人の作業場でなされ、一部分は工業刑務舍で行はれる。

道具家屋の維持修繕に必要な仕事は、囚人職工と作業監督とによつてなされる。

(B) 私人經營のもの

私人經營として行ふ作業は、特に紙袋製造、切拔、袋修繕、其他である。普通の人間でも一時、こゝに雇用せられることがある。

十、參考館

刑務所内博物館には、昔使用された數々の責道具が保存されてゐる。

鐵手錠、
木製猿轡
革製カミゾール（腕の自由を縛するもの）
一八三九年尙がんに於て使用せられてゐた男子用の鐵又は革製カミゾール
女及び子供用の鐵製カミゾール
カルカン（鐵製首枷）
苦役囚をつなぐ色々な鐵鎖
苦役囚に用ふる鐵製手錠ひ足枷
ギロチンに使ふ刀、其他
がんに於ける最後の死刑執行人の用ひた鐵槌斧
棍棒
苦役囚に燒印を押すために用ひた鐵と鐵製火鉢
がんに於ける死刑執行人の殘した刀
笞刑に用ひたといふ拷問臺

博物館には又、ジョセフ二世時代の徽章に用ひた刻印も藏してある。その銘記は

表面 Saevit nutrit et emendat

裏面 使用一回限り一七八八年とある。

この徽章は監守が外出證として用ひたもので、歸つて來た時には、この徽章を管理してゐる門番に、之を返さなければならないのであつた。すでに其頃用ひてゐた布類に押す工業的印刻其他のものも藏してある。

（おはり）

矯正図書館

□△△△△
□修養
□講座
□△△△△

往生の意義

淨土思想の現代的解釋

窪川旭丈師談

人間の思想は 時代によつて常に變遷して參る、と同時に思想の表はれである私共の言葉も、常に變化して行くことは免れない、これが爲めに同じ言葉であり乍ら、その意味は時代によつて、まるで反對になつて居るやうな例は澤山ある、例へば先生とか大將とかいふ言葉は、元來非常な尊敬を表はす處の敬語であるがこれが普通には、やア大將とかやア先生とか云へば輕蔑した意味に用られて居る、それと同じ樣に往生といふ言葉も、その本來の意味とはまるで反對に用ゐられてゐるやうに思はれるのであります。即ち世間で普通にいふ往生は、何か物事の行詰つた場合、非常に失策をした場合に多く用ゐられて居るし、又死んだといふやうな大變不吉の意味に使はれてゐるが、その本來の意味は却て反對に進歩とか、解脫とかいふやうな意味合を表はす言葉で、非常に目出度意味になるのであります。即ち文字そのものが表はしてゐる通り、往生とは往いて生れる、即ち若し人が死んだ場合往生といふならば、それは五體に通ふて居た血液が冷却し、五官の働きが全く止まつて了つた恐ろしい出來事としての死を表はす意味でなくして、今までは肉體といふ牢獄に入れられ、本能的自慾の鎖に繫がれて少しの自由も得ることの出來なかつた、まるで苦痛に包まれて居た私共の魂が、今ぞ初めてこの牢獄から解放されて、自由の天地、即ち極樂の世界に往いて生れる、誠に目出度鹿島立ちを表はす言葉である、換言すると死といふ暗黑が來たのでなくして、生の光明を得たといふ意味が即ち往生であるといふことでなければならないのであります。

古今人がどういふ風に 往生といふことを考へて居たかといふ一二の例をお話いたして見れば、法然上人のお弟子に熊谷蓮生坊といふがある、この人は熊谷次郎直實と申し、武藏國の住人私黨の旗頭として有名な鎌倉時代の豪勇武士である、その直實が一度現世の無常に心付て未來に光明を認むべく發心致し、建久四年三月、名譽の武門を棄て都に參り、法然上人吉水の禪室を訪れ、上人からお念佛の救ひを頂いたのであります、この時流石の熊谷が大聲を上げて上人の前に泣き倒れた、上人がその理由を尋ねられると、私は治承以來幾十度の戰場に命を棄てゝ右幕下に御奉公を致したが、その功績も充分認められず、最早現世に何の望みもない、さりとて幼時から武門に育ち、歲月修羅の巷に出這りして旦暮敵を殺し敵を滅すといふことにばかり考へを費やし、手にかけた人數は數へ切れないのでかくの如き罪業重い身の上であれば、未來を救はれるためには、手足を斷ち、命を棄てゝこそ救つてやるとお話あるものと存じたに、只念佛さへ申せば必ず往生が出來ると易々と仰せを承り、餘りの嬉しさに不覺の涙に暮れた次第でございまするといふ返事であつた、それから都で上人に隨從して數年間熱心なる念佛の行者として暮して居た、やがて都から武藏の領地に歸つた時も、念佛の行者蓮生房は西方に向つて涕唾便利をしてはならぬといふ古人の戒めをそのまゝ受入れて、東海道五十三次を 馬に逆さに鞍を置き、馬は東に向つて行くが、熊谷は毎日西方に向ひお念佛を唱へ乍ら旅を續けたといふ、熊谷の逆さ馬の話がある位であるその途次、武藏野原に懸つた時に、宇都宮彌三郎賴綱の美々しい行列に出逢ひ、熊谷から聲をかけ、念佛を唱へることを吳々も奬めた、彌三郎もこの話が耳底に留り、承元二年十一月八日大番勤仕のため都に上つたを幸ひに法然上人の庵室を訪れまして、遂に彌三郎も熱心な念佛行者となつた。熊谷は領地に歸ると普く領内の人に念佛を奬め、往生の想を勸ますを自分の勸めとして居つた、然るに建永元年八月になると領内に普く建札をして、明年の二月八日熊谷蓮生房は大往生を遂ぐるにより不審に思ふ輩は親しく來つて實地を見るがよいと掲示をした、そ

矯正図書館

の當日になると領内遠近から數万の群衆が押寄せて參つた、蓮生房は早朝未明に齋戒沐浴して禮盤の上に上り齋高々と念佛を唱へて居たが、軈てその念佛を止め群衆に向つて「イヤ今日の往生は都合によつて來る九月四日に日延べをしたから、その時重ねて參れ」といつて歸した、多くの人々は馬鹿を見たと嘲り、家人はつまらぬことを觸れたからと歎いたが、本人は自分勝手に圖り得るものでなくて阿彌陀如來のお告げに依て日延べをしたのであるからとて一向平氣であつた。愈八月も終り九月一日となると蓮生房の老顏に永々しい若さが輝き、全身の血色も冴え非常の喜びに滿つやうなさまが他の人にも見受けられた、愈四日が來ると齋戒沐浴を致し、阿彌陀如來御來迎三尊の圖を掲げ、端座合掌して高唱念佛を續けた、果してその日の正十二時には今まで聲高々と念佛申してゐた蓮生房、眠るが如く往生を遂げた、その時は色々不思議の奇瑞が現はれ、室内は名香薫じ、空には音樂の響きが普く群衆にも聽かれたと傳記の上にある、本人は勿論のこと、家内眷族家來に至るまで一生の別れであると悲歡に沈むでなく、豫々より望ませ給ふ往生が今日は大願成就せりといふ喜びの中に大往生を遂げたといふのが直實の最後の有樣であつたのであります、かやうな話は澤山ある、同じ戰友の津戸の三郎爲守の如きもこれ亦建久六年三月、三十才の時賴朝公の上洛にお供して參り、そして同じく法然上人を訪ねて往生の敎を受け大の念佛行者になつた、この人は餘程

奇拔な最後　をもつて居る、屢々出家を願つたけれども賴朝公の許しがなかつた、その後建保七年正月、實朝公が鶴岡八幡宮に參拜の折　公曉の爲に弑されたのでその追善のためといふので、この折漸く出家を許され名も尊願と改めた、尊願八十になつた時考へた、釋尊も八十にして御入滅になり、法然上人も亦八十才で御遷化遊ばした、自分も今年八十になつて居る、往生はこの年より外にはない、是非とも今年中に往生したいものと思ひして、仁治三年十月二十八日から三七日の佛事念佛を始めた、十一月十八日滿願といふ日に今日こそは往生が出來ると喜び勇んで朝から念佛申したが、終日往生が出來なかつた、夜に入つて考へて見て、どうも今日往生しないといふことは甚だ以て心もとないといふので遂に夜半、家内の者が寢靜まつて自分の居室で切腹した、五臟六腑を手づから引出して表の川に棄てた、夜が明けたが一向に往生しさうにない、侍の民部を呼出して昨夜からの顚末を告げ、多分これは丸膽が殘つて居るから往生出來ぬのだろう、これを引ちぎつて流して呉れといふのに息子さんは吃驚して見るとなる程胸先に丸いものがある、そこで切取つたがその日も暮れて死にさうもない、遂にその年も終つて正月の元日、年來勤め來つた家中を集めての往生の儀式を、今年も腹切つたまゝ營み、今日は多分往生と思つたが何の變りもない、漸くその月の十三日の晚に愈來る十五日に願の如く來迎してやるといふ阿彌陀樣のお告げを得て、喜び勇み念佛して待ちその日の午の刻に大往生を遂げたといふ、甚だ不思議な出來事のやうで切腹して五十七日目に往生を遂げた、これは人皇九十三代後伏見上皇樣が巧德院舜昌法印に勅命遊ばされ、筆をとつた法然上人御傳記中の一節にあるのであります。かく

未來永却の生命　を信ずるものに取ては死は決して悲しむことでなくして非常に喜ばしいこと、非常に嬉しい希望である、暗黑ではなくて實に往生は光明である、破滅でなくして建設である、頽廢でなくて生の躍進であると思ふのであります。かういふ意味合に於て往生といふ言葉の意義が本當に考へられるのである、山崎闇齋に會津侯が「先生にも何か特別な樂しみがありますか」と尋ねられたに對して、闇齋は「私に三つの樂しみがあります、先づ第一には天地の間生物は甚だ澤山ございますが、その中で私は禽獸鳥魚の中に生れずして、萬物の靈長たる人間に生れ出たといふことであります。第二の樂しみは熟々歷史を按ずるに世界各國の中に於て、何れの國でも治亂興亡甚だ定まらないのであるのに、幸にして私は戰亂の世の中に生れ合はさずに德川の武勇に依り天下一統弓は袋に刀は鞘に納まる御代に生れたといふことであります。そこで第三の樂しみは少しく殿樣の前では憚る事柄でありますが、私が大名貴族の家に生れずして、匹夫下賤の家に生れたことが私の生涯を通じて思ふて見ても〳〵この上のない喜びでございます」といつて笑つたといふ、この三樂の話は立派な考へであることは申すまでもないが、更によく吟味して見ますると、これ皆悉く過去に屬した喜びであり樂しみである、毫も未來の希望に輝いた喜びが見られないのであります、同じ樣ではあるが法然上人は、我に

五つの喜びあり　と仰せられて居る、即ち小消息といふお文の中に

「受け難き人身を受けて、會ひ難き本願に會ひて、起し難き道心を起して、離れ難き輪廻の里を離れて、生れ

矯正図書館

難き淨土に往生せん事、喜びの中の喜びなり」と、この上人の受け難き人身を受けたといふ喜びはこれ山崎先生第一の喜びと同じ事である。會ひ難き本願に會ひといふのは、孔子の朝に道を聽て夕に死すとも可なりといふ求道の精神がないならば人間の價値は無い、上人は若しこの教へが擴まつて居ない世の中に生れて來たならば、その眞理を知ることが出來なかつたらうに、この眞理の教へに會ふたことを喜ばれた、併乍ら徒らに道を聽き教へに會ふたといふことでは役に立たぬ、その教へを實行しやうとする即ち體驗を求める心この道心が中々起らない、聞けば一樣に感心しても菩提心の道心を起す人は少ない、この道心を起してこの教へに救はれやうといふ所謂立志が起つたことは甚だ以て有難い、その結果がそこに初めて離れ難き輪廻の里を離れるといふ喜びがある、私共の生活は、旦暮常に定まつた基礎標準の下に確固たる根底を握つて生きて居るのでなく、その日〳〵の風の吹廻しで心も身體も常にくる〳〵廻つて居るその輪廻の里をキツパリと離れて無慾のものになつて了ふ。然しまだそれ丈では役に立たぬ、輪廻の里を離れると同時に淨土に行くことが定まつたといふことが實に喜びの中の喜びである、これが上人の五つの喜びである。即ち、受け難き人身を受けたことの過去の喜びと、會ひ難き本願に會ふて、起し難き道心を起して、離れ難き輪廻の里を離れたことの三つの現實の喜びに、最後の生れ難き淨土に往生せんことの、未來永劫を盡しての喜び、これが上人の仰せられた喜びであります。私共

人間の一生 を考へると人樣々、その人によつて違ふでありませうが、私自身の立場から考へて參りますと、生前を置て、出生以來五十年の生涯を振返つて見てもこの過去には何一つ自分の仕出かした功名手柄といふ自分の良心を滿足させるやうな喜びは一つもない、又現在はどうであるか、朝から晩までフワ〳〵と輪廻をして居るに過ぎないのである。たゞ一つかくの如き暗黑の過去を有し、かくの如き輪廻の現實に生きて居る私でも、未來に尙ほ念佛に依て所謂極樂淨土の理想世界に生れさせて貰ひ、所謂往生させて貰ふて未來永劫にこの喜びを受けることの出來るといふ、この未來の望みが現れまして、玆に輪廻の現實に對する悲哀も、暗黑の過去に對する悔恨も皆悉く即座になくなつて了ひ、たゞ未來の喜びに灼々として進んで行くことが出來るのであります。世の中の人は動もすると五十年の生涯を了つて脉の止まつた時をこれ死と考へて居るが、佛敎で申すと、生れること死ぬこ

とは一つの事實として居る、生と死とは腹合せのもので一つの事實である、決して離れて居らぬ。生のある處死死のある處生があります、かるが故に私共の死といふ事實、これは時々刻々刹那の間に起つて來て居る、私共の生理的肉體の上から申しても、肉體の要素は常に新陳代謝をして居るので一分間も一セコンドの間も留まつて居らぬ、私共の生命そのものも亦一瞬間同じ姿に留まつて居らぬのである、お經の中に「一人一日の中には八億四千の念あり、念々の中になすところ皆途の業である」と說いてある、所謂一日中に八億の心が生きたり死んだりして居るのであります。故に人間の生死といふものは生死の接續、生死の連續である、生死は實に人生を繫ぐ處の連鎖に他ならぬ、この生死連鎖の姿が即ち人間の一生であると致しますならば、時々刻々念々刹那、阿吽の間、常に生きたり死んだりして居るのでありまするからして、この瞬間の生死の中にいつでも〳〵未來永劫の喜びを以て生きて行くといふ、その人の生命即ちそれが本當の往生の意義であると考へなければならぬと思ふのであります。阿彌陀樣は、一つに、

無量壽佛と申し 限りなき命をもち、また同時に無量光佛と申して限りなき處の光即ち働きを持たれる佛で、この無量壽、無量光を求めてその救ひを信ずる人は、時々刻々不完全不自由の現實の世界に死んで了ひ、完全自由の所、極樂世界に行つて往生して居るその段階に立つものと見ることが出來る、故に往生といふことは無限進歩の意味に外ならぬ、私共の世界は刹那の間でも常にこの往生のために躍進して居るのであつて、私共の口に唱ふる念佛は、私共の生命の不斷の躍進を調節する往生の進行曲であつて最も價値あるものと私は信じて居ります。故に上人は「一人念佛すれば彼土に一蓮生ず」即ち一つの往生が行はれて居る、南無阿彌陀佛と一聲唱へる時、一つの往生が出來かゝつて居るのだと仰せられて居ります、さればお念佛は世間普通に考へられて居るやうな、何か非常に緣起の惡いものであるやうに考へ、不吉なものであるやうに思つて、或は往生といふことは非常に行詰つたり、又失敗の場合に用ゐて居るのは大變な間違ひであるといふことがお分りになるだろうと思ふのであります、之れを要するに往生とは即ち進歩向上完成の意義であると云ふことを、充分御諒解になり益々この往生のため躍進して頂きたいと思ふて、このお話を申上げた次第であります。（ラヂオ講演中より）

矯正図書館

夏の夜話

怪談とその劇と會

多摩川の下流が六郷川でその六郷川は昔舟渡しであつた、この六合の水嵩が増すと川留を喰つた人の數は量り知れぬと云ふた程である、その川を一里半程遡ると淨瑠璃で名高い神靈矢口の渡しがあり新田神社もある、この社の上手に當つて間口一間奥行九尺計りの御堂がある、その中に機ない石佛が拜まれる、丁度今から二十年位前のことであつた、フラ〳〵と流れて來た何處の者とも分らぬ男がこの石佛の頭から鹽を振りかけた、するとこの佛様は足の方からトロリ〳〵とくずれ始めた、元々人間の丈け位あつたものが下半身は遂々溶けてしまつた、同時に鹽をふりかけた男も身体がくづれ始めて、この佛様が半分溶けて仕舞つた時には此の世から彼の世へ引越て居たその後佛様の上身もたゞれたやうになり側へよると臭氣が鼻へプンと來る。そこで土地の者が別な石像を造つて見ても、いつかは靡爛して同じ様になる、そこで「とろけ地藏」と呼ばれるやうになつた土地の者が云ふには船頭頓兵衛もまだ惡業が消滅せぬ、今尚ほ亡靈は迷ふて居るさうな、その證據にはこれぢやとこの石佛を指さす、此の石佛は頓兵衛の菩提を弔ふ爲に土地の者が寄進した地藏尊であつた、この土地に殘る子孫は代々癩を患ふてひそかに黄金を呑み身体のくづれるのを持ちこたへて居るのぢやさうな、そこに又不思儀が生れてこの頓兵衛地藏は自休がとろけたので腫物を惱む衆生を救ふと云ひ觸らす者があつて盆の十六日には參詣人が多く、鍾、太鼓で賑ふやうになつた、これで頓兵衛の亡靈も幾分浮ぶことだらうとの話。

○

愛宕山下から芝浦へかけて、何處からも見える大きな銀杏樹がある、この樹が或る朝は二本に見え、又或る夕は一本になる、又三本にもなる、土地の者に聞くと三本が本當だ、この噂があまりに高くなつて伐り倒すことゝなつたが、枝一本

下すとその切口から血と寸分違はぬ赤黑い汁が流れ出た、伐りかけた人達は腹痛を起して床に就くとその晩からうなされて死んで行く其後銀杏樹の枝が茂つて側の家の窓へ覗込んでは夜鳴きをする、又ポタリ〳〵水の滴る音がする、見ると氣味惡い血のやうな色に暈がぬれて居る、かわいさうにその家は化物屋敷々々と噂が立つた、銀杏樹はお化銀杏樹と呼ぶやうになつた、この樹は昔舟乘りの目標にした程で中天に聳へて居たのが先年の大震災に火の神の洗禮を受けた、それでも執念深いこの樹は今日尚ほ百六十尺もの巨身を保つて居り、根本からは新芽を澤山出し、二丈位の上からも新芽を吹いた、そこで恐がられることは前に數倍したのは云ふ迄もあるまい、處は東京市芝區田村町九番地で奥州一の關の城主田村右京太夫の屋敷跡である、土地の者は「無理もありません、淺野内匠頭様がこの樹下で恨を呑んで切腹したのですからね」と、最近に小さな祠が樹の下に出來た、さうして十四日を御命日として四十七士の靈も共に祭祀するやうになつてからお化けも遠慮するやうになつた。

○

或る繁昌な街の、さる家である、或晩お客があつて泊めた、すると夜中にその客がうなされて居る、暫くすると突然キヤツと悲鳴をあげた、隣室の家族の者が行つて見たら、夢におそはれたとの事であつた、それから鼾が聞え始めて又少しすると悲鳴が聞えた、その内に夜は明けてお客は起出たが顔色が惡い「昨夜は大分夢におそはれましたね」と云ふと「はア」と氣の無い返事をした丈で何も語らなかつた、その後もお客があつて泊めると、その客がキツトうなされる又悲鳴を上げることもある、あまりに不思議なので主人がその部屋を調べると、格別異つたこともなかつたが、床の間に祀つたお岩稲荷の守札に目が付いた、同時に四谷怪談のお岩の怨靈のことが頭に冷水をあびたやうに感じて身慄ひした、すぐ様主人は他へお移しした、それからといふものは何の異りもなかつた、この事が隣りから隣りへと傳はると、宅も宅もとのことで何れもその御札は床の間から他へ遷した。噂が大きくなるとお岩稲荷さんの御札は捌け遠くなつた、後に聞くと當時の御札には特種の靈能をくつ付けて居たとの事である、今は又よく賣れる、效能書をかへたらしい。

○

靈驗著しい觀音様のお側でも、鬼も居れば蛇も棲むものと見える、淺草新鶴富町に、石藏にまきといふ老夫婦があつた、十歳になる

矯正図書館

養女を朝に晩にいぢめた、或る日鹽を買ひにやられた養女は常日頃食物を與へられぬ空腹から鹽代の中から五錢の饅頭を買つて食つた、それが老夫婦に知れて打つ蹴る毆るの果が梁に吊されて翌晩遂に息が切れた、石藏は此の死骸を手、首、足とばら〳〵に切つて月島沖に押し流した、併し天は許さず鬼夫婦は警察の手に上がり、その死体も胴と手足迄は上つたが肝心の首が見付からなかつた、その後一週間を經て榧寺の坊さんが廐橋の袂で百万遍の供養をして居ると、ひよつこりと前の首が流れよつた。

養女の葬式は實父の手で行はれたが、この遺骨の傍へ現はれたのが二匹の三毛猫で、追ふても叱つても立去らうとせず、遺骨を埋葬する迄居てから姿をかくした、後にこの猫は鬼夫婦が飼て居たので、猫は自分に與へられた食物はみんな殺された養女に食べさせて居た、先の日にも猫イラズを入れた强飯を養女に食べさせやうとしたのを猫が知つて子供の袖を曳いて食はせなかつたとのことが知れた。榧寺のお初地藏はこのやうな物語から奇特の人によつて建てられた。二匹の三毛はお初の後を遂ふたものと云ひ傳へて居る。

○

このやうな怪談は何れの地にもあるであらう、その中には「組留めて見て忠盛はべらぼうめ」お化けと思つたは油差し坊主であつたといふ類ひもあり「怨靈は累ねて來ないお十念」祐天和尚の如き名僧の德で解脫した靈魂もあろう、これ等をみな迷信〳〵でこの節のやうに片付て仕舞へば何でもないが、暑い一日を過した夜の納涼話にはよい材料である、どうしてこのやうな話が好かれるかといふと、人間は心理狀態からして夏は神經がだらけて頽廢的氣分になつて居るから尋常一樣の刺戟では感じない、そこでゾツトする、冷つとする身慓ひを禁じ得ないといふ怖い、物凄いものを持出して興味を呼出すといふことになつて來る。その題材が怪談になぜなるか、それは晝の炎熱に一種の神經衰弱を起して居るので星が一つ流れても人魂かと思ひ、取込むことを忘れた物干の浴衣もお化に見える、又蚊帳なり、蚊遣火などはお化の出るに都合がよい、しかも靈祭りの盆といふものもあるから一層幽靈には緣が近くなる、で自からこのやうなところへ心も引付けられて行くと思はれる。

○

夏の興行物にも怪談ものを仕組むやうになつた、この起源を少し書いて見る。

怪談劇を書き始めたのは鶴屋南北といふ狂言作者

で、この鶴屋南北には何代もあるが、大南北として有名な「四谷怪談」の作者四代目の鶴屋南北である、この人は文政十二年七十五才で歿した江戸の狂言作者であつて、この人が文化の元年七月に「天竺德兵衛」と云ふ狂言を書いた、舞臺に本當の水をたゝへて水中の早變りとか仕掛物、からくりで以て世間に知られて居る、即ち天竺德兵衛に慘殺された女のお化が笹籔の中から現はれ、亭主に物語る、その長い髮をふり亂した血だらけの物凄い有樣が見物の膽を寒からしめた、それが人氣に投じてこの仕掛物芝居が忽ち江戸中の大評判になり毎日〳〵大入滿員を續け、七月から八月九月と百日近く興行した、是が動機で文化文政から今日に至る夏芝居、盆狂言は、仕掛物のお化の出る芝居となつた、これまでにもホンの添物位にお化を使つたのはあつたがお化を興味の中心とした芝居、怪談を以て一流れの狂言の目的とした即ち怪談劇と稱すへきものは無かつた、お化の歷史は長くとも芝居のお化は鶴屋南北から始まり百二三十年にしかならない。

南北といふ狂言作者、今日の社會劇作者は、怪談劇も其の後澤山書いた、中でも有名なものが「天竺德兵衛」を初筆として「小幡小平次」「四谷怪談」「累」等である。南北に次で怪談劇を書いた主なる人は、三代目瀨川如皐、それから默阿彌であつて、「播州皿屋敷」は如皐の綴つたもので「切られ與三」も同人である、默阿彌には「文彌殺し」「正直清兵衛」「笠森お仙」「敷島怪談」「浮世清玄」「新皿屋敷」など澤山あり、怪談物の大關「牡丹燈籠」は三遊亭圓朝の獨創講談をば三世河竹新七が脚色したものである。

これを演じた役者は主として音羽家の家の藝即ち尾上菊五郎の一家のものとなつて居る、「天竺德兵衛」を初めて演じたが尾上松助、今日の尾上松助は四代目でその初代松助が怪談劇を始めて舞臺にかけたので、この松助の子が三代目菊五郎となり「四谷怪談」「累」を舞臺の上に演出したといふ因緣から音羽家の持藝見たやうになつて了つた、如皐、默阿彌の時代になると、明治前には市川小團次といふ役者がやり、明治になつて五代目菊五郎が演じた、今日怪談物得意の尾上梅幸六代目菊五郎の二人は五代目の子であり、五代目は三代目の孫に當るのである。江戸以外のことはこゝに省て置く。

○

「九十筋頃から魔物身ごしらへ」芝居以外に怪談會といふがある、趣向をこらして集つた連中を氣味惡る

矯正図書館

からせて興じる、暗い廊下に蒟蒻を敷て置てふみ辷らせたり、幽靈人形を仕掛たり、棺桶に死人に扮した男を忍ばせて見たりする、天明五年、深川富ケ岡の或る人の別荘に蜀山人以下當時の狂歌師連中が集つて「狂歌百鬼夜狂」といふ催しをした、これには七ケ條の掟、物蔭に隱れて人を脅さぬこと、怪しき形のものを作らぬこと、雜談高聲すべからず、酒肴は重盃を禁ずる、妖怪は日出でゝかくるゝ理に依て卯の刻（午前六時）に退散すべしなどゝ定めて青紙で覆ふた燈臺を置き、燈心百筋を入れ、一首に一燭を消して百首目に燈火が消えると共に、化物に見參中さうと踊り出すといふ剽輕な仕組でやつたさうである、この燈心百筋は百物語の常例となつて居るがこの百筋に一度に灯をつけることは疑問がある、けれども話の佳境に入りかけるのは九十筋頃からであろうと想像する、話には因緣因果が多く出るやうであるが、矢張話し方にあつて「怪談に呑中の寒き炬燵哉」この句は冬であるが便所に立つが恐くなつたり、歸る途の連れを誘ふ迄には骨の折れることであろう。

怪談から芝居に移り、會談に戻つたからこれで筆を擱くことにする。〔粟野鳴人〕

（大尾）

笑話

◇市ケ谷

初對面のひとゞが大ぜいゆきあひ

「あなたはどちらにお住まひで」

「ぼくは芝です」

「ぼくは下谷です」

「ぼくは日本橋」

「ぼくは淺草」

「ぼくは神田」

「ぼくは　」

と、その内、ひとりが、へんに氣まづく、口ごもつたのに、

「え、どちらですつて？」

と重ねて問へば、

「いや、なんとも慚愧に耐へぬ次第ですが、市ケ谷監獄の、すぐ、ワキに住んでます。」

◇別の理由

石炭店主『石や瓦や鐵屑を石炭に混ぜて賣ことは止さなくちやなるまいて。』

店員『何らしてゞす？何處からか文句でも出ましたか。』

石炭店主『いや、さうぢやないがあゝいふ物は何うも燃えなくてね一噸の石炭が二年も保つやうぢや商賣にならないぢやないか。』

◇披瀝

妻『あなた』

夫『なんですか』

妻『あなたは私を愛して下さるんですか』

夫『無論愛してゐますとも』

妻『口先ばかりでは駄目ですよ』

夫『心の底を披瀝してゐるんですよ』

妻『心の底でも駄目ですよ』

夫『ではどうすればいゝんです』

妻『財布の底を披瀝して下さい私はこれから三越へ行くんですから―それとも披瀝するのがおいやなんですか』

夫『いや披瀝しますよ、大いに披瀝しますとも……』

近頃はこうした御夫婦が增えまして旦那樣は泣面で披瀝遊ばすさうで、奥樣は旦那樣がお困りにならうがなるまいが、そんなことに頓着なく、いつも陽氣で快活で、帝劇、三越、丸ビルと飛び廻り遊ばすさうです。

The Current History of the World

カーレント・ヒストリー

ムツソリーニの伊太利

エドワード・ツオルシ

世界は刻々に動いて行きます。長火鉢の前で納まつてゐる日本人の眼から看れば、怖ろしい程のリズムで動いてゐます。いやでも仕方がない。動いて行くのは人間の自然の姿であるからである。歴史は決してくり返しません。昨日の水の流れは決して今日の水の流れではありません。「萬物流轉」（"All things flow"）。ギリシアの哲人ヘラクライトスの曰つた通りです。意氣地のないものははかないといふ。しかし、强い者は喜んで過去を棄てる。不斷の變化の中にこそとこしへの生長（ビカムミング）と進化とを信するからである。かくありてこそ初めて生甲斐ありと思ふのである。生くるよろこびとは變化のよろこびなのである。

世界はどう動いてゐるか。生甲斐ある今日の生活を生きんとするものは是非共知らなければならない。茲に「カーレント、ヒストリー」（今日の歴史）と題して、日に日に變つて行く世界の生活の流れの（カーレント）、その時々の新らしい姿をスナップにして御目にかけるつもりです。長火鉢の前であくびの出てたまらない折々、せめて頁なりとめくつて看て下さい。

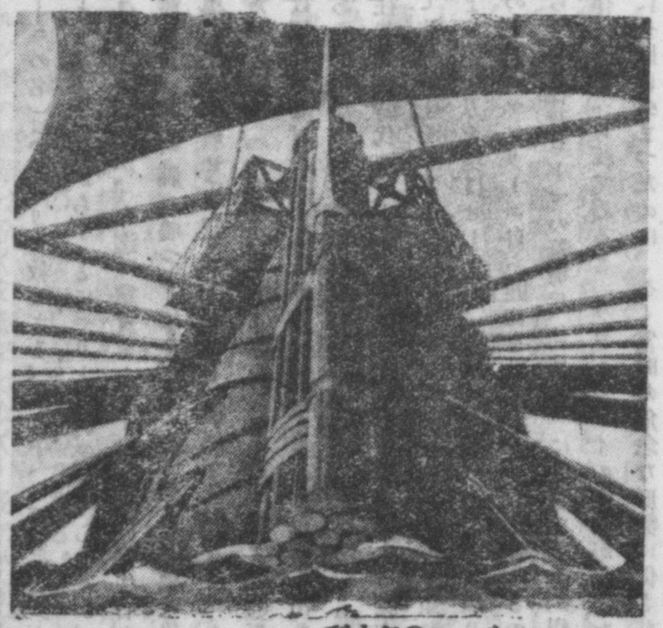

ムツソリーニの伊太利

ダミアノ・ダミアニ画

矯正図書館

先づ第一に、「ムッソリーニのイタリー」を撰びました。イタリーが貧乏と人口過剰で苦しむでゐる有樣が酷く日本の現狀に似てゐるのを面白いと思つたからです。

成程、自治と獨立とを自分の血のように愛するアングロサクソン（英米）流の見方からすれば、壓制暴戾を極めたムッソリニの伊太利は唾棄すべきものでありませう。しかし、伊太利は英國ではありません。南國人の特質としての變じ易い氣分の、加之、乞丐と無敎育者の多いので有名なイタリーは、一歩々々地歩を踏み固めて行く英國流の堅實な氣質（キャラクター）とは比ふべくもない。一國としての統一（ユニティー）も漸く六十年足らずで（一八七〇年伊太利統一成る）、國民はまだ〳〵落着いた政治的訓練を受けてはゐないのです。加之、國貧くして人繁く、商工業振はず、あはれ、戰前には歐州列强（コンサート・オブ・ゼ・ヨーロッパ）の班より逐はれかけてゐました。そこへ大戰がやつて來たのです。さらでだに、貧すりや鈍すで、むちやくちやな社會主義運動でごつた返して、國内には紛爭絶ゆる間なく、産業生活は極度の衰弱狀態に陷つてゐたイタリーは、更に戰爭の痛手を受けて、一とたまりもなくレーニニズム（レーニンの共産主義）の病毒に感染してしまいました。勞働者は工場を奪ひました。小作人は地主を逐ひました。一國混亂です。イタリーは明日を測られない有樣でした。茲處へムッソリーニが飛び出して來たのです。昨日までは、左も左、最も危險な社會主義者として國を逐はれてゐた彼の白眼がちのベニト（ムッソリーニの名）は、イタリー救はざるべからず、と涙を揮つてか、それとも、機失ふべからず、とにやりと凄い笑をもらしたか、そこ處はわからないが、今迄の黨友をふりすてゝ急に廻れ右をして、戰線もどりの腕の鳴つてたまらない若い連中を驅り集めて、黑シャツを着せて「フワーシスト」黨（Fascist Party）を組織したのである（一九二〇年）――（フワーシスティ（伊）を日本では國粹黨と呼んでゐるようですが、どういふ處から出たものであるか變な事をいつたものである。「フワーシスティ」の名は、往昔共和時代のローマにて執政官が市中を巡檢する際官標（フワシーズ）として先頭の士をして擔はしめたる束桿（Fasces）（棒を束ねて其間より斧の刃を現はせしもの、カット參照）の名より取りたるもので、ムッソリーニ自ら匪徒を糺彈するを以て任するの意であらう）。往昔ローマの義勇兵（ミリティア）（militia）に倣つた軍隊的組織と紀律とを與へられてゐるこのフワーシスティの運動が、またゝく間に全國に弘まつたのは、全く當時の危急な形勢に促されたもので、ロシアの二の舞をふんで將に崩壞せんとしつゝあつたイタリーは、是非とも何等かの紀律を要求しつゝあつたのである。而してフワ！システィは正にこの要求に應じ得たのである。かくしてフワーシスティは武力を以て到處跳梁を肆にしつつあつたボルシェビスト（共産黨）を鎭壓したのである。

一九二二年十月、當時の首相ニッチの首鼠兩端を持し、猶豫爲すなきを看て、各地のフワーシスティは一齊に結束して、武裝して首都ローマに迫つたのである。これを「ローマ進軍」（"March on Rome"）と稱し、黨員の一齊にローマに向つた十月十七日を以て現在フワーシスティの祝祭日（アニバーサリー）となしてゐる。首相ニッチ惶惑策の出つる所を知らず、倉皇職を辭したので、國王ビクトル、エマヌエル三世は當時ミランに在つたフワーシスティの首領ムッソリニを召して政府を組織せしめたのである。

一方では、古のシーザーやナポレオンに比べられ、他方では或は資本家の走狗と罵られ、或は山師（アドベンチュアラー）に過ぎずと嘲られ、國の内外に毀譽半はしてゐるものゝ、彼が一箇の英靈漢たるは、何人も之を否むことはできないであらう。とにもかくにも、ムッソリーニはイタリヤの爲めに大きな建設的な仕事をしたのである。古い代議制をたゝき毀し、一切の政權を己れの手中に收めながら、一方では、秩序と産業とを確立し、久しく與へられなかつたプロスペリティー（繁榮）をイタリヤに與へたのである。國内に於て彼の政治に謳歌するものも、國外に於ける批評家の許さんとする以上に、多數であるのは多くの觀察者の語る所である。かくして、運命は鍛治屋の貧兒ベニトを事實上一國の首領（デュウッエ）（Duce）たらしめたのである。

「自分の親爺は鍛治屋（ブラックスミス）で、自分も一緒に働いてゐた。親爺の仕事は鐵を鍛へるのだが、自分の仕事はもつとむづかしい。人間の魂を鍛へ直すのだ」（"My father was a blacksmith, and I have worked with him. He bent iron; mine is the harder task of bending souls."）。ムッソリーニの語である。

K. N.

◇

或は流血の慘は免かれ得るとするゝ、革命の陣痛にもがきつゝある國としては、伊太利は一見まことに靜かである。特に首都ローマに於ける生活には平和な或るリズムさへ流れてゐる。時には亂暴だと思はれるフワーシスティの盛んな運動を外にしては、何人も坩堝の沸き立つてゐるのに氣のつくものはあるまいと思ふ。尙ほ其上に、外部からは好景氣とさへ見ゆるものかあつて、普通の旅客達は身邊に看る生活の花々しさに驚くのである。流行服を着けた女、懷の溫かそうな顏をしてゐる男共、貴族的なリトロビ、贅澤品を賣る店、滿員の劇場、――凡ては生計の潤澤な或るコンデイション（狀態）を語らないものはないのである。伊太利名物の乞食さへ姿を見せないのである。

然し、悲しいかな、それは幻影に過きないのである。この上つ面の平和と好景氣との下には、悲しみ、悶え、貧しさの刻まれた物凄い現實の姿がひそんでゐるのである。戰に疲れた歐州の他の國々と同じようにイタリーにも外觀のごまかしがあるのである。ローマのコルソ街の繁華は全く幻影ではなく、その内部には

矯正図書館

或る堅實なものがあるのかもしれない。然しながら、イタリーには路地も裏町も田舍もあるのである。而して、イタリーの如き貧乏な國の社會的及び經濟的の事情を考察する場合にはそつちの方が肝心なのである。

予は伊太利人なる一人の友人とコルソ街の有名なカツフエー・アラグノに坐つてゐるのである。二人の間の會話は自然とイタリーの事、フワーシステイの事、その發生した原因、その取りつゝある手段等に落ちて行つた。往來をへだてゝ、カツフエーの向側の古い建物の壁には大きな廣告がはりつけてあつて、「國產品を買へ」("Prefer Italian Products!") と書いてある。トラックが通る。それにも、「國產品を買へ」といふ廣告が幾個もはつてある。自分達を少しはなれたテーブルにゐる男は、ムツソリニの機關紙なる『Il Popolo d'Italia』(「イタリー國民」)を讀んでゐる。其男は「經濟戰」("The Economic Battle") といふ大きな見出しをつけた社說に注意が惹かれてゐるらしい。先刻の廣告といひ、今又この「戰」といふ文字を看て自分の興味はひどく動かされたのである。一休これは何なのであらう、自分の友人は說明してくれる。

「伊太利は戰つてゐるのだ ("Italy is at war")。我等は生存の權利のために戰つてゐるのである。國家經濟の健康狀態の指數である貿易のバランス(差額)は我邦にとつて極めて不利である。我等はある限りの直接な方法でこの差額を減らそうとしてゐるのである。我等は事實上憚る所なく外國品をボイコツト(不買)してゐるのである。此の國の勞働者も消費者も世界の他の國々の勞働者と消費者とに戰を挑んでゐるのである。我等は黑パンを喰つてるのだ。絕對の必需品以外のものは外國から買はないことにしてゐるのである。我々は一日八時間の代りに九時間も十時間も働いてゐる。我々は次から次と戰つてゐるのである。已にリラ(伊太利の貨幣の名)の安定戰、小麥のための戰ひをすまして、現在は經濟戰をやつてゐるのだ。我等は悉く前線に立つてゐるのである」と。

伊太利に於て現在最も驚嘆すべきものは箇の鬪志である。四千萬國民の戰の氣分である。この間の晩も、イタリヤ語に書直したチヤツプリンの「ゴールド、ラツシュ」(日本では「黃金狂時代」と譯してゐた)を看てから劇場を出て、デユウツエ(英語のリーダー(黨首)の事で、フワーシスト黨の黨首ムツソリーニを呼ぶ

語)の本營であるシギ宮の前を通ると、夜は大分深けてゐたが、暗につゝまれたこの歷史的の建物にたつた一ケ處だけ窓は煌々と照されてゐた。自分の友人は、その窓を指して、「彼はまだ働いてゐる、多方我々がねてしまつてからも働いてるだらう」と曰つた。

上は、朝早くから夜晩くまで自分の事務卓に就いてゐる「デユウツエ」から、下は田舍の貧しい百姓までイタリーの國民はしばらくも肩をやすめず、生存のために鬪つてゐるのである。現在このイタリーの狀態を理解するためには、イタリーの最も大なる敵は貧困である、といふことを銘記してゐなければならない。貧困はイタリーの一切の事情を解くキイ(鍵)である。フワーシステイの起つたのも之が爲めである。フワーシステイの亂暴もこれが爲めである。獨乙のカイゼルに似たムツソリーニの大言壯語もみんな貧乏のためなのである。經濟戰といふのは貧乏に對する戰ひである。詮じつめて見れば、フワーシズムは貧乏といふ障害に打勝たんとする國民の堅き決心の外に現はれたものなのである。

伊太利の目下の形勢の如何に重大であるかを想ひ見るべきである。恐らくドイツを除いては、伊太利は歐洲列國中その領土の面積に比して最大の人口を有つてゐる國である。伊太利の人口は一日平均千人以上の增加で、一年には殆んど四十萬に上るのである。一九〇〇年には、伊太利の人口は三千二百萬であつたが、一九一五年には三千六百萬となり、一九二五年には四千萬以上に達してゐるのである。伊太利は歐州大陸中人口數に於ては第三位に屬し、フランスよりも多いのであつて、しかもその領土の面積はフランスよりも小さいのである。わがアメリカのニューヨーク州に比して四倍の人口を有し、全合衆國の人口の三分の一を有しながら、しかもイタリーの土地の面積は僅かにニューヨーク州の二倍で、小さなアリゾナ州に匹敵するに過きないのである。イタリーはアフリカに僅かばかりの殖民地(リビア、ソマリランド、エリトリア)を有つてゐるが、實際の價値は甚だ少ないもので、國民にとつては却て財政上のお荷物となつてゐるのである。人口と領土との不釣合は、天然資源の欠しいために更らに一層重大な問題となつて來るのである。イタリーには全く石炭も鐵も鋼鐵も棉花も石油もないのである。小麥さへ充分にはなく、今ではかなり澤山の食料

矯正図書館

を外國から輸入してゐるのである。しかく自然はイタリーに對しては不親切であつたのであるが、廣い人間の世界も決してイタリーに對して親切ではなかつたのである。大戰以前は、戰時中ですら、過剩の人口は移住によつてその吐口を見出してゐたのであつて、一九一三年の如きは八十萬より少なからざる人口は國を去て、多くはアメリカへ行つたのである。然るに今や到處門戸は閉され、制限法は設けられて、伊太利人の移住は事實上全く遮斷されてしまつたのである。

如上の事實はイタリーを現在の苦境に陷入れるに充分な原因であるのに、かて〻加へて、戰爭の損失と、次で數年に亘る產業上並びに政治上の混亂は國民の生活狀態をして更らに慘澹たらしめたのである。イタリーの國民は、大戰に對する準備は毫もなかつたのである。しかも、固より比較的ではあるが、他の同盟國と同じように勝利に對しては多大の代價を拂つてゐるのである。

看來つて是に到れば、少からざる罪過のあつたにも拘はらず、唯だ一事のフワーシズムの功蹟として稱揚すべきものがある。それは、フワーシズトが必ず之を解決せずんば已まざるの意氣を以て、イタリーの禍たる貧の問題にぶつかつて行つたことである。黑シヤツ組は積極的な勢力であつて消極的ではない。彼等は人間有爲の精神に恃む所あるのである。自分の友人の語を借りれば「フワーシズムは團体精神（エスプリ・ド・コル）と勝たんとする（マツス）の意志とを大衆に與へたのである。」今迄に彼等が成し遂げた誇るに足る功蹟は決して少なくはないのである。とにかくにも、フワーシステイはイタリーに平和を恢復し、一個の政府を與へたのである。更らに進んでは豫算の平衡を得せしめ、戰債を整理し、通貨を安定し、職制を一新し、國費を陶汰し、克く人心をして沮喪せしめざらしむるを得たのである。貿易のバランスも今や好調に向つてゐるのである。

予の友は曰ふ。「此等の改善は革命なくしては不可能であつたらう。ローマ進軍（マーチオン・ローム）の時、我等は已にどん底に落ちてゐたのである。イタリー國民は政治上、社會上、經濟上破產の狀態に在つたのである。當時我等の求めて已まなかつたものはこの破產狀態を受取つて何事をかなすべき支持者であつたのである。而してフワーシズトは正にこの支持者であつたのである。イタリーの事を考へるなら、先づ破產の國家を救はんとするフワーシストの大きな努力を思つてやらなければならない。そうすれば幾多の事情が自ら分明になるのである。」

茲にフワーシストのイタリーの心理があるのである。一個の支持者の手に握られてゐる大きな團体の心理である。飽くまでも貧を征服せんとする國民の心理である。今日どんな伊太利人でもいい、フワーシズムを憎むのあまり目の眩らんでゐない伊太利人を捉へて談して見るがいい、其人はきつと私の友の語つたような事を談すに違ひないのである。自分がナポリ（ネープルス）で遇つた新聞記者は自分の友人以上で、自分がフランスや土耳古と伊太利との間の取りとめのない開戰の風聞について、どう思ふかと訊ねた處、その新聞記者の返事が振つてる。「そうなれば結構だ。戰爭になれば二三百萬の人間はかたづけられるし、爲めになる土地も幾何か得られようといふものだ。」と、眞顏で曰つてゐたのである。

デモクラシーの信抑の上に築き上げられたアメリカから見れば、このフワーシズムは怖るべきいとふべき夢魔に過ぎないであらう。民權に對する露骨な輕蔑、反對黨の迫害、言論の箝制、其他我等アメリカ人の神聖犯かすべからざるものとせる諸の自由の無遠慮な禁止の如き、我等アメリカ人にとつては見るに忍びざる所である。然しながら、イタリーは今や戰ひつ〻あるのである。自分の友人は曰ふのである。「アメリカでは貴方は劇場のオーケストラ（オーケストラの周圍の坐席をいふ）に十分な場席を有つてゐる。出し物も結構である。然し茲處イタリーではギヤレリー（天井棧敷）に立つてる場席さへないのである」。この一語は、何故に、四千萬といふ大きな人口を抱へてゐるイタリー國民が、フワシストといふヘルキユレス（ギリシヤ神話の大力無雙の勇者の名）が民權の柱を押し倒すのを傍で見物して喝采してゐる所以を說明して余りあるのである。

イタリーは自由を棄てゝパンを撰んだのである。

(Outlook, May 11, 1927)

刑政第40巻第8号
矯正図書館

適性考査の實證

司法書記官　瀧川秀雄

一製糸場の特色――考査法の意義――その直接利益――その間接利益――
考査方針――一般と特殊習能――考査の實施――その成績萬般の上に良好

司法省書記官瀧川秀雄氏が、群馬縣富岡町の原富岡製絲所を視察した、この製糸所では、工場に於ける從來の不合理な經營方法を捨てゝ科學に基く新しき經營方法を樹立し、從業者の選擇、訓練、昇進を科學的に行ひ、作業方法の低廉に意を致すことの喫緊事たるを思ひ、適性考査法を採用し、能率竝福利の增進を標榜してやつて居るのが一特色である、その實際の概要を略述された一篇を左に掲出して參考に供することに致しました。

(甲) 適性考査法の意義

適性考査法とは適材を適所に配置する爲の科學的考査法なり元來作業に對する勞働の適應は人の天禀に俟つもの甚た多く作業の如何を問はず各人をして悉く之に適應せしめんとするは抑も難事なりと云はざるべからず殊に現時の如く作業が分業と機械の應用とにより其業態多樣なれば多樣なるに從ひ作業と勞働機能との合致を緊要なりとす玆に適性考査法は個への智識、能力性向、體格等を精査し適材を以て適所に配し作業能率を增進すると共に個人の向上に資せんとするものなり

(乙) 適性考査法の効果

A. 直接利益

(1) 使用者側に於ては

一、作業能率を增進せしむ

一、技術の訓練期間を短縮し養成費を輕減す

一、從業者の勞銀所得を增加するの結果其移動を防止す

一、機械の毀損を少くし原料及他消耗品の浪費を節し得

(2) 從業者側に於ては

一、作業上より受くる勞苦を減じ却つて興味を以て勤勞し得

一、創意を活用し得て能率を增進すると共に個人の向上を來す

一、勞銀所得を增加す

B、間接利益

各人に就き詳密なる調査成れるの結果は事業經營上利便多きのみならず進んで勞働時間、休養、衞生、賃金、訓練、教育等の諸問題解決の基本を與へ勞働厚生の途に資するを得べし

(丙) 同製糸所に於て施行する考査の方針

A 一般智能考査

一、身體檢査、體格、體力

一、頭腦檢査、構造、機能

一、人物考査、眞面目、沈着、根氣、正確、

一、家庭調査、親統、家産、教育、年齡、勤續

B 特殊智能考査

左の十一部に依り夫々特殊の考査を行ふ

(一) 繰糸部　法意ノ集中ト分配、指力、觀力、敏活、
(二) 直繰部　注意ノ集中ト分配、指力、觀力、平靜、
(三) 轉繰部　親切、丁寧、判別力、指力、觀力、
糸編係　指力
計算係　沈着、正確
算盤係　沈着、正確、敏活、
檢尺器係　正確
(四) 仕上部　掌指ノ巧、丁寧、腕力
(五) 計算部　數學的頭腦、公平、親切、正確、
(六) 調査部　頭腦ノ整調、公平、丁寧、正確、數學的頭腦
(七) 煮繭部　注意ノ集中ト分配、調節、丁寧、
(八) 原料部　壯健、從順、根氣、判別力、活潑、
(九) 養成部　從順、熱心、撓性、習熟性、指力
(一〇) 教婦部　其ノ所屬部ノ智、能、技ニ通スル外注意ノ分配ト集注、親切、判別力、指導力、計畫的行爲
(一一) 幹部部　全工程全作業ニ通スルコト、注意ノ分配ト統覺、明察、斷行、活動力、撓性、根氣、計畫的行爲、工夫力

C 考査ノ實施

(1) 器具使用の場合

九種の考査器を使用するものにして其用途を別て

矯正図書館

は

（イ）重量辨別器
之ニ依ツテ重量ノ辨別ヨリ見積、計畫、數學的頭腦、決斷、忍耐、躊躇、調節神經系統ノ健否、頭腦ノ良否ヲ檢別セントス

（ロ）大小反應檢査器
之ニ依リ智能ノ觀察、手指ノ調節、巧拙、記憶、頭腦ノ良否敏活ヲ檢別セントス

（ハ）大小分離檢査器
之ニ依リ正確、錯誤、大小辨別感能ノ優劣分離選擇作用ヲ檢別セントス

（ニ）指頭速度檢査器
之ニ依リ体力、精力、疲勞度、指掌腕及上肢ノ力量速度神經系統ノ健否ヲ檢別セントス

（ホ）直立安定檢査器
之ニ依リ体質、疲勞度、沈着、冷靜、活動性、溫和、移氣等ヲ檢別セントス

（ヘ）カード分配檢査器
之ニ依リ判別力、頭腦ノ整調、沈着、注意力ノ分配ト集中ヲ檢別セントス

（ト）マッチボード檢査器
之ニ依リ指力ノ巧拙遲速、根氣、習熟、疲勞ノ經過其他ヲ檢別セントス

（チ）指頭安定檢査器
之ニ依リ頭腦及指頭ノ安定、鋭敏、活動力、注意ノ集中工夫力ヲ檢別セントス

（リ）木型模倣檢査器
之ニ依リ機械構造並一般ノ模倣力ヲ檢定セントスルモノニシテ換置法ト照合法ノ二種アリ孰レモ數學的頭腦數字ニ對スル正確ヲ識別セントスルニアリ

（2）考査器を使用せざる場合

（イ）考査室に於ける個人觀察法

（ロ）集團勞働場に於ける個人觀察法竝集團觀察法

以上に依る考査の結果は實際の成績に照して八割乃至九割の的中を見たりと云ふ

猶適性考査は精密なるに如くは無しと雖も研究を積むに從ひ其方法を一層省略して簡易に爲すことを得べし而して是又實際上の要求に外ならず其簡易法とは左の四種の檢査器中一種又は二種を用ひて一應の目的を達し得べしと云ふ

（イ）指頭速度檢査器

（ロ）大小反應檢査器

（ハ）大小分離檢査器

（ニ）マッチボード檢査器

要するに右の四種は製絲業に最も適當なる由に聞けり

D適性考査實施成績

（1）能率の調査に依れば一日間繰絲業を爲すに付其所要時間を比較するに索緒、糸繋其他にて繰絲枠の停止時間四割繰糸枠廻轉時間六割に當れり之を優良者に付て見るに停止二割廻轉八割にして劣等者は停止五割五分廻轉四割五分の結果を得たり

玆に於て右能率の相違の原因何處にありやを適性考査法に依りて檢定する時は遺傳に依るか環境に依るか或は本人の努力如何に依るかを明かにするを得或は又性格不良者も其内容を分析調査するに依り同情すべきものあり、訓練に依り矯正し得るものあるに至れりと云ふ

（2）教育が能率の上に重大なる影響を有する事も實證し得たり

依て補習教育には特に力を致し居れる由なり

（3）疲勞の能率に及ぼす關係に付調査の結果は最初午前六時より午後六時半迄一日の作業時間中午前七時より三十分間正午より三十分間の食事休のみとし其他は引續き作業に從事したる場合に直立安定期及指頭速度檢査器に現はれたる結果は午前六時より七時迄が最も緊張し次は午後六時なり之に對し疲勞多きは午前九時半より十一時半迄にして午後二時より五時迄は之に次ぐ其餘の時間は此中間にあるものとす更に能率高低經過を調査するに右疲勞調査の結果と相一致せり而て不良品及度外糸を生ずるは主として此疲勞時間なる事判明したり此に於て午前十時と午後三時とに十五分間の休憩を行ひ其間唱歌及體操を爲さしめ調査したるに休息時を後に迎ふる氣分は緊張味を惹起するに與つて力あり午前九時半及午後二時半頃に果して能率増進し殊に休息後は疲勞を恢復し午前十時半と午後三時半とは能率著しく増進して一日中の緊張時に入るに至れり

依て午前午後に夫々休息の制を採用するに至りたりと云ふ

（4）食　事

在來斯業經營者の間に食事に暇を費すを恐れて立食を爲さしめ或は食事時間を短縮して急食せしむるの習慣ありたるも右は啻に健康上の問題たるのみならず勞働に從事する場合は然らざるものより榮養量約三割の増加を必要とするに依り消化の爲めの十分なる食事時間と調理榮養に留意するの緊要なるを示せり此爲めに食堂の構造材料の選擇調理には特に意を用ひ居れる由なり　—（終）—

刑政第40巻第8号
矯正図書館

藝術的
臭ひの高い
走馬燈模様の
スタンド

齊藤佳三氏の
作品です。
作業製品の
御參考までに

あんらくいす

一日一せん

借金するのはあまり自慢ではない、が神戸の鈴木のやうにあれほど大きい借金をすれば、人々はカンシンして悪口も云はないい、日本は昔から借金國として吾人の頭に入つてゐるが、家に借金のあるのはドラ息子にはくすりにはなつても、實はあまり氣持のよいものではない、おやぢの借金で苦んでそのために勵みがついてエラクなつたのに外務省の小村欣一侯、帝劇の守田勘彌なんて人があるが、まあ云はゞ我々が背負つてゐる十四億と云ふ國債は、丁度おやぢの借金見たいなものだから、これで勵みがついて日本國民がみなエラクなるやうなら結構だが、あまりウレシイことでもないね。

そこで後家さんが先代の借金の責任を果たさうと苦勞するやうな工合に、日本の母親たちを代表したやうな氣でゐるいはゆる名流の婦人たちが、内務省へ集つてそこは家庭の内務大臣を以て任じてゐる連中とて、本物の鈴木内相を正座に据えて、何とかこの借金の償ひをしやうと相談した、幸か不幸かこの大借金をし出かしたドラ息子の國雄は余り圖體が大き過ぎるのでその席へ引張り出されずにすんだが、それでも何處かで口笛でも吹いて、太平洋の彼方から飛んで來る飛行機を待つてゐたとであらう。

「さてみなさん、この大借金をどうしたらなすとが出來ませう」ほんものゝ内務大臣が婦人たちをずらりと見廻しておはかりすると、待つてましたとばかりに、ある小内務大臣が、

「あたくしが思ひまするに、六千萬國民がおの〳〵一日に一錢づゝ貯金してゆくと、六年間には十四億七千八百萬圓になりますから、この大借金も譯なく償還が出來ます」

ことによつたら次の内閣で大藏大臣になつてもよい位の見識で彼女は答へた、その外消費經濟の方面で流行を追つて金を浪費することを防ぎ、又電氣瓦斯の使用法普及とか、市場や消費組合の利用などお得意の雄辯で、色々ケッコウな御意見が出た。

だからおそらくこの愛國貯金で永々の借金の苦しみを拔くとが出來るであらうと安心してよからう。

日系米人の問題

信州上田の藩主松平子爵の一門が米國メアリランド州のエドモンド市長になると云はゞ御冗談ものでげしやうと云はれるかも知れぬが、ほんとうの報道だから面白い、市長になると云ふ松平欽次郎氏は外でもない今の松平子爵家の當主忠正氏とは從兄弟に當るとが、矢張一門の松平駐米大使の渡米に依て判明した譯でつまり今の當主の父忠禮子の弟の忠厚氏が米國へ渡つて彼方の婦人と結婚して出來た子が欽次郎氏なのだからであるが同氏は今は日系ではあるが、立派なアメリカ市民であるのだ。

この話の序に日系米人の問題を話しておかう、大望を抱いて米國へ押渡つたいはゆる移民たちは、大概土地も得小金も貯まつたがその子供たちは立派にアメリカ人で國籍が違つてゐる。

アメリカの教育法によつてヤンキーボーイとなり又ガールとなつてゐるから日本語などはわからないが、英語なら常用語で―おやぢのやうにデンキカーなどと云つたり、それをミーに下さいかゞ變な語はつかはないペラ〳〵とやつてしまふ。母國觀光團に加つて「日本」を訪ねて來て、なるほど日本にも電車や自動車があると不思議がつてゐる、此間もこの日系米人を外務省で招待して、通商局長か誰かゞ熱心に「母國の話」をして聞かせたところが、その答辯を述べるに當つて「日本にはもうチョンマゲを結つてる人がゐないの、西洋のやうな街であつたので驚いた」のとはり合ひのないことを云つたさうだが、それでもまさかとなれば、血は大和民族だ、サムライの血が湧かぬとも限らぬ、アメリカ人だから日本は構はんでもよいと云へばそれまでだが、立派に日本人の兩親を持つてゐる日系米人を見離す譯にはゆかぬ、アメリカの教育をうけたからアメリカ人の仲間に入つて立派にやつてゆくであらう、けれども色や姿はいかにしてもわかると差別されるのではないが差別は伴ふて來る。彼等の將來は矢張日本の問題である。同じ人間を使ふにしてもアメリカ人は日系よりも本物の米種をとるだらうから失職の危險がある。米國市民であつても白眼視される虞がある。殊に腕一本で叩き上げたおやぢとは思想傾向から云つても、合ひさうな筈はない、移民の親たちにとつても後とりについて心配して居る、この重要な問題については世間の人は大して氣にもとめてゐないであらうが、先年彼の地に渡つた大谷尊由氏はこれに專ら頭を突込んでゐる。

とにかく日系米人が市長に當選する時代になつたのだ、少しは日本人もコスモポリタン（世界人）―としての眼光を持たうではないか。

大元帥張作霖

先ごろ動亂の支那を觀て歸つて來た友人の話はなかなか面白かつた、張作霖、段祺瑞、蔣介石なんて云ふ連中にも面會して來たさうだが文化の非常に進んだ新しがりやの多い南方支那、いはゆる新興支那（ヤングチャイナ）と滿州人の張作霖の天下分け目の戰ひ、それも「金」と云ふものと因緣の淺くない支那の戰爭なんだから

刑政第40巻第8号　矯正図書館

干戈を交へるよりも、談判――普通の戰爭では談判は後と先にあるものだが――と宣傳で片がつく。奉天にげかりぢつとしてゐられない滿州王張作霖が北京まで出て來て東三省の覇を握り、中華民國大總統たらんとするから、南方でやかましい、北伐軍が出動する譯だ、蔣介石も滿州から張を追ふとするのではない、中國に出て來るから叩き出したのである。

その張が國民軍にはどんどん敗けてとうとう山東から逃げて歸つたが、これぢや張は失脚するだらうときへ云はれてゐたのに、まだぢつと踏みこたへて、しかも六月十八日には陸海軍の大元帥になつて得意になつてゐる。どちらかと云ふと狸おやぢでありながらそれでゐて稚氣のある張のことだ、ほんとに大元帥になりたいのかも知れぬが、手もりで大元帥の麾明などは、よと友人はニヤニヤした、それもさうかと思つた。

たゞこの際云つておかねばならぬのは、今の支那人すなはち新しい教育をうけた支那の青子供達のお山の大將おれ一人の傳で面白い、が一面には、ナアーニ實は敗戰以來下つてゐた相場を上げる爲で、張は死んでも金のほしい支那人の一人なんだ年たちは、いはゆるチヤンコロではない。新奇を望み因襲を破らんことを急いだ爲、例のボローヂンの黒い手に操つられたけれども、日本で出る「改造」や「中央公論」や新刊書はどん〳〵支那で讀まれてゐる、佛教家の著書なども隨分と讀まれ、會館（古い寺院の形式を離れて新しい會館）で開かれる佛教の講座には若い男女が多く熱心に聽講してゐるのだから、決して軍人たちのあらつぽい頭で考へたやうなものでないと云ふことだ。だからほんとうの日支親善は、やはり日本青年と民國青年との理解ある握手にある。

支那の青年は鐵の手に持つて造つた天日旗と赤旗を
廣場に棚ばつて白形勢を見て農民留居る地で

軍縮か軍擴か

壽府の會議では、英國が六十萬トンを唱へ、米國も劣らぬトン數を要求する、やつと英米四十万トンにまけたが、これではまるで軍備擴張だ自分たちは軍縮の相談に來たのだ、どの面下げて國民に申譯が出來ると、齊藤全權はタンカを切つた。

（はるひこ生　七・八記）

〔參等〕

洋裁工

西刑　Y S 生

前任地刑務所の洋裁縫工場に「監獄太郎」と云ふニックネームを持つてゐた受刑者がありました。職員は勿論仲間の内でも誰一人として彼を知らないものはなかつた、年はまだやつと三十二であつたが、前科六犯でその前科の總てが窃盗と傷害である事に依つても如何に彼が野性的本能の持主であつて圓滿な人間味の乏しい男である事が窺ひ知られる。その結果として彼は一種の變態心理者であり激論好きな反面に或る種の猛惡性の所有者で同時に奸智に長けた盗癖を先天的に持つて生れてたのであつた。彼にも親があり兄妹もあつたがそんな家庭的な情愛を考へるにはあまりに荒み切つた心であつた、それ故彼には過去も將來も現實も慮る樣子は少しも見えなかつた。そんな性格であり前科數犯であると云ふ關係は彼等が鐵窓生活に於ては或種の誇りとして他囚に對して各種の壓迫と誘惑と教唆と煽動とを常に敢てし同囚間に於て超然一頭角を成してゐる感があつた、此の點が

西瓜の味

里の人

誰かゞ
叩かれて身實して行く
西瓜哉

若しこの句作者が雲上人でゞもあつたならば下情に通じた名吟との讃辭を捧げもしやうが、普通一般の月並調であることは明かである。しかしこの西瓜なるものが叩かれることは、これ亦いなむ譯に參らぬ、五老井許六にも

世に住めば叩かれ暮す
西瓜哉

の句があるし、珈涼が

つめつては心の知れぬ
西瓜かな

と云ふ通り叩かないとその眞味はわからない。壽守はそこで

叩かねば我ものにせぬ
西瓜哉

矯正図書館

刑務所として職業訓練の上からも能率增進の根本義からも改過遷善の本旨からも教養の方面よりも戒護檢束の趣旨からも最大の注意を拂ひ同時に注意人物としてブラックマークを附け或る意味から特別處遇と警戒とをしてゐたのであつた。

人間の心理に最も深いショックを與へる春の或る日であつた、その日は丁度朝から雨が降つてゐて何となく陰氣な日でその日に限り自分の氣分も何となく勝れてゐなかつた、そんな日には過去の經驗上隨分注意をして居るがやつぱり修養が足りなかつた。一寸した反則行爲の動機から彼を擔當台の前に呼んで叱責した處彼は恐しく凄い目で私をみてゐる、度々ある事ではあるが一たい樣子が尋常でないので、私も警戒して居つたがその場は何事もなく彼は元の席に歸つた、席に歸つてからの彼は寸時の落付もなかつた。凄い目が時々擔當台の私に向つて投げられる？暫らく樣子をみてゐると彼はブル〳〵と身震ひして到々その野性的本能を發揮して、ハツと想つた瞬間素品の服地を鋏でサツと切つて終ひ猶ほ他の素品に及ぼす形勢が現れたので、○○號何をする？と大喝して彼の側に走り寄り手にせる鋏を取り上げやうとすると彼は『何をしやあがる』と云ひざま鋏を横にビユーと振りましたので、サツト一足飛び退つた。空を拂つた彼は余力で左手をついた、私はその機にパツと飛び込み今ついた左手を右足で拂ひ思ひ切つて後ろに倒した倒れ乍らも猶ほ彼れは虚勢を張りつゝ抵抗する事を忘れなかつた。その内に一寸した隙が出來たのでやつと取り上げる事が出來ましたが此の騒ぎで私も手に二ケ所程淺い傷を受けました。此の爭を止めに來た雜役夫は足にかなり深い傷を負ひました。急を聞いて戒護係から四五名の職員が駈け付けた時は總てが濟んでゐた。○○號は部長に連れられて調所に送られました。事故に關する報告書の提

と吟じた、人間もかく疑ひ深くては致方がない、ちと信用せなくては西瓜に笑はれもしやう、賣人の中には西瓜を撫でて、このやうによく照つて居ますから中は大丈夫ですよゝ請合ふものもあるが、抑も西瓜の皮は青いのが本體で、玄人ならいざ知らず、素人は照りぢやの、又その色合を見て日南出來とか、藤出來とか見分けることは困難である、やはり羞かしくても叩いて見て狸の腹のやうにポン〳〵と鳴るものを採るに限る、何も遠慮して、

疑ふて二つ抱ゆる　西瓜かな

と篠袴の句に敬意を表して買つて行く必要もあるまい。元來西瓜は叩かれても文句の云へない因緣がある、それは倭漢三才圖繪に、ちやんと文献があるから西瓜としてはあさらめてよかうう。即ち西瓜は慶安中に黄蘗の隱元入朝の時西瓜扁豆の種を携へ來り、始めて長崎に種ゆ、然れども亦青臭き氣を惡み、或は鰤汁赤色

出と共に彼は長い間懲罰房で暮さねばならなくなつた。私は休憩の時間を割いて時々彼を訪ねてやつた。やつぱり彼にも良心があつた、悔いても始まらぬ惡い事をした、どうしてもつと大きな人間になれないのかと、彼にも人間味のある理性の閃がみえてゐた。もう決してあんな事はしません今度丈けはほんとうに改悛しました。生れ變つた氣分で働きます、今までの犯罪の總てが一定の職がなかつたからです、ですから今度の服役中に洋縫工をミツチリ覺えて社會に出てから人間味のある生活をしたいと想ひます、親兄妹にも安心させなくては？　ですから今一度是非擔當さんの工場に出して使つて下さい、眞面目に働きます！　泣き付かれたので彼の心を疑ひ乍らも、社會に出てから多くの誘惑に打ち克つ丈けに技倆と人格をたたき上げて滿期させたいと想つたので、その後解罰を待つて工場に復歸させて貰つた、出役した二三ケ月と云ふものは別人の樣に謹愼して同囚間にも受けがよく、技術も頓に上つて來たので喜んでゐました處がそれから間もなく○○○で同囚間の爭鬪を起し續いて犯則行爲に依つて再び懲罰を受ける事になつた、工場に出る事の望みが殆んど絶たれた彼は自暴自棄を起し監房擔當を手古摺らした。犯則行爲も○○○○も一つは私の不注意と監房指定の惡かつた結果が生んだ弊害で、まだ彼を改過する可能性がある樣に想ひ可哀想な氣がしたのでその後願つて工場に出した。だがやつぱり彼丈けには實際私も手を燒きました、その後二ケ月も經たぬ或る日交代看守が勤務の時作業上の事から作業助手と大に口論し素品を損傷して三度懲罰を受ける事になつた。自暴自棄になつた彼はその後間もなく精神に異狀を來して隔離せられ手錠を施され常に何事かを小聲で口走る樣になつた。髮が長く、頰の肉が落ち目がくぼみ、眼光だけが人を射る、野性的

にして以て血肉に似たりと爲して、兒女特に食はず、今は則ち處々に多くこれ有て、貴賤老幼皆之れを嗜む

と載せてゐる、隱元禪師が將來したものであるから喝雷棒雨幾百年の叩かれ通しもその眞實を人間に知られゝば西瓜それ以て冥すべきである。

今でこそ西瓜は上下の別ちなく夏季食料としての必需品でやれ滋養だの、藥用だのと持て囃され、西瓜糖といふ菓子か藥か訴訟の起りさうなものまで出來たが、舶來當時はその青臭くて眞つ紅の肉汁は一寸手をひつこまさせたものに違ひはないが、洋食卓のトマトと同樣、食ひ馴れて見ると咽喉から手の出さうな甘味である、むしろその血肉の如しと恐れられたところに執着がある、蘆白の、

赤紙の行燈照添ふ　西瓜かな

で西瓜屋の行燈は赤紙でないと景氣づかない、電灯の今日でも電灯を赤行燈の中に光らせた店の西

矯正図書館

本能の總てが外形に表はれた樣な恐しい容姿に變つて終つた、思へば氣の毒です、猛惡性であつた丈けにその强い相手がなくなつた淋しさが私にも泌々と感じました。

〔參等〕

護送

甲府　いさむ生

話は十二三年前の一月二十八日私は控訴歸りの受刑者引取の爲め市谷刑務所に出張を命ぜられました。勿論私は初ての出張です。全行者は部長一名に私等看守二名都合三名で受取つて來る受刑者も仝じく三名でした。

護送者と受刑者が仝數なのは其の中に頗る難物が一名有つたからです。

其の男は山宮勝太郎(假名)と云つて前科三犯を有し休驅は堂々たるもので身の丈六尺に近く休重廿貫もあり明治十九年生だから其の時二十九歳の元氣盛りです。少し低腦で短氣で無鐵砲で亂暴で前刑にも隨分手古摺せた評判者です。

かつて砲兵に徵集されて入營したが半年斗り立つと或日將校集會所から將校の服を持去り其れを一着して市中を悠々濶歩して居る內に憲兵上等兵に出會ふや自分から先に直立不動の姿勢で擧手の敬禮をしたから直に怪まれて取調られんとして兵營目當に一目散に逃込んだがすぐ化の皮を褫がれて其後兵役は解除されたと云ふ逸話の所有者で受刑者仲間からは『聯隊長』と仇名を取り自分も其れを得意然として居りました。今度の犯罪も恐喝と殺人未遂で逮捕される際も四五人の刑事や巡査に抵抗し遂々追詰られて電信柱にかけ上り上から刑事に小便を仕掛けたと云ひます。

斯うした一筋縄でをへぬ男だからどうか無事で連れて歸りたいと上京途中も心配しながら、幾度も話し合つて行きました。其の日は領置品を受取て翌二十九日の午前八時何分かの汽車で新宿驛を發する事になりました。受刑者の二名は初犯で極く溫順の樣であり、殊に車中は乘客も少なく好都合でしたが、乘ると間もなく山宮は「今日は押送だから饅頭は大丈夫だろーね」と第一矢を放しました。乘客は異樣の顏をして山宮の顏と私等の顏を見ました私は愈始まつた、困つたものだと思ひました。部長が色々なだめました。

八王子へ着くと乘客が多くて殆ど室內は一ぱいになりました。山宮は客の賑ふのを喜ぶ樣の風でありました。ソシテ「之の邊の停車場は吉祥寺、國分寺、八王子なんて皆んな御寺の樣だ」なんて甘い事を云ふて乘客を笑はせた外別に何事もなく確か淺川邊だと思ひますが今度は晝食の催促を始め出した、未だ早いが携帶して來た食麵麭半斤と少量の砂糖を渡すと、一寸の間に食盡して後の催促をする不得止私等三人が一片づゝ與へた外他の受刑者の余りました二片も平げ六人で二土瓶買つた茶も獨りで一土瓶を飲み干して之で少しは腹がふさがつたと平氣で居る。其れから少し眠り始めたから腫物に障る樣にして居たが遂々眠らずに、しきりに馬鹿口を叩く。私等は乘客の前もあり成るべく其れを歇めさせ樣と苦心しましたが平氣で其の內に控訴裁判の模樣を話出しました。

東京の裁判長も甲府の裁判通り八年の

評　不良兇惡者の心の內に尙改善可能性を見出さんとする筆者の心持ちがいかにも刑務官にふさわしいものの樣に思へます此の囚徒が精神に異狀を來たさなかつたならきつと筆者の手で眞人間にされたことでしよう

瓜が殊に甘さうな氣がする、夏の夜の街は西瓜屋が景物の一つであり、橋の袂には是非西瓜の露店が出て居なければ凉味をそがれるやうな氣がする、正岡子規は

切賣の西瓜食ふなり市の月

おこし繪を照らす西瓜の灯哉

又、內藤鳴雪に

市更けて西瓜に殘る灯かな

の句がある。しかし幾つかに割られた眞つ赤の西瓜舟に嚙み付く恰好は恐ろしい氣がせないものでもない、何の本であつたか又は雜誌であつたか忘れたがこのやうな話を讀んだことがある、

いつの時代かに三人の英雄が居た、その中の一人は女であつたらう、さうしてその三人中の一人は蛸を食つた人間である、蛸といふ奴は如何にも無氣味な動物で、とつつかまへれば吸付く、振り離しても吸付く、滅法執念深い奴である、最初に食つた漢はよつぽど。英雄に違ひない、

次は西瓜食つた男だ、眞青の皮を割ると中味は眞赤の毒々しい色である、それを思切つて始めて食つたのは矢つ張り英雄でなければならない、

その次が女で、一番に臆面もなく自分の顏に白粉をべた〳〵とつけた處は女傑の名を恥かしめない。

この三人中でも西瓜食つた男がゑらい、夏の原頭にまん丸い大きな靑いものを見出し取上げて撫で廻すうちに、手から辷るとポンと音を立てゝ地上で割れた、その割れて眞赤の肉を顯はしたときこれに口を付けた勇氣は異常のものであつたに相違ないからう、未開の人間は赤色を怖れた。鱶が赤襌に逃げ、火事に赤湯卷をふると火の神でさへ方向をかへるといふやうに——その人間が、食つたのであるから或は恐怖からの無意識であつたかも知れない、

矯正図書館

言渡をしたから俺は法廷で「八年では高いからわざ〳〵控訴して東京迄來たのだ氣は心だ一年でも半年でも良いからまけろ」と云ふたら裁判長は笑つて退却した」と高慢顔して喋つて皆を笑はせた、斯うした話も他の乘客なら單に面白くて心の底から笑つても居られるが、私達は職務柄無闇に喋らせて置くのは威信にも關する樣な氣がしてひや〳〵して赤面せざるを得ませんでした。

汽車が日下部を過ぎた頃、思ひ出した樣に今二つ目が甲府だ降りねばならぬ故石和へ着いたら是非饅頭を買つて臭れと又請求し始めた。警察でも押送の時は煙草でも許して臭れるなど〻理窟を云ふ。私達は被告と受刑者とは取扱も異る其の位の事は汝も承知して居る筈ではないか、他人の澤山居る處で余りつまらぬ事を云ふと汝の体面にも係るではないかと諭したりをだてたり叱つたりしたが一向に效能がなくて石和驛に着くや否や大聲を張上げて「酒は元より好きでは飲まぬ　會へぬ辛さにやけで飲む」と當時流行したドン〳〵節を唄ひ出した。全室の客は總立ちとなり隣室からは覗きに來る私達は一生懸命になだめた唯さへ珍しい赤い着物の囚人が聲を限りに歌を唄ふのだから、プラットホームは忽ち人山を築く。全く穴が有らばもぐり度い樣の氣持がした。幸ひ停車時間が僅で直ぐ發車したから歌も二つ目を少し唄つたまゝ歇めて先づ事なく歸所しました。そして其の狀況を具さに報告してやつと重荷を卸しました。

今考へると面白くもあるが、其の時は面白い所ではなく全く一生懸命だ、刑務所内なら何の六ケ敷い事もないが、兎に角護送途中汽車の中で殊に停車場の衆人環視の裡である。彼の謂ふまゝに一袋の饅頭さへ與へれば何の事も無いが其れは規律が許さぬ。さりとて放任して置けば益々增長する。此の際行刑の威信を損せぬ樣適當の處置を取る事は中々困難である。殊に相手が相手故下手の制止方ではすれば亂暴でも働き乘客に迷惑を掛ける事や汽車の窓から飛出す位の事は仕兼ぬ男である。

私も今迄辛い事腹の立つ事困つた事も時々あつたが此時の樣に困つた事は未だ有りません。

評　護送官吏の隱忍すべき氣持がよくあらわれて居ます。だけども隱忍は度を過すと屈辱となりますから氣を付ければなりません。

と、勿論これは偶話であつたろうと思ふが、實際に食つてゐる圖はあまりによくない、そこを蓮二房支考は

出女の口紅惜む　西瓜かな

又一枝といふ人は

化粧した口に憚かる　西瓜哉

尙ほ江月は

今塗た口紅はがす　西瓜かな

とその女の場合を句にしてゐるが、有名な兩國橋上の先生、寶井其角は

西瓜くふ奴の髭の　ながれけり

とよんでゐる、これは西瓜食ふ内に奴の付け髭が剝がれ落ちたのであらうと考へると滑稽である、今一つ

西瓜食ふ跡は安達が　原なれや

は悽慘の鬼氣が滿ちて居る、定めて食ひ散らされた西瓜の皮が肉の付いた骨にも見えたものと思はれる。川柳に

一里塚西瓜の皮を　捨つる所

といふのがあるが、一里松の木陸に晉んだその日店で、汗を入れる旅人が食つた西瓜の皮か更に塚を築いた有樣が窺はれて凉しい、瓜坊の句に

白いとて西瓜に科は　なかりけり

赤かれと拜んで切つた西瓜が白かつたとて、これは西瓜の罪でない、買被つたものゝ不明の致す所で、赤いと請合つて若しも賣つた奴があれば　そ奴が詐僞罪を構成するまでである。

赤心を割つて見せたる　西瓜哉

我心赤しと西瓜　割りにけり

などは道句の部に入れるべきで道學先生の講筵の外遣り場がない。さすがに和歌の方では云い方が奥床しい、

もゆる火に色こそかよへ　夏の日のたへぬ　暑さを忘るゝやりけ

【貳等】

さる主義者

前橋　石田生

世間で能く人は十人十色と言ふが全く違ひない、面の變る毎に各人異なつた性質がある目下自分は獨居の擔當勤務をして居るが取締上獨居拘禁に付してある者の精神の異りが殊に甚しい樣です、其異たつた人を個別的に處遇し平等ならしめやうとして指導教養するのだから拙い身を以て之に當るのは實に困難の事業です。就中赤色がゝつた受刑者は處遇上其の困難さを一層深く致します。

今より一年前共產黨員某が禁錮刑七月に處せられ、獨居に收容された時には力もなく又さうした方面の知識に欠けた自分には身に餘る荷物を負はされた以上の困惑さを感じました。それと言ふのは他の犯罪者とは智識及犯罪の性質を異にし從て處遇の方法も是等の者に順應した手段に據らねばならぬからである。某は地

刑政第40巻第8号
矯正図書館

方の富豪の家に生れ祖父と父とは蠶業界の功勞者兄は現在基督教布教師の職にあつて米國フレスノ洲に在住して居る。某は中學を優等で卒業し上京して某大學の豫科より大學本科に進んで經濟學を修めて居る間に何時か我が國特有の質實剛健の精神は失ひ赤い色に染んで遂に落伍の人となつたのであるとの事を悟つた。後に聞いた話だが大体其やうな經歷を有した人なのであつた。

さて此の人の入所した當時先づ三十日間程は巡回の度毎に自分の態度に隙を見せたら直に擔當殿と呼ばれる、若し受流しの術を過まつたら憶面もなく赤色がかつた問題を提げて眞向に當らうとする、發音されては規律を紊すばかりでなく之等の思想は一般社會で排斥する否絶對に許されぬことだから、去りとて一喝の下に制止も出きず此の場合鈍い頭の働きで應酬するのは容易の業ではない。實に此やうな次第で終日渠の擧動に注意を拂ふて居たが却々初志を翻さうともしないで反て自分の隙ある機會を窺はれて居つた。獨居に在ても寂莫も脅威も感ぜない。飽迄も主義を稱揚し貫徹しやうと努力し何等考へる狀も見えなく實に强情であつた。全く根强く染み込で居た。又官の取扱に就きては總てに渉て法規の規定に從て敎へて下さい「例へは身体搜檢は何に規定して在つて如何なる理由に基き爲すのでありますか」等と一々質問さるゝので第一知らぬ所は「忘れた」とはつきり答へれは宜しいけれども若し誨へた事示した事柄に、間違でもあらば吾々は渠等の輕蔑の的となつて自然信頼せぬであらうと心私かに惱んだ事も幾度かあつた。時に一ケ月餘を過きた或一日午前十時巡回して行くと何處かですゝり泣きの聲が聞ゆるので誰かと思て耳を澄して聞くと某の房舍らしい、覗いて見れば哀れにも男泣きに泣きしやぐんでゐる。今日こそは自分より問を發した、渠は泣きながら

なんどは、

物もいはで食ひついたる　西瓜哉

の子規の句に比べると御座敷が違つて居る、そこで食ふことはこれ位にして置てその外觀に移ると、雪中庵嵐雪のものに

身一つを持扱へる　西瓜かな

がある、人間なれば差向きデブ君の御仲間であらう、龜翁の

盜人の轉ばして行く　西瓜哉

は漫画家に好材料を與へる、又六窓といふ人の、

風呂敷を解かぬ先から　西瓜哉

はよく穿つてゐる、これ丈けは隱さうとしても隱されぬ代表的しろ物であらう、鳳宿の

口上のうちも轉ばる　西瓜哉

の句は、土産物の西瓜がおしやべりの妻君の口上のだらしないところを皮肉つてゐる体が目に泛んで來る、これと並べて可笑しいのが川柳にあらはれた、

西瓜賣首實檢のやうに見せ

であつて、これは説明を要しない、鬼來の

井戸貸した禮に一と舟　西瓜哉

は、西瓜を井戸で冷させて貰つたので氣は心と、隣家のおかみさんがその四ツ一か、六つ一か、八つ一かを裾分けする里人の素朴さを捉えてゐる。お百姓衆への格言句としては、文石の

輕くなるほどに實の入る　西瓜哉

とか、或は昇の

日の恩を色にあらはす　西瓜哉

などが見える、まだいろ〳〵とあるが、愛嬌ものの西瓜も長々弄ぶと暑い日に腐つて舞ふ恐れがある、齒のなくなつた老人や、まだ齒の生へない子供衆にも乃至男女を論せず召上る處に咽喉を鳴らさせずと云ふことなし、先づ召上つてゆる〳〵鑑賞あらむことを願つて置く。（完）

親兄妹或は親戚又は社會に對し迷惑を掛け尠からず害毒を流した事が今日この身上に及んだのではないか否かと煩悶して、自ら悲しくなりましたと頭を垂れて物にでも縋りたい樣子をして泣きしやくるのである。自分はこゝぞと無き智惠を搾つて過去現在將來に及んで訓諭說得に努めた、僥倖にも渠は翻然として前非を悔ひ改め、今より擔當の指導に從つて專心修養いたし度存じますと哀願した。自分も此の自重心を利用しなければならぬと「ではお身は宗教によつて淸い信仰を求めては如何」と勸めると、「この悶へから救はるゝ爲に信仰を得度存じます」と至情以て懇に願ふので教務係員に委細を述べて『佛教要義』を貸與し其後は宗教書を專ら看讀せしめ、又永田秀次郎先生の『皇室論』加藤咄堂先生の『人格の修養』其他を選んで奬めておいた。

斯くして終に彼は行狀善良改悛著しきを認められ假釋放の恩典に浴し、現在は茶屋を開店し、孜々として精勵して居る。

以上は小生の戒護日誌中より書き拔き致しました事實談である。

評　主義者の取扱程困難なことはないといはれて居ります。その主義者と謙遜な筆者が學問と誠意との鬪爭を續けて竟に誠意の勝利になつたことがよく面白く讀めます。

——完——

東北地方ではシとス、チとツが面白いやうに逆（ぎやく）になる其の一例「謹（つゝし）んでお祝ひ申す」が「父死（ちゝし）んでお祝ひ申す」になり「入院（しゅ）濟（す）んだ安心せ」が「入院死んだ安心せ」となる

刑政第40巻第8号
矯正図書館

鼠の評眼

—〔生　A〕—

(8)

アナトール・フランスの一幕物にから云ふ筋のものがある。原文とちがつてゐるかもしれないが大体こんな話した。

□

或る貧しい八百屋があつた。一心に仕事にせいを出してゐた。お客の信用もあつく正直で名をうつてゐた。處がある日のこと、とある路次に車をおいて商をしてゐると、通りかゝつた警官が、交通妨害の簾で檢擧した。八百屋はいろ〳〵謝罪したが、警官はゆるさない。

とう〳〵彼は罰金と拘留刑に處せられることゝなつた。

八百屋は、刑を終へて出て來た。再び車を引いて、前職を營まうと、お得意先にまはると、留置されてゐる間に、他の同業者にすつかりうばはれて終つて、誰れもかつてくれる人がないばかりでなく、いままで彼が正直に働き、物を安くうつてゐた努力に對する酬ひとして前科者だ。くさい飯をくつた奴だ、といふ嘲笑を受けねばならなかつた。

彼は余りのことに悲憤したが、食ふものもなく金もない。

とう〳〵かれは、空腹にたへないで倒れさうになつたからだに車を引いて、たゞ一片の留置場のパンのめぐみを受けるために、車を路傍にわざとうちすて、雨にぬれ乍ら警官のくるのをまつてゐた。しかしいつまでたつても通る警官はふりむきもしなかつた。眼をそむけてゆきすぎるのである。

□

我々はこの戯曲物語を通していろ〳〵なことを考へさせられる。而てそれは刑罰を科するそのことの問題についてばかりでは決してない。

警察官は、多く個々の犯罪者に對して冷淡すぎる。犯人の搜査、檢擧などにのみうき身をやつし、本人の境遇、その將來などについては、殆んど何等の考慮を拂はぬ。この點は、行刑官が、社會よりも受刑者に、ふかく執着を有するといふことゝ反比例してゐる。こゝにも、刑餘者が社會に生きにくい理由の一がある。

世の中の人々が、刑餘者の存在に對し深い理解をもたない。これも行刑の實績を減少する理由の大きなものだ。

□

けれど、さうした對外的關係から、生きることを遮られる以外に、受刑者自身が排他的性格をつくつて出ることもみのがすわけにはゆかない。而て

これは、刑務所でつぎ込んだ藥がきゝすぎ　ゐる結果だ。

寫眞でいへば、露出過度だ。

「青物屋がくふに困つた。同じ樣に交通妨害をやつた。しかし警察官は之をこんどは、とがめない」

これを、意味と文字をかへて、警察官を社會に、青物屋の行爲を、おぼへた善行に、くふに困つたことを、改心にかへて見たら、どうだ。

即ち、刑務所で、善心にたち返つた云はれた通り眞面目にはたらいた。人生のあかるい方面をばかりみつめて、一心にはたらいた。こいつは、社會に認められるであらうと豫想してまつてゐるが世の中は之に全く無關心である。

と、

引例が少し無理かもしれぬが、世の中といふ奴は、そんなに理屈通りに出來てゐるものではない。

道理も理窟も、いゝ加減なものであることが多い。

ところが、刑務所を出て來た人間は刑務所で習つた動き方を知つてゐる。形式ばつた刑務所の取扱方などはわすれて終つていゝのだがそこが、薫習力で、その影響を受けてゐる。

刑務所生活が長ければ永いほど、その傾向が著しい。

そこに、大きな矛盾が出來てくるのである。

くすりばかりを注入された。全くそれに中毒してゐる。ところが世の中に出ると、藥どころか、毒物ばかりが激しく匂ふてくる。

喧嘩をしてはならぬ。人に愛を以て接せねばならぬ。正しきものは勝利者になる——といつた概念が、深い經驗で試練する茲に、そろ〳〵とこはされてゆく。

□

彼等の多くは、無產者である。勞働をせなければならぬ人間である。

その勞働の世界にも不景氣がおしよせてゐて、職をうることそのことが問題である。やつとありつゐても、考へてゐる樣に相手はやつてくれない。

うつけるなどは、朝飯前のことだ。

「それでいやならよせ」

それがやとふ方の言分である。理窟はたゝなくてもこれが現狀だから仕方がない。それは余りになすべく教誨された世界とはちがつてゐる。

そこへもつて來て彼等は、前科者といふ惱みがありさびしみがある。

かうなると、とび出してくるものは、習得した理窟である。といつて、親分に向つて云ふほどの意地もない力もない人間は、理窟を知つてゐるが故に自分の心がおさまらぬ。そこへ本來の小さい功利的なものにまよふ心が加勢する。（かれらは人を欺くかはり、すぐに小さい私のために迷はさせる。誘惑にかゝり易い。同情するときにすら、その報酬を豫想してゐる）

かくて自ら惑亂し自らを捨鉢に導いてゆく。闇黑をだまつて冷視するだけの力をもつてゐない。

□

「人見て法をとけ」といふ俗言がある如く教化のレベルを水平線以上にもつてゐる必要は、毫もあるまい。

小學校の修身や体操——教育と、刑務所の教化とは、自ら、圈別がなくてはならぬ。小學校の兒童教育は、第二の國民をつくるのに必要なる要素を注入することにある。

刑務所の教化は、既に出來てゐる人間——出來そこなつてゐる人間——の修理である。より完全な人格をつくることは理想だが、それを期する前にもつと善人たるよりも、社會に相應して有益に働きうる人間の成就を希望すべきであらう。鼠を猫につくりあげることは一寸容易なことではあるまい。

うつかりすると、くすりがきゝすぎて返つて害を與へることゝなる。

矯正図書館

遺蹟巡禮

河内山宗春の墓

□□《八》□□

◇

編輯室を出て、司法省前から圓太郎(乗合自動車)に乗る「青山四丁目」といふと女車掌君が二區十四錢戴きますと切符を呉れた。下車すると北へ行けばよいこと丈は聞て居たが見當が付かない、そこで角の店で「高德寺」を聞くと眞直ぐに行つて煙草屋の角を左へ、さうして右手だと教へて呉れた、田舍者よろしくウロ〳〵しながら行くと教へ方がよかつたから高德寺の門標を見付けた、尙ほ門側、四尺程の花崗石柱は河内山宗春の墓があることを表示して居たので躊躇なく門を潜つた、この時ブウ〳〵と後からやつて來た自動車が私に失敬して先に玄關に着いた。そこで玄關に刺を通ずる氣のせぬまにすぐと左手の花屋の婆さん?(但しまだ若い)に宗春の墓を尋ねると親切に案内して呉れたからこれも迷ふ心配はなかつた、墓には香華が新しく供へられてあり石勘莊とあるから石屋さんに違いない、その新しい石柱に「求道淨欣信士文政癸未天七月二十二日」向つて右側に「河内山宗俊の墓」と彫付てある、墓は鳥籠式の金網をかけその前に香華立が設けられ、後ろには卒塔婆が新舊混合で澤山立つて居た。

◇

墓の心石は一尺五寸位あつたろう、それが乍憚江戸兒の迷信から勝負事に捷つとかで頭から裾から無殘に打缺かれて文字が缺げて足りない、しかしこれで幾分佛の罪障は消滅して行くであらろう、今讀み得るのは正面が、

□道淨欣信士 (□は缺げて不明)

□□院法楢童□

この内道、士の字も半分院も殘るは旁丈でこの上に二文字位あつたろうと推定される、童の下が缺げて子か女か不明、しかし信女でないことは確かだから宗春の子女と見て間違ひない。向つて右側に河内山氏、左側に「□内山宗春」と鐫付てある、台石は三つ、最下位の一つは後のものかも分らない。これ以外に文字は無い。先祖の墓は別にあるさうであるが探らなかつた。

◇

寺に就て聞く氣になつたから玄關へ行く、この寺は赤阪區青山北町四丁目の四十五、六、七番地に跨り淨土宗である、「頼みます」とおとなふと直に役僧が現はれて上れといふ、上つたが、住職も執事も不在だとの事、偖ては先の自動車で出掛けたのだナとそこは第六感の働きで押返して聞く迄もない、そこで單刀直入に河内山に就ての資料を請求するとお二人共不在で心得兼ねるといふ、でも當寺の繪葉書も呉れ、過去帳の拝觀も出來た、その過去帳には文政六年の座に

〔求道淨欣信士 七月廿二日
河内山宗春事
牢死〕

その求道は後から加筆したものでは最初は二文字即ち淨欣信士であつたらしい、墓の童に就て調べたが一寸この前後に見當らなく、死亡の年が不明であるから宗春との續柄を知ることを得なかつたのは殘念である。

◇

寺門を入ると右手に河内山宗俊之碑がある、碑陰にも刻す通り河内山宗春の屋敷趾、下谷練塀町で鳥料理を營む壽亭主人小池文次郎氏の發起で劇壇の花形中村吉右衛門、守田勘彌が大施主で百回忌に當る大正十一年七月に建てたものである。この河内山は宗春が本名で、河竹默阿彌が劇作した時、宗俊と書いた、そこで劇以後のものは宗俊となつて居る。屋敷趾練塀町の壽亭は大震災後どうなつて居るか私はまだ知らない。

◇

玆で少し河内山を紹介する義理がある。

河内山は祖父宗久、父宗築と代々千代田城の大奥お時計の間の坊主であつて、幼名藤太郎、後妻の腹に生れ一人息子であつた、天性俊敏で大膽ものであつたのが劇の種を作つた。實際は劇の如き悪黨でもなかつたらしい、劇中の三千歳は假り者らしく三千歳の相手役直侍の直次郎の如き悪逆無道ではなかつた、畢竟

矯正図書館

ずるに有り余つた才智が惡賢こく働いたと云つた方であらう、でも時の老中を苦しめたり、貴顯の名前をかたつたには相違なく、奉行も裁許に困つて、この時代の一流「一服盛」によつて牢死せしめ幕が下りた。

◇

宗春は藤太郎の時代から小才は走つて居た、十五歳の折或る日、勤番中の父宗築から頼まれたと云つて邸へ衣類を取りに來た使があつた、藤太郎は「父の供して行つた仲間に一寸聞いて見るから待つて居れ」と云ふとその使の者が暫くなつて逃去つた、無論古手の詐欺であつた、この時藤太郎は「詐僞はあんな鯉ぢや駄目だ」と云つて自分としての工夫を明かしたさうである。

當て中仙道を旅行中、深谷宿の宿屋小川屋の女房お瀧が賊に寢首をかゝれて死んだがその時血が出なかつたと話に聞いて、これには何かからくりがあると睨んだ宗春は小川屋の檀那寺へ乗込で住職を詰問すると、その住職は譯なく白狀した、その次第は住職とお瀧とは通じて居て、墓地の死體を發きお瀧が死んだものに拵らへたのであつた、宗春はお瀧と謝罪金を受取り、お瀧は亭主へ返してその亭主からも謝禮金をとつた。

又淺草寺雷門前に出て居た乞食婆を甘くかついで大家の御隱居に仕立て、松坂屋へ行き緞子羽二重類百數十兩のものを出させ婆に「お母さん之れは金包です」と毎日叩いて居た商寶道具の鉦と撞木を渡して店に殘し、自分は一寸見せて來ると品物を引抱えて消えた、この所得は直侍の遁追を救つた。

名高いのが雲州邸の强請である。下谷御成道の池田屋喜左衛門の娘菊野が雲州侯の上屋敷へ腰元として上つて居る內に殿樣の思召に從はなかつたところから不義者の名を負ふて手討ちにされることになつた。これを知つた河內山は上野東叡山凌雲院大僧正に化け澄まし乾分を供に仕立てゝ雲州邸へ乗込み菊野を親許へ下げるやうこれは輪王寺宮からの御意ぢやと傳へて承知させ、立歸る玄關先で化けの皮が露顯に及んだが性來の太つ腹を据え込で齎料の百兩も取り徳にして引上げた、池田屋からは澤山の謝禮金を受けたことは云ふ迄もない。

先づこのやうな筆法で、むさぼることは遠慮せないがその動機は人助けの爲が多い處に河內山の俠氣が光つて居る。ここに或る種の人望が生れた譯であろう。（e生）

寫眞は河內山の墓、鳥籠の中がそれです。

自宅に於ける故眞木喬氏告別式

眞木喬氏の訃

故前監獄事務官眞木喬氏は退官以來芝山內の自邸に靜養しながらも常に刑政のことに意を用ひ本誌を通じて刑務界の情勢を知るを樂みにしてゐられましたところ、本年二月以來病臥され近親の手篤い看護をうけて居られたが、その內に令夫人に先立たれたために一層病身に影響したものか去六月十九日遂に藥石效なく逝去せられたのはまことに傷ましいとでありました、本會では香川理事、住江、島田兩主事は遺族と共に葬儀その他につき斡旋され、特に生前の功勞を感謝するために香儀並に花輪を供呈した、葬儀は二十二日芝增上寺本堂に於て盛大に營まれ、刑務界の古老打集ひてしめやかな式が修せられたことであつた。

氏は明治十四年內務省監獄局に就職以來、在職三十六年の久しきに亘り、明治四十一年三月改正刑法及監獄法實施準備委員を命ぜられ同案の立案及施行に努力し、また明治四十三年ワシントンに開かれたる、第八回萬國監獄會議に出席使命を全うするところあり、引續き歐米を漫遊して海外に於ける行刑制度を視察し、また行政整理準備委員として手腕を發揮し、今日の行刑の基礎工事をなした功勞は夙に斯界の認むる處である。

刑政第40巻第8号
矯正図書館

眞木喬氏を悼みて

——生前の事蹟を思出のまゝ——

香川又二郎

眞木喬氏は萬延元年廣島に生れた人である、生家は相當の家柄で嚴父も伯叔も先見の明ある人で明治維新の頃眞木氏に侑めて洋學を專攻する事を以てした。眞木氏も悟る所あつて弱冠笈を負ふて東上し大學の前身英佛學校に入り高田早苗、杉浦重剛、關直彦氏等と學窓を同しくしたが元來蒲柳の質加ふるに病を得て素志を果さず退學するに至つた。其後も孜々として學事に勵んだのであつた。氏は學校を半途で退いた事を遺憾とし時々其の事を述懷されたといふ。

◇內務の屬僚時代

眞木氏が警察局監獄課に入られたのは明治十四年頃であつた。其の當時は舊制度の域を脫して刑法が施行される前後であつたから監獄則や付隨の法規が設けられたのは少からずあつた。其後二十二年にも此等法規が改正されるといふやうに荐りに泰西の制度を取入れる時代であつたから眞木氏が我舊制を調査したり、泰西の制度を翻譯したり種々治獄方針を樹つるに必要な諸資料を蒐集して、上司を輔けて獄政改良に竭された、殊に二十二年監獄則改正は條約改正の議論喧しく遠らず對等條約が結はれ我監獄に外人の拘禁を見るに至るであらうといふ時代であつたから改良々々で多忙であつた。それに二十三年に獨逸のゼーバッハ氏來朝以來同氏の意見は政府に於ても重要視されて居たから此等の點を斟酌し國情に適ふ法制を組立てることは容易でなかつたらうと思ふが此の間眞木氏は能く緣の下で忠僕の役務を盡されたのであつた。當時警保局には淸浦奎吾、大浦兼武兩氏を始めとして久米金彌、水野錬太郎、久保田貫一諸氏が首腦部に居られた。

◇典獄時代

明治二十七年と記憶するが內務省警保局監獄課長から指定地の廣島に典獄として赴任された。廣島は師團所在地であるので三府五港以外特に普通地方の典獄よりは初敍の官等も高く、俸給は普通地方六百圓であるが廣島は八百圓であつた。之に依て視るも監獄課長の職の重きを爲して居たかが想像される。眞木氏が廣島に赴任の時は日淸戰爭開始後間のない時で、廣島には各地から將卒が入込み軍役夫が募集され、それが悉く宇品港から戰地に出帆する、戰地から送還されるのもある、廣島は人馬絡繹殷賑を極め公私多端であつた。殊に廣島師團の聯隊は混成旅團が編成され少將大鳥義昌氏が之を統率して第一番に朝鮮に向つた後は引續き豫備兵が召集されるので、看守の中からも澤山召集された。それで看守の補充には隨分苦心せられた。又戰地で犯罪した者が軍法會議で兵籍を失ひ官職を剝がれて送還されると、其等の者を廣島監獄に拘禁するといふやうに軍事に伴ふて事務が多忙になつた。

廣島在任中一生忘るべからざる事件は朝鮮の王妃殺害事件である。子爵三浦梧樓氏が朝鮮公使として朝鮮に駐劄中同志數十名を糾合して王妃閔氏を殺害したといふ嫌疑を受けて被告となつて廣島監獄に拘禁されたのである。其の被告は公使三浦梧樓氏を始め一等書記官杉村濬、領事官補堀口九萬一、それから岡本柳之助氏此の人は韓國軍事顧問である。安達謙藏、柴四郎、山田烈盛といふやうな政界知名の士、それに新聞記者、文士、醫師、僧侶、警部巡査等種々の階級の人が加はり總勢四十八人であつたと記憶する。此の一行は政府の命で召還されたので普通の歸任だ位に思つたのであらう。朝鮮から出帆して廣島の似島へ着くと檢疫が行はれ同時に廣島の豫審判事の令狀で勾留されたのであるから意外の感に打たれたといふ事である。此の事件は廣島監獄署では有史以來の重大事件であつて未だ斯る地位あり名望ある人を拘禁した例がない、何れも大きな柳行李や旅行鞄を持つて居たので後から々々と檢疫所から荷物を送て來る、其の荷物の點檢領置や、監內携帶や、書籍の購入やら下着類の下渡やら、それは〳〵手數のかゝつたもの、差入食物の如きも大な重箱に多量に詰込んであるのを吟味する、接見に來る人にも陸海の大官あり、東京から遙々出向く親族知己もある、それに事件の審理に裁判所の召喚は每日續くといふやうな次第で、監獄署は非常に忙しいが又特殊の地位ある人が特異の事件で拘禁されたのであるから其人々は勝手分らず困難も一層であらうと察して親切に諒解のゆくやうにと取扱つた。中には子供を連れて歸國したのが圖らずも拘禁されたので其の處置に困じたといふ人もあつて、涙を唆るやうな事實を幾つも聞たので、監獄署の職員も氣の毒に思ひ、成るへく興奮させぬやうに相警めて愈重の取扱をした。これは明治二十九年二月から四月頃までの間であつたと思ふが、事件は免訴終結で終りを告げた。其の間眞木氏の內外の折衝、部內の監督、處遇上に公平に正々堂々の態度を持し能く終始せらたことは眞木氏の功績であることを認むると共に平素溫厚な眞木氏が非常の際には快刀亂麻を斷つやうな英斷をやられたことを承認し只管敬服したのである。

◇

今一つ忘るべからざる事件としては明治三十年一月英照皇太后御崩御に丁る減刑令である。其の當時の減刑令の內容は其の後三

矯正図書館

四回の減刑令と異り有期刑の者は各其四分の一を減するといふのであつたから、發令の日までに刑期の四分の三を經過した者は其の日に全部釋放されたのである。廣島監獄では二百人弱の人が一時に釋放された。其中には舊刑法の附加刑監視の有る者が多いので、之を警察署へ引渡す、其の引渡までには住居、引取人の有無などを調査する、衣類旅費のない者には當日釋放に差閊ないやうに調査するなどなか〳〵毎日々々多忙々々で混雜したが眞木氏は沈着な態度で萬一の遺漏ないやうと部下を督勵し晝夜兼行或時は自宅から館などを取寄せて部下を犒ひ、自ら先て調査に當り、秘密の裡に事務の捗取りを指揮せられた。職員は其執に隨つたので準備は整ひ其の當日は未明から着々事を進め二時頃迄には無事に終了した。

◇

大阪に轉任せられてからは事務は一層繁雜である。大阪の監獄は三千人餘を拘禁する大監獄であるから職員の事務分掌は更に管區制に依つて細分されてある。從て之を統一するのは容易の業でない、職員が多いので其の一部には暗々裡に互に黨を結んで呢れたり拮抗したりする態もあつたそうである。加之其の頃大阪監獄といへは關西方面は勿論諸方の監獄から戒護處遇其他執務の方法等を見學に行くといふやうに斯界に重視されて居た。それを着々處理して改善の實蹟を擧げられたのは才德兼備の人であるから成し得られたことゝ信ずる。

◇監獄事務官時代

明治三十三年七月一日監獄が內務省所管から司法省所管に替はると同時に眞木氏は大阪の典獄から司法省監獄事務官に轉任せられた、其當時監獄局長は久保田貫一氏其の下に監獄事務官に小河滋次郎氏あり其處へ眞木氏が一人加はつて監獄事務官が二人となつたのである。小河氏は獄務課長で眞木氏は經理課長となられた。其翌年かに山上義雄氏が監獄事務官となり統計課長となられた。此の三十三年十月から監獄費は國庫支辨となつたから眞木氏の分掌事務が最も多忙であつたことは申すまでもないが頭腦が緻密で經理に長した人であるに加ふるに熟慮して事に當られたから鬼に金棒で豫算編成、事業計畫乃至地方と中央との引繼事務の如きも故障なく解決した。

監獄事務官として多くの仕事を仕遂けられた事は、今尙實行されつゝある事に微しても明なことであるが就中私の記憶では(一)監獄費が國庫支辨に移つた當年の複雜な經理事務を仕遂けられたこと (二)從來區々になつて居た作業を作業規程を設けて統一せられたこと (三)日露戰爭に際し初年に作業に大打擊を受けたのを百方苦心し軍衞其他關係官署と折衝して新に軍需品作業を興し作業收入を圖ると共に監獄費は勿論此等諸官署の經費を間接に節約するに盡力せられたこと (四)監獄法が成ると之に伴ふ施行規則の作成には現大阪控訴院長當時獄務課長たりし谷田氏と偕に起草者となり本會議の說明者となり協力して成遂けられたこと (五)それから四十三年以降數次の行政財政の整理には上司を輔佐して着實に實行せられたこと、此等は主要なものであらうと思ふ、其の他飲食用の器具の改良、獄立表の作成、糧食の分量を劃一的に定めたことなど數へ擧げられぬほどある。又監獄事務官として一般行政の上に關與せざるものなしと謂つても過言であるまい。

◇

監獄を巡閱する際には先づ在監人員表、房舍配置圖、作業表の如きものを一覽した後構內を巡回しつゝ要所々々の關係者に取扱振を聽き、其の監獄に就ての概念を作り、それから本論に入つて調査するといふ順序であつたやうである。眞木氏の調査は微に入り細を穿つて、要領を得ざれば止まぬといふ遣方であつた。それで「そんな細微の點は隨行員に一任して置けば可いではないか」と不平を漏す人もあつたが、其の場合にも眞木氏は議論をせず陰忍自重、左樣な人の說にも能く耳を傾けることを吝まない人であつた。自己の意見を尊重すると同時に他の意見を尊重し、傾聽久ふして得る所あれば憂然ゝ共鳴する、若し意を得ざる點があれば反覆之を質し、誨ゆるに諄々禮を以てするといふ態度であつたから、誰でも畏しい念は去つて懷しいといふ感を持つたのである。

◇其の爲人

蒲識寡聞の私が眞木氏の人爲を說くのは鳴滸がましいのみか其の眞相の一端にも觸れないかを畏るのであるが、私の知る處を僞らず飾らず申せば、眞木氏は謙讓の人であつた。人の言を聽き、人と爭はず縱令意に滿たざることあるも他人を傷けるやうな議論をする人ではなかつた。眞木氏は人を愛する念が深かつた。從て一旦交れば何日までも見棄てない他から非難を受けるやうな人でも其の人を遠けず、再三再四救ひ上げる、眞木氏は人を見る明があつた。適才適處を念として人を引立てることを忘れない。現に今日でも全國刑務所に所長其他幹部に席を占むる人の中にも眞木氏の恩顧を受けた人は澤山にある。それで眞木氏は緣の下の力持を以て甘じて居られた。舞臺の方は其の人に任せ自分は緣の下で より以上の働きをされた。故に刑務所に奉職する人は其の力量を認めたに違ひないが其の以外の方面では監獄界に眞木氏ありと知る人は少なかつたやうに思ふ。眞木氏は不言實行を主とした人である。議論を避けてドン〳〵實行した。試みて惡いと知れば直に廢めるとも議論で日を曠ふせぬといふ流儀であつたやうに思ふ。

◇

明治四十三年米國華府で開かれた萬國監獄會議に臨み歐米の制度を視察して以來採長補短の研究を續けて居られたが惜しい哉大正六年五月病疾の爲め雙眼の明を失ひて長い官吏生活から離れられ靜かに餘生を送つて居られたが玆歲六月十九日終に逝かれた。刑務の功勞者、先輩乃至師父と仰で敬慕して居た眞木氏を失つたことは痛悼の至である。拙い筆で貴重な紙面を瀆したのも同憂の士と俱に同氏の功績を永久に忘れざらんとする微衷に外ならない。玆に重ねて追悼の意を表する、再拜 (完)

矯正図書館

故人眞木喬君を憶ふ

有馬四郎助

三十有餘年間、我國の刑務界に其人在りと知られたる老巧の士眞木喬君は、閑地に老を養ひ當年の勞苦を醫しつゝあつたが、命數盡きて六十有八歳の終命に達せられた。哀惜の情禁じ難きものがある。

眞木君と余との交際は、明治二十三四年頃職務上の關係に始まり、同勞者として互に相許し相倚り相信じ相責め相戒めて、共に勵み來つたのであつた。然るに君は出でて刑務の實務方面に當られた事も短き期間ではなかつたけれども、夫れよりも多く中央の要部に擧用せられ、指導監督の要職に盡瘁せらるゝ事の多かつた爲めに、我が刑務界に功績の多かつた事も素よりであり、且つ此の道に精通し、先覺者としての權威も亦隨つて具有せらるゝに至つたのも當然の事であつた。惟ふに此の道に於ける學識も相當に有せられてゐたけれども、然し君に許す可きは夫れよりも實務上の經驗に於て深きものあり、之れに基いて練り上げられたる所に、非常な優越さを以てをられたと見るが至當であらう。而して君が斯の道の爲めに、其の全力を捧げられる頃ほひは、恰かも我が國に於ける刑務制度の中興時代とも云ふ可き其の潮ろひの頗る高潮に達した時であつた。即ち條約改正の行はれんとする時期に迫り、政府は之れが準備として諸政を釐革せんとして、盡力是れ日も足らざるの有樣であつて、就中之れと密接の關係ある刑務の夫れに就いては百方劃策せらるゝ所となり、其の爲めに刑務官練習所は開設せられ、達く獨逸國より教師は傭聘せられ、教養訓練若しくは實務指導を行はしむる等、頗る多忙の時代であつた。此の頃に當り君は或は入つて刑務の樞機に參じ、出でては又た實務に經驗を積み、終始一貫して心力を我が刑務界の進歩改善に傾注せられたる點は、此の道に從事するものゝ等しく認めて尊敬する所となつた。是等の公生涯に遠

因となり又近因となつて自然君の健康を害ふた事は否む能はざる事實である。そがあらぬか不幸眼疾に冒され、百方治療の效なく遂に失明、可惜有爲の才と能とを以て空しく髀肉の嘆に沈ましめる事になつたことは、脇目にも堪へ難き同人間の深き嘆きであつた。

◇

君資性溫厚篤實、事務を見る親切丁寧、思慮亦た頗る周密であつた。而して其の間、何人に對しても謙和で、而も實意の籠りたる應對を爲す人であつたが、就中最も感服せしめたのは、下僚に對してより多く夫れであつた事である。是は確かに彼れが廣く名望を博したる所以であつた。普通から云へば、何人でも官職が高まり權威が加はつて來ると自然に傲り高ぶり、俗に云ふ威張り散らして下僚を困らせるのが有り打ちのものであるが、君も其の弱點が絶無ではなかつたかも知らぬけれども、其の點は深く自ら戒めて其の弊害に陷らぬ樣、嚴密の注意を爲しつゝあつた跡の見られるので、既に其の一事丈けでも之れを德とせなければならず、現に同僚は勿論、多くの下僚も君に就いて指導を受け、相談に乘つて貰ふ事を恰も恩情に富める慈母にでも對するが如き親しみを以て憚りなく進み出でたのであつた。斯くて君も亦敢へて公義を紊り、法規を無視する樣の事は斷じてせない丈けの、堅き決心は常に持つてゐたが、然し乍ら又た其の許す限りに於いて、何事も妥當協調の精神を以て整理補正の道を授け、以て過誤失態の深海に陷らしめざるを方針とせられれた事は、何人も等しく感謝して措かぬ所であつた。

◇

君が地方の巡閲に出掛けるや、怖い小父さんが叱りに來ると云ふ樣な氣持ちは何人も持たなかつた、而して親しみ易き阿母さんが來て呉れると云つた樣な氣持ちを持つて迎へぬものは無かつた。果たせるかな、如何なる場合にも彼れは嚴しき小父さんよりも、嗟き阿母さんの心持ちをもつて諸務を巡閲すると云ふ態度を失はなかつた、假令、不祥事件が突發したり、失態事件が曝露したり、其他中傷讒誣的の投書や密告等に依つて忿恚の念を以て乘り込まる可き場合があつたとしても、彼れは溫乎たる紳士的態度を持し、決して豫斷的詰問に及ぶ等の事もなく、何處迄も公平なる査閲を遂げるを常としたのであつた。是等の場合に於ても何時も心底深く感動せしめた事は、彼れの態度が何處々々迄も謙和であつた事である、何んでも無い事の樣だが今は昔、地方などに中央の役人

刑政第40巻第8号
矯正図書館

が出掛けると、然うでもないのだらうが兎角に田舎の役人はいぢけ勝ちであつて、中央から乗り込んで來た御上役と云へば非常にオヂ〳〵するのであつて、少しでも鋭い言葉や横柄な語氣を洩らされると非常にオヂケてものもよく言ひ得ぬ位のもの、而も神經は非常に緊張してるのであるから、其の上役の一擧一動は意外なる邊に迄威力を逞ふし、夫れが爲めに田舎の小役人縮み上つて終ふどころか或は精神に異狀を來し、或は腦溢血や心臓破裂など云ふが如き大事を引き起さんにも限らない位のものであつた。これは只だ昔は其位のものであつたと云ふ形容の言葉に過ぎぬが、然し是等の點に就いても彼れは餘程鑑みる所深きものがあつた樣に見られる。故に田舎に行けば行く程其の態度を愼む事に注意したことは顯然であつた。

◇

孰れの時代に於ても、誤傳風說又は讒誣中傷其の跡を絶つもので無い。況して功名利達を狙ふ競爭者の多い場所などには、殊に此弊害は附きものであつて、敢て異とするにも足らないものだ。而して是等の附き物に依つて、人間社會は如何なる場所にても呪ひと惱みのある事は世間の通例事として深く咎めるものも無い位になつてゐる。然し乍らこの呪ひの爲めに可惜有德の君子人も往々にして其明を掩はれ、幾分の德を自ら傷けるのみならず、人を見誤る事なきを得ざるは痛恨事となけれせばならぬ。然るに吾が尊敬する眞木君の如きも、恐らく又全く此の附き物の爲めに誤られたる事なしと云ひ得まい。若し一點たりともさる事なしと云はゞ之れ、却つて君を僞るものにして忠なる所以でない。だが、君に敬服せざるを得ざる所以の一つも、又た竝に理由の存するを默止する事は出來ぬ。即ち君は一般世相たる此の附物即ち咀ひに氣附かれて、これが爲に誤られざる事を常に念とせられ、嚴に自ら戒飭して、人の片言隻語に乘ぜられざる樣に注意せられたこと、一通りでなかつた事である。この一事は凡庸の人にして決して望み得られない所、滔々として之れが爲めに誤られる事を毫も意としないのが通例であるのに、夫れにも拘らずその重き職責に鑑みられた爲めでもあらうが、深く恐れ愼んで、是等の中傷的評判などに誤られざる樣、豫ね〳〵用心せられたこと頗る周到であつた。これは唯たに君の品格を高めたに止らず一般下僚は之かために如何に仕合せしたことか判らぬ。君今や逝く、然れども冥々の間、君の遺德を多とするもの決して少數に止らざるのみか、長へに我が刑務界の潛在力となつて、那邊にか光輝を放つものたるは親しく交誼を忝ふせし余等の堅く信ずる所である。（終）

▼文章簡明十九字詰三十行以内に——

▼詩林以外は具体的のものを

說苑

進歩と逆轉

前橋井上謙敬

今日我國の刑罰及行刑の上に於て著しく鮮明に翳されつゝある大旆の文字が敎化改善であらうことは今更贅する迄もないことである。

今日其行刑旗幟に宣揚されつゝある文字通り彼等受刑者等を敎化改善せしむる上に於て作業の訓練と言ふことも極て緊要且つ重大なる問題であることは無論のことである、併し此の作業訓練を敢てするに當り余りに其功を急ぐの嫌ひなきに非ざるかを疑ふ、故人の言ふ、事本末あり業始終ありの如く事を敢てするや必ず其順序又方法なかるべからずと思ふ。

然るに近來各刑務所が餘りに

一、作業の能率を競ふ上より

二、作業訓練の名の下に

行刑上其敎化上尤も嚴密愼重に爲さゞる可からざる其工場及居房等の區分別異の案配が其審査が非常に粗漏に、否便宜主義に取扱はれつゝあるに非ざるなきかを疑はしめらるゝものがある。

入所時の作業指定、又入所後に於ける轉業査定が唯其作業に對する適否の合議として一意身体の强弱及年齡等のみを詮衡し其他の尤も重要精査すべき犯數或は性向等は『充分』或は『殆んど』時に『全く』考慮圏外に放置さるゝの傾向はなきか、爲に其工場及其居房區劃の如き全く玉石同匱の醜狀を敢てするの觀を呈するなきか、入所者の多くは懶惰放縱にして一定の手職技能なく入所し來る者の多きは事實である、從て彼等が釋放後社會の一員として其パンを得べく作業の訓練を爲し一定の職を授け釋放せしむるてふことも之れ大に緊要の事に屬す、併し之を爲さんが爲に前記の如く其入所時及入所後其作業指定に當り其犯數も其性向等も『全く』或は『殆んど』又『充分』考慮詮考せず玉石混淆以て其工場を同一にし或は殆んと同一と等しき狀態に置き作業に就事せしむるの結果作業は訓練付けらるゝも其惡性情又其不良の性向は更に改善されず、否比較的其性情性格の良好なりし者も不良者と混淆さるゝの結果所謂朱に交りて赤くなり果つるの遺憾事を招來し、悔を將來に貽すの恨み之れあるなきかを憂ふ。

果して如斯んば今日の行刑旗幟たる敎化改善は却て反對の敎化改惡の謗を買ふに非ざ

矯正図書館

るなきか、入所して却て惡化し往昔の牢獄或は監獄時代の其の如く一度入所すれば其れだけ甲が殖える等の醜惡を來し、正に刑政の逆轉を演ずるなきかを憂慮す。希は我行刑實務の衝に在る同人各位玆に大に留意さるゝの必要なきか。（暴論多謝）

二、五、二五

◈累犯者と釋放者の待遇改善

熊本京町　久保實

日に月に社會制度の復雜なるに伴ひて犯罪數は實に驚べき現象を示して居るのである然れ共人類の凡てが犯罪性を有して生れて來るには非らずして何等かの動機境遇より生ずる犯罪である、人は生れ乍らにして犯罪性を有して居らざれば充分之を改良し矯正せば決して犯人となる事はない、最近の統計に依ると初犯者に比し累犯者の數が遙に勝るは慨嘆に堪えざる次第なり、獄中生活より脱したる大部分は刑務所内に於てよく精神を修養し再び以前の眞人間となり良心に立ちかへりて社會に接するや、社會は之等出獄者を如何にして迎へて與れるだろうか、獄中生活をしなくても一度犯罪者と言はれし者に對して如何に改心の狀ありとも、現社會は以前の人と同樣に待遇して與れるだらうか、犯罪は必ず惡心よりのみ起るに限らず數多の犯罪の裏面には充分同情する者がある、尤も之等に對する制裁は充分同情ある手段を用ひ寛大なる所置を採て居るが、之等の者に對して冷淡であつたならば改心して社會に出で善行をなすも當人にとつては一文の價値なく終ふではないか、前犯ある者に對して、社會人が差別的待遇をなすは事實である、否社會人類のみならず官憲迄が絶えず注目し斯く看做して居る現今の社會狀態ではないか、一度良心に立ちかへりし者が累犯者となりて數字中の六割以上占めて居るも、社會に何時も惠まれざる所より生ずる自暴自棄行動の發露ではなかろうか、一度罪を犯し前科者と云はるるや社會はおろか近隣親族の者迄が之を遠ざけて終ふので、之が爲失望と自棄とより再度の犯行をなすは無理からぬ事であらう、然らば國家は彼等に對して如何なる行動をとるか即ち相當の職業を與へ、完全に生くる道を與へよ、一度獄舍に繫がれし者をも永遠に國家事業に使用すべく待遇改善すべきである。

茶室

◈感情と行刑

米子　Y M 生

感情―それは、吾々萬人が共有する心の動きである。感情一たび激する時は、如何なる場合にも、事理の識別を顧るの暇なく、遮二、無二、之を遂行せんとし、感情冷解に歸すれば、余りにその輕擧妄動なりしを悔ゆるものである。然れども、吾々はやゝもすると、感情に支配され易く、その昂奮する時は、心にもなき憤怒、憎惡、さては罵詈雜言に至るまで、殆ど自己の中心を失ふようなことのあるは、如何にしても愚の至りと言はなくてはならぬ。之、平素に於る意志の鍛練と、克己自制の念の足らざる故とはいへ、實に恥づべきことである。

顧つて、吾々が日常接するところの、收容者の心理的狀態を考察すれば、その多くが最も感情の昂奮し易き性能を有してゐるではあるまいか。此の激昂性を有する彼等を對照として立つ、吾々刑務官吏は、如何にして之を遇すべきであるか、とは、行刑上最も緊要なることの一つであると思ふ。されば、日常彼等の一擧一動を洞察しつゝ之を改善へ導くべき任にある者が、彼の動き易い心を持つ、彼等に對し、其の事々物々に渉つて、感情的處遇を施さんか、それは由々しき行刑上の問題にして、その因つて來る失態は、自明の理である。斯くては、主客轉倒して、その何れが、昂奮せる者を制御すべき位置にあるものなるや、見解を失ひ、其處には見苦しき醜態が現れて、行刑の威信は失墜し、引いては如何なる指彈嘲笑を招くやもはかり難い。

玆に於て、吾々は、先平素より充分に精神を鍛練し、克己自制の感念を養ひ所謂常に氣を臍下丹田におさめ、以つて堅固なる意志を作らなくてはならない。而して、如何に彼等が昂奮、激怒すると雖、敢て之を物とせず、苛立てば苛立つ程、却て冷靜を期し「大山動かず」の精神を持つて對立したならば、如何なる執拗な者たりとも、聽てはその氣魄に辟易するの外はないであらう。斯くして彼が冷靜に歸した時、その不行跡を諄々と說き聽かせたならば、必ずや彼等は、自己を反省し、前非を悔ゆるに違ひない。

然る時に於て、その前途に光明を與へ、感情の抑壓に努めしめて、之を善導し感化敎養して行けば、そこには、期待する行刑有終の使命を果すことが出來るであらう。』

◈進路

大分　三岳生

萬物すべて、善惡優劣の對立しある事は、言を待たない所であるが人にも短所のあると同時に、又何人にも眞似の出來ない、長所が必ず一つ位はある。其長所をうまく活かし働かする事が必要だ。故に先づ事を初める前に、それが中に自己の長所を活動させる分子が含まれて居るか否か……つまり自己の境遇、財源、位置、頭腦に適應する目標の選擇が肝要である。そうして目標を發見し得たならば、全力を傾注して、自己の夫れに相伴はしむる事を心掛け、鋭意目的の彼岸に向つて猛進すべきである。もとより目的の彼岸に至るまでの道程には幾多の難關の起伏しある事を覺悟せねばならぬ、從つて不意の變局に應し得る準備を整へ、苟も之れに遭遇して逡巡するが如き事なきは勿論、其度數の增す毎に、益々勇を鼓し自己の銳練實に此時にあるを思ひ、再三反覆突進して、此難關を突破すると同時に、重ねて襲來すべき、次の敵に對する準備がなければならぬ、斯くしてそこに、自己の力、他の何物の追隨をも許さない獨得の長所を見出すのである。即ち進取的に活動し自己の最も得意とする點に向つて進路を選び之れに直進すべきではあるまいかと思ふ

詩林

◈鳳翔山に登る

山口　K 生

山口で鳳翔山と云へば相當嶮しい山である。

或日日曜を幸に登山を思立ち二三の友と共に登つた、出發時間が遲れたので氣のせいた爲か平素運動不足勝な吾等には相當苦しかつた。人家を離れて暫時は木蔭もありの谷間には清水が靜に流れて居た。そこらに場所を需めて一先休憩用意の握飯に腹を拵へ而て輕裝にかへた、水音も數空きなので谷間に下りて清水を詰めた。太陽は早や眞蒼に近く一點雲なき天は熱さを覺へしめる玆に第二のスタートを切り登るに連れ樹は無くなり道亦消えて溪水の音も遠ざかり疲れは次第に增した、斷念して歸途につくかの弱音も出たがそれでは意久地なきまゝに我も大和男子ださあ〳〵と互に勵まし合ふて此難關突破に努力した。天氣續きに乾ききつた禿山は一足踏めば二足辷る、茅の手を借り或は木の根を捉へて攀ぢ、漸く水筒の水で息を繫ぎ辛じて絶頂に達した。時に太陽は既に西に傾いて居た。望遠鏡で下を望めば散在する民家群る町並、往き交ふ人馬車手にとる如く、市陽線の汽車は長く黑煙を曳て走り海上には、帆船汽船點々と泛びそのさまは一昨年、敎化映画として見た「アルプスに咲く花を求む」の實地を踏んだ感がした。疲勞は立所に忘れた。こゝに我等の使命の上にも何等かの敎訓を得たやうに覺えて氣も輕く歸途に着いたのであつた。

◇或る一日

光州　あづま

五月の空も肌寒い今日の若葉風

入口に机を構へてペンを走らせてゐると面會に來る人、差入に來る人、注文に來る人、注文品受取や品物買ひに來る人等交々に這入り來て可なり日中の混雜を極めて事務室を賑やはせる。そのうちの生產品賣却を受持つ番頭の私は外來の客をあしらつて相當立働いて愛嬌をふりまかなければならない、然し今日は稀にない閑靜である餘念なく帳簿に親しみつゝ軟かく吹き入る風に頭のほこりは一掃された樣！　身心に爽快を感じ事務は意外にも進行を速めてタイプライターの音のみ耳に響いて來る。同時に時計も十二時を打つた、今日は土曜日の事とて一人歸り二人歸る內、私も机上を整頓して若葉薫る芝生の道を傳ふて家に歸り嚴めしい服を脫ぎすてゝ畑に鍬入れ、植木に水さし、日一日と延びて行く靑葉を見つめては、ひそかに笑を含んで一日の勞を靜かに休めた。

◇我は野百合の花を愛す

松本　もとめ

詩人カーライルは曰つた。

「野の百合の花を想へ彼れ勞せず紡がず而してソロモンの榮華の極に當つて尙其の一にだも及ばず」

是れは詩人が見た尊い靈感である、あゝ詩人の前には榮華もなければ功名も富貴も權門も丁度捨てられてある塵や芥の如きものである。

滔々として浮薄に流れ黃金の花が總てを支配している樣な現代に、綠雲湧き問ふ人も稀なる野川の流るゝ畔に愛らしく何等野心たになく一人咲く一輪の野百合の花何と純潔に高風に清洌なその姿を見た時。

あゝと吾は叫び其の姿の愛らしく其の心根を愛さずに居られぬと共に不遇の身にある收容者に向つてはその樣な心を以て接しやうといふ氣が泛んだのである。

思へ！

◇熊本松風會句稿

驛川報

蛍燒や旅裝束の二人連　堀松琴
入學や子に增す親の安堵振　岩野驛川
帆柱に翼休むやつばくらめ　綾田翠峰
河塘を眞一文字に燕かな　木庄蒼村
乙鳥や電車追越す町の中　清松自然
琵琶負ふて渡る小橋や春の月　平田白庭
落ちたのは水の影なり燕　到津菊洲

募集吟詠

湯あがりに折目つきたる糊つけの浴衣を妻はわれに着せけり　米子　碧空

涼風に吹かれて我は窓のべにもの思ひ居ればほたるとびゆく　高松　愛日堂

三歲の兒のいふことよくは解らねと活動の招牌興かりて見つ　高松　愛日堂

蟹とりに行きし幼な子蟹に手をはさまれたりと泣きて皈りぬ

のとかなるはるもいつしか過き去りて靑葉若葉に梅雨霧陶し　豐多摩　すみれ

義の爲にその身を捨てし大丈夫の其のこころ根を心ともがな　松本　もとめ

○

暑き日を隣りは虎列拉騷き哉　高松　愛日堂

公用を無事に濟して納涼かな

夏已に粟三寸の暑さ哉

母病むで祈願の夕や蚊喰鳥

納涼や氷商ふ母子店　米子　碧空

居眠りやペン持つ指に蚊の來る

高樓に潮の風あり梅雨の空　宮刑　螢村

蛞忍の袋に入れし暑さかな　岡山　翠柳

窓開けて待つ風は來す灯取虫

登山して味忘られぬ清水かな

募集　短歌　俳句　題〔當季隨意〕

矯正図書館

覺え帳

臺所改善八ケ條

一、清潔整頓衞生を目標として施設すること、
二、飲料水の改良に注意すること、
三、光線の射入をよくし室内を明くすること、
四、排水をよくし濕潤を防ぐこと、
五、諸道具類の仕末をよくすること、
六、作業上の便利を圖ること、
七、煙出窓を設けて煙煙の散出をよくすること
八、臺所に時計を掛けて置くこと

やけどに糸瓜水

へちまの水はお化粧用によいと云ふことはどなたも知つて居りますが、それが火傷の妙薬と云ふことを知つて居るお方は少いでせう、先づ火傷の場所へやはらかい鳥の羽にへちまの水をつけてしづかに塗り乾いたらまた塗りして一時間許りそうしますと、よほどひどく爛れてピリ〳〵と痛むのもだんだん治りまして一日か二日ですつかり全治し、痕跡さへ判らぬやうに治つて了ひます。

メリンスと虫

押入の竹行李に入れておくメリンスや毛織物に小虫が孔をあけるのは、樟腦類を埋るばかりに入れてもなんの効能もありません、これは硫黄を少量、皿か茶椀に入れて點火して押入の中に入れ、二三時間密閉しておきますと、發生する亞硫酸ガスのため退治することが出來ます、或はフォルマリン水を霧吹きで所々にかけて密閉しておいてもよろしい

家庭

日射病・熱射病

炎天に働く人は水を絶やさぬやう

健康體の人――人ばかりでなく溫血の動物は皆外界の溫度が百度になつても亦氷點を示しても常に一定の體溫を持つてゐますが、この體溫は日本人凡そ三十六度五分内外であつて、常溫三十七度ある人は稀な位です、この常溫が昇ると熱があるといひます、尤も外部からの暑氣を受けたりはげしい運動をして體溫が一時的に昇ることがありますがこれは熱ではなくて體溫の昇騰といつてゐます。太陽の光

りと熱の作用は地球上の凡ゆるものに幸してゐるままが、時として禍ひすることもあります、炎暑の頃太陽の直射光線の作用で起る疾病に、日射病熱射病などがあります、日射病は太古からあつた太陽にかゝる疾病であつて、身體が衰弱したりひどく疲勞してゐる時、長い時間日光に直接當ると起ります、それ故屋内の生活者にはなくて屋外に活動してゐる行軍の兵士や、旅行者勞働者にあるやうです、これは直射光線を受けた時間の長短によつて頭痛、めまひ、耳鳴り、四十一二度の熱などはひどい方です、この場合は樹蔭の涼しい場所などで强心劑を與へ、人工呼吸を施し、皮膚に刺戟を與へる爲め冷水などかけると恢復するものです日射病と殆ど同一の症狀であつて熱を伴はないのに熱射病があります、これは頭部に映射する日光の直達作用によるもので、矢張り酷暑に起るものですが主として體内の水分からなることが多く、自然人よりも家畜類の馬などによくあるものです、同じ液體でも水銀は三百五十八度が沸騰點で水は百度で沸騰するやうに灼暑幾度で日光病にかゝるかはその人の健康によつて一定しません、皮膚面の分子作用も手傳つて暑さに堪へ得るものです、炎暑の頃は睡眠を十分にとつて暴飲とか暴食をしないやうにして、身體の疲勞に注意し、分けても炎天時の外出には水分を永く絶やさない用意をすることです。

夏は朝夕努めて

乳兒を戸外に出せ

入浴衣服部屋練乳哺育

□乳兒の入浴のさせ方――乳兒は出來るならば毎日お湯に入れるがよい。その際耳に湯水を入れぬやうにし、頸のまはりや腋の下、股の間などを殊によく洗つてあとを丁寧に拭き取り、亞鉛華澱粉等をつけてたゞれを防がねばならない。咳や熱の出た場合には入浴は見合せたが宜しい。

□衣服――は成るべく輕くて清潔なものを用ひ、じゆばんやおしめの取り替へをおろそかにしてはいけない。しかし着せ過ぎはよくない。胸や腹を强く締め付けないやうにし手足の運動が自由に出來るやうにさせるがよい。

□部屋――子供は日のよく當る明るい部屋に置くことが必要である。だから暖い日には努めて部屋を開け放つて新鮮な空氣に觸れさせ、日光に當てるがよい。衣服や寢具は絶えず日にほして、乾燥させることを怠つてはならない。

□外出――生後三四ケ月にもなつたらば寒くない日を見はからつて、戸外につれ出し、新鮮な外氣を吸はせ、日光に當てる事は體の爲めに良い事である。春秋の穏かな日、夏の朝夕等はもつと幼い赤兒でも外へ出しても差し支へない

□病氣――親、兄弟、子守等に病氣があると、乳兒に傳染し易い、特に流行感冒氣管や肺の病は一番危險である。咳をする人は乳兒の側に寄らぬやうにする事が必要である。夏分には殊に病氣に罹り易いから注意が要る、

土用干

和洋服から書籍類まで

土用干しは秋風立つ頃がよいといはれてゐますが、からりと晴れた日和を選んで蛾やてうに卵を産みつけられぬ樣注意すれば土用中でも結構です、

着物のかびは刷毛で取り、とれぬ樣なのは微溫湯一合にアンモニア二十滴たらした中で絞つた手ぬぐひでふき取るときれいになるが、變色の心配あるものはアルコールを、絹ものはさく酸をアンモニアの代りに用ひます。洋服類はかんさうさせてから、刷毛で裏から上に掃き更にアンモニアの微溫湯で手ぬぐひを絞つて何回もふきかわかし、後水霧を吹き、强いアイロンをかける。するともし布の中に虫が居ても蒸されて死ぬ。

かうすれば下手なクリーニングにやつたよりもきれいになります。本やかけ物骨董なども一緒に出して本などは日光に當て直接日に當てられぬものは蔭干しにして十分に風を通します、容器もよく干し防虫劑をふたを取つた時プン

矯正図書館

絹物にヂヤム

絹物についたヂヤムのシミは揮發油では全然とることは出來ません、ぬるま湯につけてもみ落すのが一番よいのです、古くなつたシミならば少量のアンモニアかリスリンを混じてもよろしい、ぬらす範圍は、はじめはあまり擴げずに、最後にエギハを立たせぬ爲め大きくするがよい

香水の効用

香水は一概に贅澤品とばかり見ることは出來ません、人の心を柔げることは申すまでもなく、香水には實に大きな殺菌刀消毒力といふものがあります。これは一寸氣づかれぬことでありますが、揮發生の香料は神經藥として、また殺菌藥として廣く用ひられてゐます、

と臭い程度にいれしまひます

汗疹と濕疹

ひどくならぬやう
ひどい時の治療法

暑い季節になり幼兒をかゝへた家では汗疹に苦しめられることでせう。殊に乳呑兒は抵抗力が弱い爲、汗疹から濕疹に進むことが往々あります から、御注意が必要です。成る可く汗疹を出さない工夫としては、小さな子供には、麻や絹の衣物を直接肌にふれさせぬことです。木綿やモスリンのやうなものは汗をとつてすぐ發散するからよろしい。次は蒸寢の時風通しのよい所にねかせること、一日に午前十時と午後四時位に二回行水を使はせること、汗が出たらよくふきとつてやること、その意味で眞夏に赤ちやんをおんぶしたり、かたく紐をしめることはさけなければなりません、行水後腋の下膝下くび筋及び背中等に亞鉛華澱粉を叩くことは一般に行はれてゐますが、中には濃く叩きこみ過ぎて却つてその刺激の爲、皮膚を惡くする例を往往見ますから、出來るだけあつさり叩くやうにすべきです。所がこゝまで注意すれば、汗疹はひどくなりませんが、少し進んで熱を持つて、かゆくなる程度になるとついかゆくて搔く爲にひどくしますから、オレブ油にカルボールを五パーセントばかり入つたものを作つてもらつてぬると、大概なほります。所が運惡く更に進んで濕疹(あせも寄り)になつた時にはカルボール亞鉛華テレフ油(藥局で作つてもらふ)を塗れば、餘程ひどいものでもなほるそうです。あせものなほつたかさぶたは無理に剝がさず自然にはげ落ちるやうにするのがよいのです

髮の洗ひ方

髮の臭氣は恥とします
このやうに洗いなさい

これから髮の洗方、扱ひ方が面倒になります。髮をよく洗ふには袋に入つた粉の洗粉と、植物性の砂のないものを二つ三つお湯にといてドロドロにし、それを髮にすりこみ、地から先の方へと洗つてゆきます。次にそれをぬるま湯で何度もゆすぎます。臭氣が充分とれたとき乾いた手拭で地をよくふき、風通のいゝ處に居て早く乾かします、よくゆすぎ水のなかに油をおとして使ふ人がありますが、それでは早く乾きませんから却てよろしくありません。これから暑くなります。油を無暗につけたのでは塵もつき易く臭氣も發生し易いから、出來れば洗つたまゝがよろしいです。

叙任辭令

刑法並監獄法改正調査委員會ノ事務ヲ囑託ス　事務囑託　長山始(行刑局)
刑法並監獄法改正調査委員會書記ヲ命ス　司法屬　神本直助(仝　)
十級俸下賜依願免官　作業技師　垣内廉治(小菅)
任作業技師命小菅刑務所勤務十級俸下賜　作業技手　工東寅信(小菅)
命千葉刑務所勤務給五級俸　看守長　二瓶伊七(宮城)
命宮城刑務所勤務　仝　木村元吉(函館)
命前橋刑務所勤務　仝　藤下伊一郎(千葉)
仝　增山喜三郎(前橋)
命函館刑務所勤務月俸七十圓給與　典獄　長山又四郎(甲府)
五級俸下賜　補全州刑務所群山支所長　朝鮮總督府典獄補　森德次郎(西大門)
命西大門刑務所在勤　朝鮮總督府看守長　小丸源左衞門(群山)
命清津刑務所在勤　同　加藤市藏(晉州)
命釜山刑務所晉州支所在勤同　黑崎善之輔(清津)
命西大門刑務所在勤　同　石部武一(新義州)
命新義州刑務所在勤　同　堀江清次郎(釜山)
命釜山刑務所在勤　同　長谷場芳治(西大門)
給三級俸(死亡)　同　野村勝二(新義州)
叙正六位　朝鮮總督府典獄　吉野德市(全州)
同　同　鬮牟田彦次郎(咸興)
命新義州刑務所在勤　朝鮮總督府看守長　黑木哲美(晉州)
朝鮮總督府看守　吉川勝雄(開城)
任朝鮮總督府看守長給九級俸
命釜山刑務所晉州支所在勤
叙正八位　勳八等　仲地清雄(看守長)
叙正七位　從七位勳七等　石島興(仝　)
叙正八位　勳八等　二瓶伊七(仝　)
同　勳七等　寺島太作(仝　)
叙正七位　從七位勳八等　中島新吉(仝　)
叙從七位　勳七等　宮古友次(仝　)
叙勳四等授瑞寶章　從五位勳五等　印南於菟吉(神戸典獄)
叙勳五等授瑞寶章　正五位勳六等　岩村通世(司法書記官)
叙勳六等授瑞寶章　正六位　江藤惣六(福岡典獄)
叙勳七等授瑞寶章　勳八等　川口吉次郎(三池看守)
仝　仝　栗原千吉(前橋仝)

矯正図書館

仝	仝	杉町太郎（熊本）
四級俸下賜	朝鮮總督府典獄補	不動藤太郎（清津）
仝	仝	力武竹一（清州）
仝	仝	賢村光輝（金泉）
六級俸下賜	仝教誨師	桑原貫一（京城）
給四級俸	仝看守長	小丸源左衛門（西大門）
給五級俸	仝	淵史朗（公州）
給六級俸	仝	山口千吉（仝）
仝	仝	井垣善次（咸興）
仝	仝	友清里一（新義州）
仝	仝	富田富藏（光州）
月俸六十圓給與	仝	黑木哲美（新義州）
月俸六十圓給與	仝	咸昌熙（新義州）
仝	仝	白川末喜（群山）
給八級俸	仝	小見門卯七（京城）
仝	仝	咸澤鶴（清津）
仝	仝	金炳律（平壤）
仝	仝屬兼看守長	田淵房吉（行刑課）
給九級俸	仝看守長	姜天錫（釜山）
仝	仝	森行春（木浦）
給十級俸	仝	吳聖煥（安東）

口繪寫眞說明

（3）立てする勞働の適性檢査です。一時間起立してゐた後、圖中の菱形硝子板の示す水槽中の水準の昇騰により下腿部の腫脹の度を量るのです。腫脹の度の甚しいものは血管の機能の不良なる証據で、かゝる人は不斷立てゐる勞働には適せないのであります。

（4）精巧なる手工に必要な觸覺の檢査です。受檢者の指には測量器と結ひてゐる指帽（フインガー・キャップ）がはめられてゐます。看ないで兩手の指を同じ位置に配らなければ不可ないのです。

（5）これは鑛山勞働の適性檢査です。腰をかゞめた姿勢でショベルを使ふのです。ショベルに盛られるものは鑛物の代りに砂をつめたゴム丸で、斷えず傾斜面に投げ上げられるのです。疲勞の程度が吐く氣息で測られる仕掛けです。

行刑令規

○行刑局長通牒

●逃走者ノ刑期計算方ニ關スル件

（昭和二年五月廿七日 行甲第七〇七號）

標記ノ件ニ付別紙甲號ノ通問合有之乙號ノ通回答致置候條御了知相成度候

（別紙）（甲號）

岩刑發第一四〇號昭和二年四月七日

岩國少年刑務所長

司法省刑事局長宛

逃走者ノ刑期計算ニ關スル件

當所行刑中ノ懲役短期二年長期四年須賀光義ハ大正十五年十二月七日逃走ヲ爲シ諸方ノ警戒ヲ脫シテ同月十四日無賃乘車ノ件ニ付キ佐賀縣武雄警察署ノ手ニ逮捕セラレタルモノナル所本件ノ取調中當所ヲ脫走シタル旨自白ヲ爲シタル爲メ同署ヨリ當所宛逃走者須賀光義ヲ取押ヘタリトノ電報アリシヲ以テ當所ヨリ右趣キ直ニ當檢事ニ通報シタリ

檢事ニ於テハ右通報ニ依リ逃走罪トシテ勾引狀ヲ發シ同月十六日武雄警察署ニ於テ岩國警察署巡査ヲシテ之ヲ執行セシメ同十七日岩國警察署ニ勾引シ同月二十日當所ニ復所シタルモノナリ

右須賀光義ニ對スル刑期計算方ニ付左記甲乙丙ノ三說アリ疑義相生シ候ニ付何分ノ御回示相仰キ度候

甲說　須賀光義ノ逃走シタルハ大正十五年十二月七日ニシテ警察ノ手ニ逮捕セラレ復所シタルハ同月二十日ナリ故ニ明治四十三年十二月民刑甲第八八號說例第二第三ノ復監ノ日即チ刑務所ヘ復所シタル十二月二十日ヨリ刑期計算シ殘餘ノ日數ヲ執行スルモノトス

乙說　本人カ逃走シ逮捕セラレタルハ大正十二年十二月十四日ニシテ逃走囚ナル事實判明シ勾引狀ヲ發シ之ヲ執行シタルハ同月十六日ナリ故ニ逃走囚トシテ勾引狀ヲ執行シタル十二月十六日ヨリ計算殘餘ノ日數ヲ執行スルモノナリ

丙說　逃走囚ナル事實ヲ知ラスシテ餘罪取調ヘノ爲逮捕シタルモノカ後ニ逃走者ナルコト判明シタル場合ニ於テモ明治三十五年二月民刑甲第四三號ニ依リ就捕ノ日即チ十二月十四日ヨリ計算殘餘ノ日數ヲ執行スルモノナリ

（乙號）

行甲第七〇七號昭和二年五月廿七日

司法省行刑局長

岩國少年刑務所長宛

逃走者ノ刑期計算方ニ關スル件

四月七日附岩刑發第一四〇號ヲ以テ御問合相成候標記ノ件ハ甲說ヲ相當ト思考致候

●刑期計算方ノ件

（昭和二年五月三十日 行甲第七一五號）

標記ノ件ニ付別紙甲號ノ通リ照會有之候ニ付乙號ノ通リ回答致置候條爲參考及送付候

（甲號）

發刑文第五九三號昭和二年五月十三日

高松刑務所長

矯正図書館

司法省行刑局長宛

刑期計算方ノ件ニ付照會

未決勾留日數通算ヲ年又ハ月ヲ以テ言渡サレ其判決確定セシ場合ノ刑期計算ハ明治四十三年民刑甲第八八號司法次官通牒ニ準シ通算セラレタル年又ハ月ノ數ヲ宣告刑ヨリ控除シ殘餘ノ期間ヲ起算日ヨリ計算シ終期ヲ定ムヘキモノト思料致候ヘ共聊カ疑義有之候條御指揮相仰度候

（乙號）

行甲第七一五號昭和二年五月三十日

司法省行刑局長

高松刑務所長宛

刑期計算方ノ件ニ付回答

本月十三日發刑文第五九三號ヲ以テ標記ノ件御問合相成候處右ハ貴見ノ通御取扱相成差支無之モノト被思料候

●行刑統計小票取扱規程ニ關スル件通牒

（昭和二年六月四日）
（行甲第七四三號）

首題ノ件ニ付高知刑務所長ヨリ甲號ノ通リ照會有之乙號ノ通リ回答致置候條御諒知相成度

【別紙】（甲號）

高刑第七九六號昭和二年五月廿六日

高知刑務所長

司法省行刑局長宛

行刑統計小票取扱規程改正ニ關シ疑義ノ件

大正十五年十二月九日附訓令相成候行刑統計小票取扱規定及樣式中受刑者入監小票改正ノ内左記ノ點疑義有之候ニ付何分ノ御指示相煩度候

左　記

一、飲酒欄中遺傳的好酒遺傳的不好酒ハ受刑者ノ父母又ハ祖父母ノ好酒不好酒ヲ各々記入スヘキ事ト相成居候ガ右ハ單ニ父母祖父母ノミニ付調査スキヤ本人トノ遺傳關係ニ付調査スル義ナリヤ

二、若シ本人ニ付キ其父母祖父母トノ遺傳關係ヲ調査スルトセハ

（イ）父又ハ母祖父若クハ祖母酒ヲ好サルニ本人ニ於テ好酒ノ場合

（ロ）父又ハ母祖父若クハ祖母好酒ニ不拘本人ノミ不好酒ノ場合

遺傳的好否孰レニ記入スヘキ哉

三、飲酒ノ好否ニ付テハ父又ハ母祖父若クハ祖母各々其好否一致セサル場合尠カラス依テ遺傳的好否ニハ其孰レヲ主トシテ記入スヘキ哉

（乙號）

行甲第七四三號昭和二年六月四日

司法省行刑局長

高知刑務所長宛

行刑統計小票取扱規程改正ニ關シ疑義ノ件回答

首題ノ件ニ關シ客月廿六日高刑第七九六號ヲ以テ御照會ノ件了承右ハ左記ノ通リト御承知相成度

左　記

一、前段貴見ノ通

二、（イ）『遺傳的不好酒』トシ本人ニ付テハ好酒ノ程度及酒癖ノ有無ヲ調査シ其ノ結果『有酒癖』或ハ『無酒癖』又ハ『稍好酒』トス

（ロ）『遺傳的好酒』トシ本人ニ付テハ『不好酒』トス

三、父又ハ母、祖父又ハ祖母ト分離セス父母、祖父母ノ二ニ大別シ、父母又ハ祖父母中ニ好酒者アラハ『遺傳的好酒』トス

●典獄ノ面接ニ關スル件通牒

（昭和二年六月十八日）
（行甲第七九一號）

受刑者ノ面接ニ付テハ監獄法施行規則第九條ニ依リ特ニ日ヲ定メ勵行相成居候事トハ存候ヘトモ本日司法次官ヨリ受刑者ノ情願ニ關シ通牒相成候ニ付テハ爾今一層面接ヲ勵行シ受刑者ニ於テ右通牒ノ趣旨ヲ以テ情願ヲ阻止スルモノヽ如ク誤解スルコトナキ樣御留意相成度候

○情願裁決ニ關スル件司法次官通牒

（昭和二年六月十八日）
（行甲第七九一號）

監獄法第七條ニ依リ司法大臣ニ情願ヲ爲スコトヲ得ヘキ監獄ノ處置ニ對スル不服トハ拘禁者ニ對スル典獄ノ處置ニ關スル不服ヲ意味スルモノニシテ情願ノ内容カ單ニ自己ノ意見又ハ感想ニ止マルカ如キ場合ニ於テハ情願ヲ爲シ能ハサルコトハ勿論典獄以外ノ刑務官吏ノ處置ニ對シ不服アルトキハ一應其ノ旨ヲ典獄ニ申立テ典獄ノ之ニ對スル處置ニ不服アル場合ニ於テ始メテ之ヲ大臣ニ情願スヘキモノナルコトハ監獄法施行規則第九條ニ照シ當然ノコトニ屬ス然ルニ從來拘禁者ハ往々ニシテ此ノ理由ヲ誤解シ或ハ自己ノ感想或ハ一刑務官吏ニ對スル誹謗等ヲ情願ノ内容ト爲ス場合尠カラス斯クテハ名ヲ情願ニ藉リテ徒ニ文筆ヲ弄スルノ弊ヲ惹起スル虞モ有之候條特ニ貴官ヨリ大臣情願ノ性質ヲ釋明シ爾今左ノ例ニヨリ情願ヲ裁決セラル、旨ヲ指示相成度候

記

一、自己ノ感想、意見及裁判事項等ニ關シ情願ヲ爲シ得サルコト

二、刑務所長以外ノ刑務官吏ノ處置ニ對シ不服アルトキハ其ノ旨刑務所長ニ申立テ其ノ裁決ヲ仰クコト

三、刑務所長ノ處置及前號ノ裁決ニ對シテ不服アル場合ニハ司法大臣ニ情願ヲ爲シ得ルコト

四、第一號及第三號ニ依ラサル場合ハ内容ヲ審査スルコトナク情願棄却ノ裁決ヲ爲スコト

五、情願ノ内容ヲ審査シタル場合其ノ理由アリタルトキハ情願ヲ採用スル旨ノ裁決ヲ爲シ其ノ理由ナキトキハ情願却下ノ裁決ヲ爲スコト

六、裁決ヲ受ケタル事項ハ反覆シテ情願ヲ爲スコトヲ許サヽルコト此ノ場合ハ棄却ノ裁決ヲ爲スコト

追テ情願事項ニ屬セサル一身上ノ事情其ノ他ニ付希望又ハ意見ノ開陳方申出アリタルトキハ特ニ許可シ情願ノ形式ニ依リ進達相成度但シ此ノ場合ニ於テハ別ニ裁決ヲ與ヘス參考ノ爲當省ニ留置キ候條爲念申添候

●詭激思想懷抱者ニ關スル件

（昭和二年六月二十五日）
（行甲第八三九號）

牧容者中詭激思想懷抱者トシテ報告シタル者ニ對シテハ其身分帳表紙備考欄ニ「年月日詭激思想懷抱者報告」ト記載シ上訴申立其ノ他ノ事由ニ依リ移送シタル場合ニ於テ受送刑務所ヲシテ其詭激思想懷抱者ナルコトヲ知ラシメ相互ノ聯絡ヲ保チ以テ特種收容者ニ對スル處遇上ノ萬全ヲ期シ且爾後ノ

矯正図書館

報告ニ便ナラシムル樣御取扱相成度候

追テ受送刑務所ニ於テ右報告濟ノ者ニ對シテ詭激思想懷抱者ト認メサル場合ニ於テハ其事由詳細報告相成度申添候

○司法大臣訓令

（昭和二年七月一日）
（行刑局行甲第八三〇號）

大正十三年十一月行甲第一七九八號訓令少年受刑者收容區分中左ノ通改ム

右訓令ス

小田原少年ノ項「横濱」ノ下ニ「八王子少年」ノ項ヲ左ノ通改ム

十八歳未滿ノ處遇ヲナスモノ	川越少年	市谷、千葉、前橋、横濱、八王子少年
	奈良	京都、大阪、滋賀

姫路少年ノ項ヲ左ノ通改ム

姫路少年	京都、大阪、神戸、奈良、滋賀、德島、高知但シ京都大阪奈良滋賀ハ十八歳以上ノ初犯者ニシテ十八歳未滿者ニ準スル處遇ヲナスヘキモノ德島高知ハ十八歳未滿ノ處遇ヲナスヘキモノニ限ル

市谷八王子支所ノ項ヲ左ノ通改ム

十八歳未滿ノ處遇ヲナスヘキモノ及十八歳以上ノ初犯者ニシテ十八歳未滿者ニ準スル處遇ヲナスヘキモノヽ中心神耗弱者ト認ムルモノ但殘刑期十月未滿ノモノヲ除ク	八王子少年
	市谷、横濱、千葉、水戸、宇都宮、前橋、靜岡、甲府、長野、小田原少年、川越少年、岡崎少年、

（昭和二年七月一日）
（行刑局行甲第八四〇號）

大正十三年十一月行甲第一七九六號訓令丙種受刑者收容區分中千葉ノ項「川越少年」ノ下ニ「八王子少年」ヲ加フ

右訓令ス

（昭和二年七月一日）
（行刑局行甲第八四一號）

大正十三年六月行甲第九二一號訓令乙種受刑者收容區分中小菅ノ項「岡崎少年」ノ下ニ「八王子少年」ヲ加フ

右訓令ス

（昭和二年七月一日）
（行刑局行甲第八四二號）

大正十三正十一月行甲第一八〇〇號訓令女受刑者收容區分中左ノ通改ム

右訓令ス

宇都宮栃木支所ノ項「甲府」ノ下ニ「小田原少年、川越少年、八王子少年」ヲ京都宮津支所ノ項「京都」ノ下ニ「姫路少年」ヲ廣島三次支所ノ項「松山」ノ下ニ「岩國少年」ヲ宮城ノ項「青森」ノ下ニ「盛岡少年」ヲ名古屋ノ項「三重」ノ下ニ「岡崎少年」ヲ加フ。福岡ノ項「熊本」ヲ「熊本佐賀支所」ニ改メ「久留米少年」ヲ加フ。鹿兒島ノ項「宮崎」ノ下ニ「熊本京町支所、同八代出張所」ヲ加フ。

矯正図書館

拘禁生活ノ衛生學的觀察

於司法省衛生官室
醫學博士　芥川　信

目次

第一編　緒論
第二編　拘禁生活ノ概要
第三編　受刑者ノ居室ノ溫度及濕度
第一章　緒言
第二章　研究方法
第一節　實驗ノ場所
第二節　實驗ノ方法
第三節　實驗ノ期間
第三章　各月ニ於ケル觀察
第一節　大正十年十一月
第二節　大正十年十二月
第三節　大正十一年一月
第四節　大正十一年二月
第五節　大正十一年三月
第六節　大正十一年四月
第七節　大正十一年五月
第八節　大正十一年六月
第九節　大正十一年七月
第一〇節　大正十一年八月

第一一節　大正十一年九月　第一二節　大正十一年十月
第四章　結論
第一節　溫度　第二節　濕度
第三節　溫度ト濕度トノ關係
第四編　食糧增加ノ受刑者ノ体重ニ及ボス影響
第一章　緒言
第二章　被檢者ノ撰擇ト其人員
第三章　被檢者ノ日課
第四章　實驗時期及期間
第五章　實驗ノ實施方法及其成績
第六章　結論
第五編　減食罰ノ受刑者ノ体重ニ及ボス影響
第一章　緒言
第二章　調査材料
第三章　調査成績
第四章　結論
第六編　拘禁生活ノ少年受刑者ノ身体發育ニ及ボス影響
第一章　緒言
第二章　調査ノ方法
第三章　身體發育ノ觀察
第一節　收容時ニ於ケル發育ノ度　第二節　體重ノ增加狀況

第三節　身長ノ增大狀況
第四節　胸圍ノ發達狀況
第五節　體重ト身長トノ關係　第六節　身長ト胸圍トノ關係
第七節　獨居拘禁及雜居拘禁ノ身體發育ニ及ボス影響
第四章　結論
第七編　受刑者ノ死亡
第一章　緒言
第二章　受刑者ノ死亡率ト社會人ノ死亡率トノ比較
第一節　死亡率算出ニ就テノ注意　第二節　調査材料及其成績
第三章　受刑者死亡ノ主要ナル原因
第四章　受刑者ノ死亡ト年齡トノ關係
第五章　受刑者ノ死亡ト季節トノ關係
第六章　受刑者ノ死亡ト拘禁期間トノ關係
第一節　發病ニ至ル拘禁期間　第二節　發病ヨリノ拘禁期間
第三節　休養ヨリノ拘禁期間　第四節　收容ヨリノ拘禁期間
第七章　結論

表目次

第一表　居室ノ溫度、濕度及外界（東京市）ノ溫度、濕度比較表
第二表　同上曲線比較表
第三表　被檢者ノ年齡、犯數、收容期間等表
第四表　被檢者ノ作業成績表
第五表　受刑者居室及工場溫度、動作時間、支給主食量等表

矯正図書館

第六表　受刑者ノ日別体重變化表
第七表　增食前後体重比較表
第八表　實驗中ニ於ケル受刑者ヨリ均体重比較曲線表
第九表　動物性食品支給ニヨル体重增減者數表
第十表　減食期間別人員表
第十一表　減食期間別月別体重比較表
第十二表　調査拘禁時期表
第十三表　調査人員表
第十四表　調査成績表
第十五表　收容時身長、体重、胸圍、比較表
等十六表　拘禁中ノ体重增加量比較曲線表
第十七表　拘禁中ノ体重增加比較表
第十八表　拘禁中ノ身長增大量比較曲線表
第十九表　拘禁中ノ身長ノ增大比較表
第二十表　拘禁中ノ胸圍發達量比較曲線表
第二十一表　拘禁中ノ胸圍發達比較表
第二十二表　拘禁中ノ体重身長關係比較表
第二十三表　拘禁中ノ体重ト身長トノ比ノ變化比較曲線表
第二十四表　拘禁中ノ身長、胸圍關係比較表
第二十五表　拘禁中ノ身長ト胸圍トノ比ノ變化比較曲線表
第二十六表　拘禁別身体發育狀況比較表

第二十七表　少年受刑者身体發育調査票寫
第二十八表　男受刑者ノ死亡率表
第二十九表　十五才以上ノ男子社會人ノ死亡率表
第三十表　刑執行中ニ死亡セル者ノ病名累年比較及一日平均收容者トノ千分比例表
第三十一表　刑執行中ニ死亡セル者ノ年齡表
第三十二表　刑執行中ニ死亡セル者ノ月別表
第三十三表　刑執行中ニ死亡セル者ノ發病ニ至ル拘禁期間表
第三十四表　刑執行中ニ死亡セル者ノ發病ヨリノ拘禁期間表
第三十五表　刑執行中ニ死亡セル者ノ休養ヨリノ拘禁期間表
第三十六表　刑執行中ニ死亡セル者ノ收容時ヨリノ拘禁期間表
附圖　實驗居室內面圖

矯正図書館

第一編　緒　言

拘禁生活ハ、刑法及ビ監獄法ニヨリ、自由刑ノ執行ヲ受クル者ノ生活ナリ。而シテ此自由刑ノ執行ヲ受クル者ハ、我ガ同胞中ニ於テ犯罪ヲ爲シ受刑セル人々ニシテ、其數一ケ年ニ平均約十萬ニ垂ントセリ。我ガ刑法第十二條ニ於テ懲役ハ監獄ニ拘置シ定役ニ服ス、同第十三條ニ於テ禁錮ハ監獄ニ拘置ストアリ。又我ガ監獄法第二十四條ニ於テ、作業ハ衛生、經濟及ビ在監者ノ刑期、健康、技能、職業、將來ノ生計等ヲ斟酌シテ之ヲ課ス、同第三十四條ニ於テ、在監者ニハ其体質、健康、年齢、作業等ヲ斟酌シテ必要ナル糧食及ビ飲料ヲ給ス、同第三十八條ニ於テ、在監者ニハ其健康ヲ保ツニ必要ナル運動ヲ爲サシムベシトアリ。此等刑法及ビ監獄法ノ精神トスル所ヨリ考察スルニ拘禁生活ハ人間ノ自由ヲ拘束シ健康ヲ豫定シテ作業ヲ强制シ、依テ以テ彼等受刑者ヲ改善ニ導カントスルモノナリト、觀察シテ誤リナキモノヽ如シ。而シテ輓近ニ於ケル拘禁生活ノ實況ハ、勿論此精神ニ從ヒ、自由ヲ拘束シ緊張セル强制勞働ヲ科スルヲ以テ實質ト爲シ、之ニ依ツテ勤勉ノ氣風ト職業ノ訓練トヲ與ヘ同時ニ再ビ良民ニ伍セシムル爲、身体精神ニ必要ナル保護ヲ爲セリ。

然ルニ、拘禁生活ノ内容ヲ、其實際ニ就キ仔細ニ觀察スルニ、衣、食、住等ノ物質生活上ニ於ケル幾多ノ部分ニ於テ、自由社會人ノ生活ニ比シ、苛酷ナル制限アリ、其精神生活上ニ於テモ亦徹底セル壓迫アルノミナラズ、ナホ不自然ナル生活ヲモ伴フノ事實ハ明カナリ。此物質生活上ノ制限、精神生活上ノ壓迫及ビ不自然生活ハ拘禁生活ヲ爲ス者ノ身体並ニ精神上ニ、其影響ヲ及ボスコト蓋シ甚大ナルベシ。彼ノ行刑衛生ノ泰斗タルベール(H. V.Baer)ガ受刑者ノ生活ニハ必然的ニ健康障碍伴ヘリト云ヒシハ、明カニ上述ノ意味ヲ主張セルモノナラン。又行刑衛生上ノ權威タルレッブマン Dr.Friedrich Leppmann ガ拘禁生活ハ受刑者ノ身体ニ健康障碍ヲ招致セザルヲ理想トスルモ、受刑者ノ健康ニ對シテ決シテ無價値ナルモノニアラズト叫ビタルモ亦明カニ上述ノ意味ヲ主張セルモノナラン。

然リト雖モ、一面人間ナル有機生活体ハ其環境ニ順應スルモノナルヲ以テ、此拘禁生活ニ馴化スルコトモ亦蓋シ尠少ナラザルベシ。如斯關係ナルヲ以テ、現行法令當然ノ結果トシテ實施セラル、拘禁生活上ニ於ケル諸施設又

ハ拘禁生活ニ伴フ諸現象ニ就キ研究ヲナスコトハ、行刑衛生上ノミナラズ刑事政策上並社會政策上最モ必要ナル事項ナリト信ズ。

由來刑務所ハ社會ノ縮寫圖ナリト稱セラル、程複雜ナルヲ以テ、此拘禁生活上ニ於ケル幾多ノ施設又ハ拘禁生活ニ伴フ百般ノ現象ヲ闡明セントスルコトハ、其範圍頗ル廣汎ニシテ容易ノ業ニアラズ。然レドモ今ヤ我ガ國モ世界大戰ノ餘波ヲ蒙リ國民思想ノ變革ヲ來シ、從ツテ行刑施設モ改造セラレントスルノ氣運ニ際會セリ。茲ニ於テカ余ハ此問題ノ一端ニ資スル爲拘禁生活上ニ於ケル二三ノ緊要ナル事項ニ就キ衛生學上ヨリ實驗ヲ遂ケ或ハ調査研究ヲ了シタルヲ以テ以下ニ編ヲ分チテ其成績ヲ公表シ學者ノ示教ヲ仰ガントス。

第二編　拘禁生活ノ概要

拘禁生活ノ衛生學的觀察ヲ述ブルニ當リテハ、現行法令ノ下ニ於ケル拘禁生活トハ、如何ナル内容ヲ有セルモノナルヤニ付キ、詳述スルノ要アルベシ。然レ共拘禁生活ハ復雜多岐ニ亘ルノミナラズ、凡ベテノ刑法學說又ハ刑罰種類ノ目的ヲモ夫々包含セルヲ以テ容易ノ業ニアラズ。故ニ茲ニハ上述ノ目的ヲ離レテ而モ其概要殊ニ自由刑執行ニ於ケル自由剝奪ノ内容ヲ項ヲ分チテ述ブル程度ト爲セリ。

A　衣類、臥具、雜具

赭色ノ衣類ト淺葱色ノ臥具トニ特定シ、嚴冬深夜ノ如キ如何ニ冷氣ヲ感スルモ一定數量以上着用スルコトヲ得ズ。衣類ハ（一）單衣、（二）袷、（三）綿入、（四）襯衣、（五）帶、（六）褌、（七）股引、（婦女ニハ股引ニ代ユルニ前垂ヲ用ヰシム。臥具ハ（一）蒲團又ハ毛布、（二）敷布（三）枕（四）蚊帳ニ、雜具ハ（一）手巾（二）履物（必要ノ場合ハ雨具及冠物ヲ與フ）ニ制限シ、各其一個ニ限ルナリ。嚴寒ノ季節、足袋、手甲ノ如キモ特ニ詮議ヲ爲スニアラザレバ給與セス又灼熱蒸スガ如キ炎暑ノ折ニモ、凉風ヲ取ル團扇ノ類ヲモ使用セシメザルヲ（病者ニ對シ時トシテ使用ヲ許スコトアリ）通例トス。而シテ人間トシテ常ニ必要ナル用紙ノ如キモ、嚴密ニ制限ヲ加フ。

矯正図書館

B　飲食

(a) 飯　下白米十分ノ四、麥十分ノ六、一人一回三合以下ナリ。而シテ下白米ト云フト雖モ、經費等ノ關係ヨリ本邦生產ノ米穀ヲ給與スル能ハス、多クハ支那生產ノ下等米ヲ給與シ、而カモ米四歩麥六歩ノ割合ニ代フルニ「豆」又ハ「芋」ヲ混炊スル〻已ムナキコトアリ、

(b) 菜　一人一日五錢以下ノ菜代ナリ、故ニ普通一週間二回位ハ鹽魚其他〻雜魚又ハ牛豚肉ノ類ヲ給與セラルト雖全部野菜食ナリ。

(c) 飲料　白湯ヲ給與ス、但シ必要アルトキハ麥湯又ハ茶ヲ給與スルコトアリ。然レトモ如何ナル場合ト雖酒又ハ煙草〻用ヰルヲ禁ゼリ。

C　住居

一定ノ監舍ニ拘禁セラレ、一室ニ三名乃至十名ヲ收容スルモ、多クノ場合ニ於テハ五名乃至七、八名ナリ。然レ共稀ニハ一室ニ二十名又ハソレ以上收容ス。而シテ一人當リノ床面積ハ疊一疊ト見做シテ可ナリ。其他獨居拘禁ノ場合ハ三疊ニ一人ノ割合ト觀察シテ誤リ少ナシ。

ナホ居室ニハ、冬季ト雖モ火氣ヲ與ヘズ、又病舍女區ノ外居室ニ疊ヲ敷クコトヲ許サズ。教誨堂ノ外神佛禮拜ノ裝置ヲ許サズ。其起臥ノ場所タル居室ノ構成凡ソ左ノ如シ。

(a) 扉ニハ錠前ヲ施シ在室中ハ常ニ之ニ下鍵ス。

(b) 窓ハ戒護上ノ要求ニヨリ過小ニシテ風光ノ眺望ト他ノ收容者トノ交通トヲ嚴重ニ防止セリ。

又工場、居房其他何レノ場合ニ於テモ、一定ノ席次ヲ定メテ居所ヲ强制シ一歩タリトモ自由ニ行動スルヲ得ズ。

D　交通

信書、接見共ニ親族以外ノ者ニ對シ、之ヲ許サズ。而シテ其親族ニ對シ許スト雖モ左ノ如キ制限アリ。但シ特ニ必要ヲ認ムル場合ハ親族以外ノ者ニ對シ許シ又ハ左ノ制限ヲ緩和ス。

(a) 拘留受刑者ハ十日毎ニ一回

(b) 禁錮受刑者ハ一ヶ月毎ニ一回

(C) 懲役受刑者ハ二ヶ月毎ニ一回

右ノ外ナホ種々ノ制限アリ左ノ如シ

(a) 信書ハ、刑務所ノ指定スル用紙ニ認メ、發受共ニ刑務所ノ長ノ檢閲ヲ强制ス。

(b) 又急速ヲ要スル場合ノ外、日曜日、休業日又ハ休憩時間内ニアラザレバ認ムルコトヲ得ザルヲ普通トス。

(c) 發受信共ニ刑務所長ノ不適當ト認ムルモノハ之ヲ許サズ。

(d) 接見ハ一回ノ談話三十分間以内ニシテ接見室ニ於テ之ヲ爲サシム。

(e) 接見ニハ刑務所ノ官吏立會シ必要以外ノ談話ヲ交換スルヲ許サズ

(f) 拾四歳未滿ノモノトハ假令受刑者ノ愛子ト雖接見スルコトヲ得ズ

以上ノ外特ニ許可ヲ得ルニアラザレバ他ノ受刑者ト交談スルコトヲ得ズ。異性者トノ交通ヲ禁スルハ（接見ノ場合ハ交談ヲ許ス）勿論、仝性間ト雖肉体ノ接觸ヲ防止ス。寫眞ハ父母ノモノニ限リ其閲覽ヲ許ス。一聲ヲ發スルモ一目ヲ注クモ苟クモ自由ヲ許サズ

E　其他

(a) 賦課シタル作業ヲ强制シ、且ツ其働クベキ時間ト科程トヲ强要ス。

(b) 頭髮、鬚髯ノ剪剃ヲ强要ス。

(c) 身體及居所、所持物品ノ檢査ヲ行フ。

(d) 特ニ許可スルニアラザル限リ病氣ノ場合保健技師以外ノ醫師ノ診療ヲ受クルコトヲ得ズ。

(e) 罹患ノ場合ト雖自己ノ任意ニ滋養物ヲ飲食スルコトヲ得ズ

(f) 婦女ニアリテハ我ガ子ノ携帶ハ其ノ子ノ滿一歳迄ハ之ヲ許スモ男子ニ對シテハ我ガ子ノ携帶ハ絶對ニ之ヲ許サズ。

(g) 勞務ニ對シ其報酬ヲ受クルヲ得ズ。

(h) 刑務所ノ規律ニ違フトキハ懲罰ニ處ス。

(i) 逃走、暴行、自殺ノ虞アルトキハ勿論其他ノ場合ニ於テモ必要ノトキハ戒具ヲ施ス。

(j) 衣類ノ上部ニ番號ヲ附シ之ヲ以テ氏名ニ換ヘ自モ本來ノ氏名ヲ使用スルヲ許サズ。

矯正図書館

tractive and healthy. Each workshop has its bath chamber and its clothes airing and drying cupboards. This so that the prisoner coming from his cell can take off his cell attire, have a bath and put on working clothes before proceeding to his daily work. Whilst it is clear that the health of the prisoner has been the first thing sought after, efficiency in methods of production have not been overlooked.

The working hours are long, thirteen each day and every day except three days a month (Sunday is not yet completely recognized in Japan). Besides workshop organization, little is done for the education of the prisoner. But this will come as it did in England when the whole country awakens to the necessity for developing and organizing Adult Education. Even with these disadvantages K..... is a credit to the Japanese Nation and a testimony to the vital character of the Governor. It reflects Mr. Arima's simple yet profound prison philosophy, which may be summed up in the words—"Treat a man as a man and he will strive to act like one; treat him like you would a dangerous animal and he will become less than he was intended to be."

For years we have discussed in our school the problem of personality and its making. Here in the East I have met an outstanding personality; one who has dared, in spite of opposition, to put his belief into practice. But more, I have seen personalities being re-made. I do not know whether other Japanese prisons are as enlightened as this one, nor do I know whether Japan has any other prison governors or officials who are actuated by the same sound ideas for handling wrong doers, but even if this institution and its man are alone it will not "Waste its sweetness on the desert air." Others like it are bound to follow. It is a more striking monument to the advancement and modernity of Japan than her railroads, power plants, army or navy, for it indicates that the spirit as well as the machinery of a new age has entered her womb. With this spirit concealed in her being, who dares predict the future of this nation?

(本文の執筆者メットカーフ氏は獨人で本來技師であります
が社會事業や行刑事業にも興味を持つてゐられるさうです) J. W. Metcalf.

(k) 自己ノ所有物ヲ所持スルコトヲ得ズ。
(l) 意志ノ自由ニヨル其撰擇決定ヲ許サズ如何ニ不滿ヲ懷クトモ之ヲ抑制セザルベカラズ。
(m) 制限サレタル範圍外ニ出ツル一切ノ行爲ヲ奪フ。

第三編 受刑者ノ居室ノ溫度及濕度

第一章 緒言

受刑者ノ居室ハ、拘禁上並ニ經濟上ノ要求ニヨリ、厚壁ニシテ窓及ビ戸扉少ナキ上ニ狹小ナルヲ常トス。故ニ外界ノ溫度並ニ濕度ノ變化ニ影響サル、コト少ナキト共ニ內部ニ發生セシ溫度及ビ水分ノ放散ヲモ妨ゲラル、コト多シ、又受刑者ノ居室ノ殆ンド大部分ハ其暖房裝置ヲ有セザルノミナラズ（但シ例外的ニ病室又ハ北海道地方等ノ寒地ノ居室ハ其廊下ニ冬期間ストーブヲ設備セル所アリ）四季ヲ通ジ、絕對的ニ火氣ノ存在ハ全ク許サレズ、其他受刑者ノ居室殊ニ雜居室ハ特ニ其空氣ノ溫度及濕度ニ影響ヲ及ボス施設ヲ殆ンド存在セズ。故ニ居室內ニ於ケル是等空氣ノ理學的性狀ハ比較的永續不變ノ狀態ニアルモノヽ如シ。然ルガ故ニ其理學的性狀殊ニ溫度及濕度ガ、四季ヲ通シテ如何ナル狀態ニアリ且ツ受刑者ニ如何ナル影響ヲ與ヘツヽアルカヲ明カニスルハ、受刑者ノ保健上其居室ノ構造ニ如何ナル施設ヲ要シ、且ツ溫濕度調整ニ對シ吾人ノ採ルベキ科學的根據ヲ、確立セントスルノ一大資料タルベキヲ信ズ。コレ實ニ本研究ヲ試ミタル所以ナリ。

第二章 研究ノ方法

第一節 實驗ノ場所

巢鴨刑務所ニ於ケル雜居室中ノ一室

即チ北舍第十舍第十室ニシテ西面シ南北ニ居室ヲ有シ東ハ廊下ニ面ス。

氣積ハ二二六〇立方尺ナリ。試驗中ハ受刑者十名ヲ收容セリ。詳細ハ左ノ三圖ノ如シ

實驗居室內面圖 （卷末に附す）

刑政第40巻第8号
矯正図書館

gentleman, whose presence compells the idea that he knows his business. Without reticence, and with a pleasing absence of officialism or that arrogance which is so often cultivated by experts and those accustomed to command, he discussed his life work and his prison—I write his prison because he has made it his own by indelibly stamping his personality upon its arrangement, control and administration. Mr. Arima, for this is the name of the governor, speaks little English, but with the help of Miss Macdonald, the lady of Scotch extraction, and the young architect who is also acting as clerk of works and constructional engineer for the new buildings, I was able to carry on a conversation. As you will guess, I asked a lot of questions. Of some of these and the replies I received I will tell you more when I return in a month or two. About two I must, however, tell you now. I asked if the Governor ever saw his prisoners after they had finished their sentences and returned to ordinary life. I was told that most of the men who have passed through his prison during the last thirteen years write to him as a friend and many visit him as a man. I shall not easily forget the silent answer I received to another question. "Do you, for any offense, ever flog men?" With a look of pity for my ignorance, a quick movement of his body and a raising of his hands he shook his head, telling me better than words that such punishment, in this prison at least, is not only out of date but is regarded as brutal, degrading and useless.

How shall I describe the prison? Imagine if you can a large area dotted about with a few old brick buildings, a number of comparatively new wooden ones, and a large number of completely or partly finished reinforced concrete structures. Cutting across the area in several directions are canals which bring in lumber from the neighbouring river, and between the canals and the buildings are many large grass and tree covered spaces, with here and there a kitchen garden of considerable size. Think of this area as being surrounded by a yet incomplete concrete wall not high enough to prevent the prisoners, who are doing all the building work, seeing from the roofs of the partly finished buildings the surrounding country, rivers, fields, railway and hills. Outside the enclosure is the prison farm, with its pigs, goat, cows, rabbits, and cavies. These latter are bred for sale to hospitals for pathological research. This farm will eventually be moved inside the walled enclosure, mainly I was told—perhaps half in jest—to prevent the theft of goods by folks outside the prison. There are about eleven hundred men in the prison. All these are engaged at occupations suited to their mental and physical capacity. There are printing and book binding shops, cabinet and joiner shops, clothing and boot factories, mechanics shops where motor cars and cycles are repaired or rebuilt, and plumber shops where all kinds of sanitary appliances are made and repaired. I saw prisoners engaged on the new buildings doing plastering, glazing, electric wiring, woodwork and concrete mixing. I saw men gardening and road making, but strangest of all I saw one man—a genuine artist—carving images of the Gods which make up the Japanese Pantheon—Dahruma, Hoteisan, Ebisu and the rest. The place was a hive of industry. As we walked round, the Governor stopped now and again to talk to a prisoner or a warder. He talked to them as a man, not as an official. He seemed to know everyone, to be feared by none but respected by all. Whilst it was evident that all branches of work were well overlooked by warders, there seemed to be an absence of intrusive oversight. One felt the place was efficient without being over-managed or over-controlled. It was evident that personality counts more than mere physical power.

The new, though yet unfinished, buildings are worth attention. A plenitude of air and light seems to have been guiding principle behind the design of the new workshops and cell buildings. Most, though not all, of the new cells are equipped with a folding bed, a wash basin which can be converted into a table, a water closet which can be converted into a seat, and a cupboard. From the cell windows the prisoners can look out over the prison grounds. The ventilation arrangements are perfect, as much air as the prisoner needs can be had without a draft. The workshops are spacious and pleasant—would that all our workshops were as at-

刑政第40巻第8号
矯正図書館

Japanese police and prison methods. I was informed that Japanese prisons are loathsome places, that the police, officials, and warders are brutes, and that the "third degree" is practiced. The impression was forced upon me that all Orientals are barbarians so far as their dealings with offenders against the law is concerned. A week or two after this I was, one evening, poking around the library of a friend in Tokyo and I unearthed from one of the lower shelves an ancient copy of the Asiatic Society of Japan's transactions in which a lengthy, well illustrated account is given of the kinds of torture which used to be practiced in this land. I read with avidity all the horrid details, noted the rules for applying and stopping the torture, and began to think, *quiet unreasonably*, forgetting all Western shortcomings, that a nation which within a relatively short space of time practiced these horrors could not be expected to do better than I had heard with those who fell into the clutches of the law.

So my ideas continued until I met a lady, a Scotch Canadian who has been in Japan for twenty-five years. From this lady, whose eyes sparkle and whose words can bite as well as charm, I learnt many things about the social aspirations of the Japanese. For thirteen years she has given a large part of her time to work amongst Japanese criminals and her knowledge of Japanese prisons and prison methods is unique. Now this lady, who has also founded an institution which may become a Japanese Toynbee Hall and who in the midst of her doing good has not forgotten how to buy a good pair of silk stockings, asked me if I would like to see the inside of a Japanese prison. Of course I would —after seeing such a place would I not be able to tell folks in England how this supposedly first-class nation makes a mess of its dealings with moral offenders? So it happened that one sunny morning in May I found myself on the way to K..... prison. This prison is on the outskirts of Tokyo, in the midst of fields, and is a prison for men who are serving terms of ten years or over. Every class of male criminal is to be found in its buildings and grounds. Murderers, thieves, forgers, and the rest, are all there and leading reasonable and useful though restricted lives.

The prison consists of a number of more or less temporary structures; most of the old buildings were wrecked in the earthquake of 1923 and only a few new permanent ones have been completed. At the present the entrance to the prison compound, if one may so describe the prison area, is at the end of a long drive which passes through a gap in the yet uncompleted concrete surrounding wall. Near the prison entrance is a tall steelwork watch tower from which warders overlook the surrounding country. The tower took my mind back to some pictures I saw when a boy of the D..... Island Compound where D..... spent so many years. As we walked I felt we were being watched and I am sure our coming was telephoned to the main building in the prison. But D..... Island and K..... are poles apart, they represent the worst and, up to now, the best.

From the planes of the new buildings, which I was allowed to inspect, I found that when the new construction work is finished, the entrance to the prison will be through an imposing looking building. In this building a watch tower will be incorporated; offices will be provided for all the administrative staff, record rooms for housing the prisoners' histories, a research laboratory and an examination room for the medical department, interviewing cubicles for the friends and relatives of the unfortunate, and a large meeting room for the prisoners, to be used as a place of worship, education or amusement—a good combination. There will be no ugly or forbidding gate with its small examination grating so familiar in our older prisons, no walls many feet thick, or cells with windows so high that the prisoner cannot see out or so small that a reasonable amount of air cannot be got into a cell. As much as possible *the prison idea* is being eliminated from these new buildings. An endeavour, and judging from the partly completed building it appears to be a successful endeavour, is being made to make the prison secure, easy to control, and reasonably escape proof, without imposing a lack of air, light, or ugliness and terror upon everybody inside the prison and upon the prisoner in particular. Entering the administration building I was taken to see the Governor—a kindly, quiet, strong, Christian

刑政第40巻第8号
矯正図書館

JAPANESE PRISON AS I SEE IT

June 1st, 1927

Today is my birthday and I have been passing in review some of my experiences during the last few years. Of them all, one continues to command my attention. A few of you will be able to recall a meeting of the Education and Social Service Committee held at Sibford Gower four years ago. At that meeting an attempt was made with the help of two experts, Joe Brandshaw and the Governor of Leicester Jail, to devise a plan for intensifying and extending all branches of Adult School prison work. Many opinions were expressed, but two remain with me. How well I remember Joe Brandshaw insisting, in his quiet, deliberate manner, that effective prison work can only be done by persons having a common sense appreciation of its difficulties, a genius for handling human situations, and a social concern strong enough to prevent them becoming mere sympathetic busy-bodies. The Governor of Leicester Jail, speaking out of a vast experience of men in many walks of life, remainded us that men, even the wild men who find their way into prison and it is not only wild men who are sent to jail, can be made good citizens if our places of correction are made centres of education and personal influence instead of mere punishment and social retribution.

Little did I then think that for me these ideas would receive their confirmation and be underlined dy actual experience in the Far East. Life plays strange tricks with us, but it never played one more strange than when it forced me to visit a Japanese Penal Settlement.

A few weeks after my arrival in Japan I was travelling along with three more foreigners on the night train from Tokyo to Kobe. In the course of conversation it was remarked that a person known by them all had for some offense or other been put in prison pending his trial. Then followed a description of

「試み」の募集

論文にかくほどの改良意見でなくても、實務執行上「かうしたらよい」と考へついて、やつて見た「試み」が意外に成績がよくて、こんなことならもつと早くやればよかつたと思はれることがありませう、又そのことがさゝいなことであつても、全國的にこれを行へばよからうと考へられるような共通問題についてつまらぬと捨てずに御發表を願ひたいと思ひますまたある所では成績よしとしてもまた異論があるかもしれません、それに對しても卒直に誌上で意見を公開されるように希望します。

編輯部

定價表

一冊(税共)	金二十錢	
六冊(税共)	金一圓二十錢	
十二冊(税共)	金二圓四十錢	

廣告料

五號活字半段一行	金一圓
一等一頁	金五十圓
二等一頁	金四十圓
普通一頁	金三十圓

注文規定

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御通ドされたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和二年七月二十六日印刷
昭和二年八月一日發行

東京市麹町區西日比谷町一番地
發行兼編輯人 香川又二郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷人 五島林太郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所 刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町壹番地
發行所 刑務協會
電話 銀座 二三四四、三八二五番

刑政第40巻第8号
矯正図書館

Volume XL Number 8

THE KEI SEI

The Journal of the Japanese Prison Association

August 1, 1927

PRINCIPAL CONTENTS

Humanizing Penology. . . . . (Editorial)

Moral Instruction and Education in the Prison. K. Tsuji

Moral Instruction *en masse* . . . . . R. Tomii

Gent Prison of Belgium . . . . . Dr. Motoji

Italy at War . . . . . Edward Corsi

The Abolition of the Capital Punishment . . . . By Several Authors

Japanese Prison as I see It . . . . . J. W. Metcalf

Published
By
"KEIMU KYOKWAI"
(The Japanese Prison Association)
Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Kojimachi,
Tokyo, Japan.